

## 第 2 部 実態—各年度決算の計数

本書が対象とする時期の財政の規模や動向を、主として決算の数値によって鳥瞰するのが、第2部の課題である。第1部で、各年度の子算に即して年次ごとに変わっていく政策意図を追求したのに対して、ここではそうした政策の結果、当該期全体を通じて財政がどのように変化し、いかなる姿をとるにいたったかを計数によって確認しよう、というのである。それによって、年度単位の叙述というスタイルの第1部では見えにくかった、全期間を通ずる財政の継続的な流れの把握が可能になるはずである。

## 第1章 財政規模

### 第1節 中央一般会計と地方普通会計

#### 1 高度成長と財政(中央一般会計と地方普通会計)規模

まず表2-1-1によって当該期の財政が国民経済の中でどのような位置にあったかを確認することから作業を始めよう。

当該期のGNE(旧SNA)は名目で6.4兆円から115.6兆円へと18倍、年平均成長率15%となっていて、いわゆる高度成長期にあたっていることが示されている。ただし、これ以前の時期をみると、敗戦やインフレーションのせいもあって、名目では176%(22年度)だの103%(23年度)などという成長率を示す年があるうえに、当該期直前の26年度には朝鮮戦争の影響で38%となっていて、総じて「超高成長」時代であるが、異常な時期であったというほかあるまい。<sup>1)</sup>これに対比していえば、当該期はかなりの幅での上昇と下降が繰り返されているとはいえ、講和条約締結後の安定した社会における高度成長期ということになる。この後に続く時期は、安定した社会である点は変わらないとしても、オイル・ショックを経て昭和53年度以後平成年代にかけて、成長率は10%を割り込んで5~6%前後の1桁台になっているのであるから、これから振り返ってみても、当該期が高度成長期にあたっていることは明らかである。<sup>2)</sup>ちなみに、戦後混乱期を除いたすべての戦後期を通じて、36年度の22.5%(旧SNA)は最高の値である。48年度についても22.0%の高水準となったが、この場合は狂乱物価が反映された特異な年である。よく知られているように、この長期にわたる高位安定的な高度成長期も、その内部に4年前後の周期で生ずる外貨逼迫を契機とする下降期があり、それは29, 33, 37, 40の各年度及び、やや事情は異

表 2-1-1 国民総支出と中央・地方の歳出規模

(単位：億円，%)

年度	国民総支出(名目) (A)		中央一般会計歳出 (B)			地方普通会計純計 (C)			国・地方純計 (D)		
	金額	伸び率	金額	伸び率	(B/A)	金額	伸び率	(C/A)	金額	伸び率	(D/A)
昭27	63,730	16.3	8,739	16.6	13.7	8,041	26.1	12.6	13,686	20.1	21.5
28	75,264	18.1	10,172	16.4	13.5	10,362	28.9	13.8	16,231	18.6	21.6
29	78,246	4.0	10,408	2.3	13.3	11,290	9.0	14.4	17,397	7.2	22.2
30	88,646	13.3	10,182	△ 2.2	11.5	11,369	0.7	12.8	17,238	△ 0.9	19.4
31	99,509	12.3	10,692	5.0	10.7	12,061	6.1	12.1	18,020	4.5	18.1
32	112,489	13.0	11,877	11.1	10.6	13,425	11.3	11.9	19,981	10.9	17.8
33	117,850	4.8	13,316	12.1	11.3	14,556	8.4	12.4	22,004	10.1	18.7
34	136,089	15.5	14,950	12.3	11.0	16,239	11.6	11.9	24,287	10.4	17.8
35	162,070	19.1	17,431	16.6	10.8	19,249	18.5	11.9	28,406	17.0	17.5
36	198,528	22.5	20,635	18.4	10.4	23,911	24.2	12.0	34,638	21.9	17.4
37	216,595	9.1	25,566	23.9	11.8	28,874	20.8	13.3	42,374	22.3	19.6
38	255,921	18.2	30,443	19.1	11.9	33,088	14.6	12.9	49,414	16.6	19.3
39	296,619	15.9	33,110	8.8	11.2	38,220	15.5	12.9	55,562	12.4	18.7
40	328,137	10.6	37,230	12.4	11.3	43,651	14.2	13.3	62,674	12.8	19.1
41	384,186	17.1	44,592	19.8	11.6	50,262	15.1	13.1	73,777	17.7	19.2
42	452,967	17.9	51,130	14.7	11.3	57,255	13.9	12.6	84,661	14.8	18.7
43	532,882	17.6	59,371	16.1	11.1	67,296	17.5	12.6	99,160	17.1	18.6
44	622,599	16.8	69,178	16.5	11.1	80,339	19.4	12.9	116,444	17.4	18.7
45	730,461	17.3	81,877	18.4	11.2	98,149	22.2	13.4	140,911	21.0	19.3
46	815,770	11.7	95,611	16.8	11.7	119,095	21.3	14.6	169,144	20.0	20.7
47	947,294	16.1	119,322	24.8	12.6	146,183	22.7	15.4	207,478	22.7	21.9
48	1,156,045	22.0	147,783	23.9	12.8	174,739	19.5	15.1	251,934	21.4	21.8

(注) 国民総支出は旧SNA基準。中央・地方の歳出額はいずれも決算額。

(出所) 大蔵省『大蔵省百年史』別巻(昭和44年)，同『財政統計』昭和40～48年度，同『財政金融統計月報』第254，276号，自治省『地方財政統計年報』昭和40～48年度，経済企画庁『国民所得統計年報』昭和52年版。

なるが46年度の伸び率が急下降しているところに示されている。そして重要なことは、それらの年から翌々年にかけて、それが直接に財政のあり方に影響を与えていることである。といっても、経済が収縮すれば財政も同時にそれに同調するという、一義的な対応関係があるとは必ずしもいえない。むしろそれを打ち消すために、第1部でみたようにフィスカル・ポリシー的な政策がとられて逆の動きが現れることもあるし、制度上、翌年度ないし翌々年度にその影響が現れることもあるからである。立ち入った計数の検討はのちのこととして、この表によって、ごく外面的ではあるがそれを調べておきたい。まず国・地方純計の対国民総支出比(といっても中央一般会計と地方普通会計純計で、特別会計

や政府関係機関や公企業は含まれていない計数であるが)をみよう。大まかにみると、出発点の27年度あたりの21%から次第に低下して、最低点の36年度に17.4%になる。前記のとおり、36年度は戦後を通じた経済成長率の最高点になっているが、前年の35年度は19.1%と3番目に高い成長であり、しかも27年度以来35年度までのうち、財政の伸び率が経済成長率を超えたのは27年度と33年度の2回だけであって、財政の相対的な地位が下がったのは当然であった。その後多少回復してほぼ10年間、19%程度を維持したのち、46年度からは上昇に転じ、48年度は21.8%となっている。このうち、昭和末から平成にかけては27%でほとんど動きがない。したがって、長期的にみると、昭和20年代と昭和50年代の20%台後半のレベルに挟まれて、当該期は17～22%という相対的に低い水準を維持した点に、その特徴が認められることになろう。

〔注〕

1) 経済企画庁『国民所得白書』昭和38年。

2) 経済企画庁『長期遡及主要系列・国民経済計算報告—平成2年基準—(昭和30年～平成6年)』平成8年。

## 2 中央一般会計の規模

### (1) 独立・1兆円予算期

同じ国民総支出に対する中央一般会計歳出のみの比率をみると、昭和27年度の13.7%(それ以前の20年代前半の比率は24%、16%、17%、20%、16%など)から次第に低下して36年度の最低点10.4%にいたり、37年度から46年度まではほとんどコンスタントに11%を上下しているが、そのうち13%へとゆるやかに上昇して、昭和50年代以降平成にかけては14～18%となっていく。<sup>1)</sup>したがって、当該期の計数はほとんど10～13%の狭い範囲内にあったことになり、時期を分けるとしても、せいぜい昭和20年代末の下降期、30～45・46年の長期安定期、最後の46～48年の上昇期に分けられるぐらいであろう。しかしこのどちらかといえは安定的な数値は、国民総支出の動きとの相対的な関係で、両者が比較的連動して平行に動いているところから生じたものであって、一般会計自体は、ここから得られるイメージとはかなり異なって大きな幅で変動している。われ

われが以下の行論で念頭においている財政の時期区分も、おおむねこれから述べる、一般会計の動きをベースにしたものである。同表の伸び率欄でみると、27、28年度には16.6%、16.4%と高い伸びを示すが、その後29年度2.3%、30年度△2.2%、31年度5.0%と、連続3カ年間マイナスを含んだごく低い伸び率が記録されている。28年度も含めてこの間の実数は1兆円そこそこであった。いわゆる1兆円予算時代である。ちなみに、一般会計の伸び率がマイナスを示しているのは、戦後の財政史の中で、ドッジ・ライン下の25年度の△9.5%とこの30年度だけである。昭和50年代後半から平成にかけては、伸び率が下がって1桁台以下となっていくが、昭和30年度に次ぐ低い数値は、57年度0.7%、61年度の1.2%などである。

## (2) 高度成長期

1兆円予算時代に続いて、いわゆる神武景気・岩戸景気とよばれた時期の伸び率は、11%から12%、16%、18%と上昇して、1兆円時代からわずか5～6年後の昭和36年度に2兆円、さらに2年後の38年度には3兆円を超えるというスピードの膨張である。とりわけ37年度には、23.9%という伸び率のピークを記した。経済成長率で最高値をつけたのが36年であったから、その翌年ということになる。だが、38年度から39年度にかけて急ブレーキがかかり、伸び率は19.1%から8.8%へと急落した。37年度には『経済白書』で「転型期」論が提起されており、のちに見るように税収も落ち込んで、経済・財政の前途についての悲観論が強まり、公債論議が活発化することになる。だが、経済成長率は40年の11%を底にして17～18%へと急上昇し、財政もそれを反映して、39年度の伸び率8.8%を底にして再び12%、19%と伸び率が急上昇し、その後40年代前半は15～18%の伸びが継続した。いわゆるいざなぎ景気に対応した上昇であり、第2の高位安定的な伸び率の時期にあたる。この間歳出は、41年度に4兆円を大幅に超えて、翌42年度に5兆円、43年度に6兆円、44年度に7兆円と年々1兆円のオーダーで伸びつづけ、47年度には10兆円を超えた。結局、財政規模でいえば、本財政史シリーズが対象とする時期の出発点にあたる昭和30年前後の1兆円時代から末期の10兆円へと、20年足らずで10倍以上の規模に達したのである。もっともこの間、とくに昭和40年代に入ってから、物価上昇率

が高まったから、伸び率にせよ絶対額にせよ、その分は割り引いて考える必要はあるが、それにしても、当時どの先進国にもみられない急膨張であった。47年度以降になると、予算伸び率はさらに5～6%ポイントも高まって24.8% (47年度)、23.9% (48年度)を記録し、オイル・ショック翌年の49年度の29.2%というピークにいたる。もっともこれは「狂乱物価」を反映しているから実質はむろんこれよりは大幅に下がるが、ともかく40年代末は急膨張期にあたっていた。それが50年度になると9.2%へと一気に20ポイントも落ち込むのであって、この数字の系列について時期区分をすると、47～49年度がひとかたまりで、それと50年度との間に切れ目があるということになるかもしれない。

〔注〕

- 1) 昭和49年度以降の国民総支出と中央—地方の歳出規模の推移については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第19巻「統計」による。

## 3 地方普通会計の規模

同じ時期の地方財政をみるために、地方普通会計純計について一瞥しておこう。これは対GNE比にせよ、伸び率にせよ、当該期全体を通じておおむね中央一般会計とほぼ軌を一にしているといっているようである。まず、地方普通会計の大きさをみると、昭和27年度の8000億円から始まって、中央の1兆円予算が始まった28・29年度ごろにはちょうどほぼ同額の1兆円ないし1.1兆円であった。2兆円を超えるのも36年度で中央と同時であり、中央一般会計が対GNE比最小値を記した36年度の地方の対GNE比は12.0%で、32、34、35年度の11.9%とならんで終戦直後数年間の6～9%を別にすれば、やはり第2次大戦後の最小値を示した年の1つとなっている。昭和20年代後半期の地方の対GNE比は12～14%であった。それが30年代に入ってから13～12%へとやや低下し、高度成長とともに11%台へとさらに低下して、上記の計数となったのである。その後30年代後半から40年代にかけて12～13%で、40年代末に14～15%、50年代に18%ないし17%という水準となっている。したがって地方財政は、当該期には11%台から15%台の間に位置していて、中央の場合よりはやや上下幅が広い形になっている。とはいえ、中央の場合同様、この間の地方財政の年々

の伸び率の変化は、この数値から予想されるよりはるかに大きい。すなわち、27、28年度に26.1%、28.9%と高く伸びたのち、中央同様、29、30、31年度には9.0%、0.7%、6.1%と急落してやはり当該期を通じて最低の伸びとなっている。多くの地方団体で財政破綻が生じ、地方財政再建が国策の重要課題となり、昭和30年末には「地方財政再建促進特別措置法」が制定されたのであった。この頃の歳出規模は、中央よりやや多い1.1~1.2兆円である。その後34年度までは1.2~1.4兆円、伸び率は高くても11%程度だったが、35、36、37年度にはそれぞれ18.5%、24.2%、20.8%となる。36年度の24.2%は30年代、40年代の中では狂乱物価、オイル・ショックの49年度の例外的な31.0%を除けば最高値であり、かつこの年、中央同様歳出総額が2兆円を超えて2.4兆円を記録している。こののち45年度まで、地方は年々1兆円のオーダーで膨張し、おおむね1年中央に先行して、4兆円(40年度)、5兆円(41年度)、6兆円(43年度)と水準を高めていった。そのうえ、40年代には中央に比して伸び率の高い年度が多かったため、結局当該期最後の48年度には、中央14.8兆円に対して地方は17.5兆円となっている。しかし、昭和50年代60年代から平成にかけて地方がますます中央との差を広げていくのと比べていえば、当該期全体を通じて、中央と地方とは、おおむね同じ伸び率を保ち、かつ同じ程度の規模の歳出額をもってたと表現して差支えないであろう。ただし、いうまでもなく中央支出のかなり多くは、交付税や国庫支出金として地方に向けて支出されるのに、地方から中央への支出はごく少額にすぎないから、その重複を差し引いた最終支出ベースでみれば、地方は中央の2倍程度の歳出額となっている。たとえば、双方とも1兆円だった28年度には、重複を除いた最終支出ベースでは、中央一般会計純計<sup>1)</sup>5900億円に対して地方普通会計純計は1兆円であったし、双方がそれぞれ10兆円を超えている47年度には純計ベースで、中央6.1兆円、地方14.6兆円と地方が2倍以上を最終支出しているのである。こうして当該期を通じて、次第に地方にウェイトがかかっていったことをこの純計の動きが示しているように思われる。

〔注〕

1) 「一般会計純計」は、一般会計歳出から地方への支出を除いたもの。

## 第2節 広義の政府部門の財政規模

### 1 一般政府部門

以上は、中央一般会計と地方普通会計の決算純計の大きさを示したのであるが、いうまでもなくこれは財政全体、政府全体を示すものではない。しかし、現在のところ、中央の一般会計、特別会計、政府関係機関、公社公団等から地方財政まで含んだ、最広義の政府なり財政なりの大きさを示す決算の計数は作成されていない。しかし、それに次ぐカバリッジをもつものとして、『国民経済統計年報』や大蔵省主計局調査課編『財政統計』などには、中央・地方・社会保障基金の一般政府部門の最終消費支出と公的総資本形成の合計値が、「公的支出の会計別明細表」あるいは「政府支出」などと表記されて掲載されている。一見それは概念的には表2-1-1よりもカバリッジが広く、量的にも大きいように思われるが、実は逆である。たとえば昭和45年度の計数をみると、表2-1-1の国・地方純計欄は14.1兆円であるが、上記の「明細表」や「政府支出」は、12.2兆円となっている。それは、この数字が一般政府の最終支出なのに対して、表2-1-1のほうは多額の民間への移転支出を含んでいるからである。

### 2 中央一般会計・特別会計・政府関係機関・地方普通会計—補正後

決算ではないが予算の段階でこれに類する計数が作成されているので、参考資料として掲げ(表2-1-2)、多少の検討を加えておく。見るとおり、一般会計、特別会計、政府関係機関のみならず地方財政(計画)を含んだ純計であって、公社・公団こそ含んでいないが、もしこの決算数値が得られれば、もっとも広義の政府部門をカバーしたほとんど理想的なものであるが、表記されているように「補正後」の数値である。なお、フォームが異なるため昭和27・28年度とその後とは接続しない。まず全体の純計は、一般会計でみた1兆円時代の3兆円から始まって、30年代の高度成長期を通じて40年度には10兆円へ、さらに40年

表 2-1-2 一般会計・特別会計・政府関係機関及び地方財政計画歳出純計(補正後)  
(単位:1000億円, %)

区分	年度	
	昭27	28
一般会計予算総額	9	10
特別会計予算総額	12	14
計	21	24
うち重複額	3	3
差引純計額	18	20
うち控除額		
国債整理基金特別会計 における借換償還額	0	0
予算純計額	17	20
純計/国民総支出(名目)	26.7	26.6

(単位:1000億円, %)

区分	年度										
	昭29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
一般会計予算総額	9	10	10	11	13	15	17	21	25	30	
特別会計予算総額	16	18	21	22	30	32	37	42	46	52	
政府関係機関予算総額	7	7	8	10	11	11	13	17	21	24	
計	33	35	40	44	54	59	68	81	93	107	
うち重複額	7	8	10	12	19	21	25	31	34	39	
差引純計額	25	27	29	31	34	38	42	50	58	68	
地方財政計画額	9	9	10	11	12	12	15	19	22	26	
再計	35	37	40	43	47	50	58	69	81	94	
うち重複額	4	4	5	5	6	7	8	10	12	14	
再差引純計額	30	33	35	37	40	43	49	59	69	79	
純計/国民総支出(名目)	38.3	37.2	35.2	32.9	33.9	31.6	30.2	29.7	31.9	30.9	

区分	年度										
	昭39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
一般会計予算総額	33	37	44	52	59	69	82	96	121	152	
特別会計予算総額	58	67	78	97	119	146	167	184	208	249	
政府関係機関予算総額	26	31	36	41	45	50	58	66	81	94	
計	118	136	160	190	223	266	307	348	411	497	
うち重複額	42	47	57	71	87	110	125	137	162	200	
差引純計額	76	88	102	119	136	156	182	210	249	296	
地方財政計画額	31	36	41	47	56	66	78	97	117	145	
再計	107	124	143	167	192	222	261	307	367	441	
うち重複額	17	19	22	26	30	34	41	50	62	76	
再差引純計額	90	105	121	141	162	187	219	257	305	365	
純計/国民総支出(名目)	30.3	32.0	31.5	31.1	30.4	30.0	30.0	31.5	32.2	31.6	

(注) 1,000億円未満切捨てのため、数字に不整合がある。なお、原資料には歳入も掲出されていて、いずれも億単位で示されている。

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』第39, 45, 57, 63, 73, 84, 95, 105, 116, 198, 276号, 経済企画庁『国民所得統計年報』昭和52年版。

代に20兆円から30兆円台へと膨張している。そこで、当該期の財政規模を大まかに捉えるには、既述のとおり一般会計は1兆円から10兆円へと10倍、全財政は3兆円から30兆円へ10倍とめどをつけておくと便利である。むしろ厳密に当該期の第1年目の27年度と最終年の48年度とを比べればこれより大きく、一般会計は16.9倍となる。ただ、全財政純計のほうは、上述のように補正後の値であるうえにフォームが違うのでその比較ができない。一応29年度と48年度とを比較してみると11.9倍となるが、多少加工して27年度と48年度を比較するところなる。まず27・28年度に欠けている政府関係機関と地方財政とを補うために、無理を押しして以下の計算を試みよう。政府関係機関の27年度決算額は415億円であり、これに表2-1-2の一般会計と特別会計の予算額を加えると2兆6578億円となる。一方、29年度の、対応する3会計の間の重複率をみると25.7%となっている。これを27年度の場合にあてはめてみると6830億円となるから、それを差し引くと1兆9748億円となる。同じく27年度の地方普通会計歳出決算額(純計ではなく都道府県と市町村との合計であるが)は8420億円であって、これを上記の数字に加えると2兆8168億円となる。これに29年度の国と地方との重複率12.7%を掛けてみると3577億円となり、これを差し引くと国・地方純計は2兆4591億円となる。これを表2-1-2の48年度の純計と比較すると14.8倍となり、一般会計の場合の16.9倍にかなり近い計数となる。いずれにせよこれは、27年度と48年度とを比べるためのごく大まかなめどをつけるための仮の数字である。仮の数字ではあるがこれをあえて国民総支出と比較してみると、27年度は26.7%ではなくて38.6%となり、29年度の38.3%に著しく近づく。同じ計算で28年度は38.7%である。

これらの仮の数字も含んだ予算純計が、国民総支出に比べてどの程度の大きさになるかについて、表2-1-2の最下欄に一応の試算を示しておいた。ここにははっきりした2つの局面が表れている。すなわち、29年度(前述の試算を採用すれば27・28年度も)の40%近い水準をピークにして、30年代前半に30%程度にまで低下したのち、30年代後半と40年代を通じてほとんどその水準が変わらないのである。したがって、本書の冒頭での時期区分と対応させると、独立予算・1兆円予算期に40%弱の水準、高度成長型の原型とみなした33年度は中間の34%、高度成長型財政期には上下1%程度の開きをもちつつ見事に30%水準

に固定している、という興味深い形を示している。

### 3 各会計の重複状況

#### (1) 中央・地方

次に表2-1-2に掲げられている各会計・計画それぞれの動きと、重複関係を多少立ち入って調べてみよう。実はこれらの会計・計画については、決算数字が得られ、本シリーズ第19巻「統計」にそれが掲げられている。本来ならばそれを用いるのが望ましいのであるが、そこでは政府関係機関について重複関係が明示されていないため、全体としての重複関係が明らかでないので、便宜、予算(補正後)の数値を用いておくのである。読者は各会計の厳密な決算数値については、上記資料を参照してほしい。ちなみに、各会計・計画の中でもっとも大きく食い違うのは地方財政計画とその実績であり、予算と決算が完全に一致するケースはむしろ存在しないが、22年間の動向の大勢は予算も決算も共通だといってよい。

さて、一般会計が財政の中心であることはいままでもないが、表2-1-2が示しているように日本の国家財政は数多くの特別会計や政府関係機関が濃淡さまざまな色調で一般会計と重なり合いながら、全体としての政府活動を行っている。とりわけ当該期は、一般会計もさることながら、むしろ特別会計や政府関係機関の制度整備や膨張によって特徴づけられているとみなされるほどである。同じように現代日本の財政の中に占める地方財政の比重は、先進諸国の中では北欧諸国と並んでもっとも高い国として目立っているのもあって、本シリーズでは直接に対象としているわけではないが、全体としての財政を鳥瞰し、中央財政の位置づけをはっきりさせる意味からも、都道府県・市町村からなる地方財政を概観しておく必要があるといつてよい。

中央一般会計歳出は、当該期の22年間に9000億円から15.2兆円へと16.4倍膨張しているが(決算でも8700億円から14.8兆円へと17倍)、同期間に特別会計は1.2兆円から25兆円へと20倍の増大(決算では1.2兆円から23兆円へと19倍)である。また、政府関係機関は、表2-1-2では昭和29年度予算からしか載せられていないのでそれによると、7000億円から出発して48年度には9.5兆円へと13倍とな

る。しかし、27年度から得られる決算では、27年度の4200億円という一般会計のほぼ半分程度の大きさから出発して48年度には22.7倍の9.4兆円となって、一般会計の3分の2に近づいている。財政投融资制度整備期にあたる29年度以前の政府関係機関の拡大が大きかったため、2つの資料の倍率がこのように異なるのである。これを採用すれば、一般会計より特別会計、それより政府関係機関の拡大膨張が著しかったのが当該期の特徴だということになる。

これらの会計・計画相互の間に大きな重複があるのは、表2-1-2の示すとおりである。ほとんどすべての行政分野で、中央と地方の間で、また中央では各種予算の間で深く繋がり合い重なり合って事務事業が遂行されるという日本の特徴が、財政上はこうした重複として表れてくるのである。表2-1-1で中央一般会計と地方普通会計についてはとりあげてあるので、ここでは他の分野を中心に、調べてみよう。全体の計数が得られる第1年目の29年度の場合、一般・特別・政府関係機関3予算の合計は3.3兆円、重複7000億円、純計2.5兆円で、重複分は合計の23.4%にあたる。この中央の純計と地方との合計は3.5兆円で、重複分はその12.7%にあたる4000億円である。

同じことを当該期の中間にあたる37年度についてみると、中央の場合、合計9.3兆円、重複3.4兆円(36.9%)、純計5.8兆円となる。中央・地方では合計8.1兆円、重複1.2兆円(15.3%)、純計6.9兆円である。いずれも重複の度合いが高まっているが、とくに中央財政内部の進捗が著しい。さらに当該期最後の48年度について同じ計算をしてみると、中央の合計49.7兆円、重複20兆円(40.4%)、中央・地方合計44.1兆円、重複7.6兆円(17.3%)となる。いずれについてもますます重複の度が進んでいる。当該期を経過している間に、中央3会計及び中央・地方の相互関係がいつそう複雑になり、重複部分が拡大したのだと考えられる。

#### (2) 都道府県と市町村の財政規模

地方財政については、都道府県と市町村との普通会計の状況を、表2-1-3によって一瞥しておこう。都道府県は、27年度の4700億円から48年度の10兆円へ、市町村は同じ期間に、3700億円から8兆4800億円へと膨張した。両者を単純に合計すれば、8400億円から18兆4000億円へということになる。そして同表に示

表 2-1-3 地方財政歳出決算

(単位：億円)

年 度	都 道 府 県	市 町 村	合 計
昭27	4,729	3,691	8,420
28	6,090	4,607	10,698
29	6,774	4,928	11,702
30	6,845	4,917	11,762
31	7,302	5,112	12,414
32	8,226	5,556	13,782
33	8,925	6,115	15,040
34	10,048	6,780	16,827
35	12,089	7,839	19,928
36	15,139	9,584	24,723
37	18,378	11,547	29,925
38	20,959	13,407	34,366
39	23,868	15,776	39,643
40	27,090	18,277	45,366
41	31,023	21,396	52,419
42	35,328	24,373	59,701
43	41,666	28,873	70,539
44	49,251	35,270	84,521
45	59,150	43,850	103,000
46	70,738	54,235	124,973
47	86,178	67,683	153,861
48	99,186	84,775	183,961

(出所) 自治省『地方財政統計年報』昭和33, 45, 49年  
度, 日本銀行『本邦主要経済統計』(昭和41年).

されている都道府県と市町村との「合計」と表2-1-1の「普通会計純計」との差は、当該期全体を通じて常にわずかなものにとどまっている。たとえば48年度の場合、合計額は上記のとおり18兆4000億円で、表2-1-1の純計は17兆4700億円であった。アメリカの州などとは違って、日本の都道府県は管内の市町村との間でほとんど財源移転を行っておらず、したがって重複が小さいことが示されている。

膨張のスピードについてみると、都道府県は当該期に21倍、市町村は23倍で後者のほうがやや速いが、いずれにせよ、両者とも中央一般会計の16.9倍よりも著しく高い伸び率であった。中央にあっては、一般会計より特別会計や政府関係機関が、中央—地方をみれば地方が、それぞれより高い伸び率を示す、というのが当該期の財政全体を見渡した場合の特徴であることが分かる。もっと

も表2-1-1が示すとおり、中央での1兆円予算期で地方財政が当該期全体を通じて最も困難を記録した昭和30年度前後には、地方純計もやはり1.1兆円程度で停滞し、伸び率も最低0.7%(30年度)を底にして9%(29年度)、6.1%(31年度)などとなって、32年度には11.3%とやや上昇したのち33年度にまた8.4%へと低下している。その後は36年度のピーク24.2%や37年度20.8%などと、中央ともども急上昇しているのは、当然予想されるであろう。中央が停滞した39, 40年度には地方はごくわずかの足踏みで通過し、ほぼ一直線に上昇している。



## 第2章 歳入の構成と動向

### 第1節 国の歳入

#### 1 画期としての昭和40年度—公債発行

一般会計歳入が歳出に対応して当該期に1兆円から17兆円へと増加しているのは当然であるが、その内部構成はこの22年間に大きな変化を経験しており、本財政史シリーズにとってそれが1つの焦点をなしている。いうまでもなく公債不発行から発行への政策転換がその変化の原因である。ただ公債自体についての詳しい検討は、本シリーズ第7巻「国債」でなされているので、ここでは公債を含めた歳入全体の動きと、その中でのそれぞれの位置づけをとりあげるにとどめる。また地方財政収入については、中央歳入とは異なった意味で論ずべき問題は少なくないが、この点は次節に譲ってまずは表2-2-1で、中央歳入の全体像を眺めることにしよう。

この表で何といても印象的なのは、昭和40年度からの公債登場であろう。日本では、明治30年以前には、歳入の中で公債及び借入金依存ゼロの年もしばしば経験しているが(公債及び借入金に依存した年は、第1～3期、第6期、17～22年度、の10カ年で、残りの19カ年は依存ゼロ)、明治28年度を最後として、29年度以後第2次大戦終了まで、公債は毎年発行されつづけている。だが戦後になると、昭和20・21年度を別として23年度以降には発行されず、本シリーズが対象とする22カ年のうち、27年度から39年度まで13年間、その状況は継続した。それが40年度にいたって再度公債依存が開始され、その後、昭和期から平成期にかけてその体制が続くのであるから、その点だけを取り出せば、第2次大戦後の財政史の分水嶺は、昭和40年度だとさえ表現できるのである。もっと

表 2-2-1 一般会計歳入主要科目別決算額 (単位:10億円)

年度	合計	租税及び 印紙収入	租税		専売納付金	日本専売 公 社	官業益金及 び官業収入	政府資産 整 理	公 債	雑収入	前年度 剰余金 受 入
			伸 び 率 (%)								
昭27	1,078	708	695	17.1	134	133	9	24	—	55	145
28	1,219	782	763	9.9	159	159	11	11	—	48	204
29	1,185	798	776	1.7	125	124	12	5	—	41	201
30	1,126	795	772	△ 0.5	114	113	13	8	—	49	144
31	1,232	950	921	19.3	114	114	13	10	—	48	95
32	1,399	1,049	1,016	10.3	122	122	14	10	—	39	163
33	1,453	1,031	995	△ 2.0	126	125	15	11	—	56	212
34	1,597	1,213	1,170	17.6	126	125	17	16	—	101	122
35	1,961	1,618	1,567	33.9	146	146	18	22	—	52	102
36	2,515	2,017	1,958	24.9	164	163	20	21	—	73	217
37	2,947	2,195	2,134	9.0	164	163	23	19	—	91	452
38	3,231	2,530	2,459	15.2	166	165	26	28	—	88	391
39	3,446	2,949	2,871	16.8	165	165	13	26	—	105	185
40	3,773	3,049	2,966	3.3	180	179	15	24	197	169	135
41	4,552	3,405	3,310	11.6	198	198	17	27	665	187	50
42	5,299	4,093	3,968	19.8	179	177	18	25	709	180	92
43	6,059	4,923	4,776	20.4	251	250	3	26	462	206	186
44	7,109	6,024	5,850	22.5	257	255	3	27	412	260	122
45	8,459	7,295	7,077	21.0	274	272	3	27	347	319	190
46	9,970	7,927	7,677	8.5	291	289	4	31	1,187	258	271
47	12,793	9,770	9,443	23.0	339	336	3	47	1,949	273	409
48	16,761	13,365	12,975	37.4	356	356	3	57	1,766	350	861

(注) 10億円未満切捨てのため、数字に不整合がある。租税の伸び率は切捨て前の税収額によって算定した。

(出所) 大蔵省『大蔵省百年史』別巻(昭和44年), 同『財政統計』昭和37~48年度。

も、政府部門全体としては、当該期を通じて政府保証債や地方債は発行されつづけているし、昭和50年度以降の大量発行に比べれば、40年代の発行は発行されたという事実はともかく、経済全体ないし財政全体に与えた量的影響は小さく、しかも年とともに発行額は縮小されていったので、分水嶺などという大きな表現はふさわしくなく、分水嶺はやはり本シリーズがそうしているようにオイル・ショックそのもの、あるいはオイル・ショック後の新しい財政パターンの始まった50年度だとみなすべきであろう。それはともあれ、表2-2-1で40年度公債発行が最も印象的であることは否定できまい。40年代の公債依存のあり方には、それに続く歳入構成・公債依存度という点から細かくいえば、3つの局面があり、この点については第1部第5章で立ち入って述べたので、以下

ではその要点を簡単にまとめておくことにする。第1局面はまず40年度である。この年の年度後半に、補正予算で特例公債がはじめて発行されたのだからである。ただし金額は2000億円足らずで、依存度は5.2%にとどまっている。翌41年度から第2局面に入る。41年度には発行額6600億円余で依存度は14.6%と急上昇し、しかもこれ以後の発行は、当初予算から計画された建設公債発行として定着し、かつ掲出されているとおり、42年度以後発行量は減額され、依存度も41年度以降急速に低下して、45年度の4.1%にいたる。公債発行を建設公債として始めたが、始めた当初から抑制方針をとっていたという2つの特色を第2局面はもっているのである。ところが、それが46年度以降第3局面へと展開する。発行額は1兆円から2兆円へと上がり、依存度も10~15%へと飛躍する。49年度もこれの継続とみなされ、50年度以降になるといわゆる大量発行期となり、5兆円、7兆円から10兆円へ、依存度は20~30%へと不連続的に高まっていく。この点を強調すれば、戦後財政史の時期の切れ目は、49年度と50年度の間にありとみなすほうがいいかもしれない。

## 2 歳入の主柱としての租税

公債の動きはこのように興味深いものではあるが、歳入の大部分を占めるのが租税であることはいうまでもない。当該期における租税の動きもかなり激しく、注目に値する。租税は昭和27年度の7000億円から48年度の13兆円へと増加し、歳入中に占める割合も変動を繰り返しながらおおむね上昇しているが、公債発行が大量になる40年代末に低下していく。のみならず、一般に景気の動向を直接反映して、2~3年周期でかなり大幅に伸び率を変動させ、それが構成比に強い影響を与えている。まず、一般会計歳入中の租税収入の構成比をみると、最低の28年度62.7%から最高の39年度83.3%へと、ほとんど20%ポイントも高まっている。40年代はじめには、不況と公債発行との関係でやや下がるが、いざなぎ景気の中で再度上昇して、45年度には前回のピークとほとんど同じ83.7%を記す。2度におたって記録したこの83%という数値は、第2次大戦後の最高値である。46年度以後3カ年は、77.0%、73.8%、77.4%であり、49年度には71.7%へと大きく落ち込み、公債大量発行の50年度にはさらに61.8%へ

とその地位を下げてゆくこととなる。

### (1) 租税の伸びと構成比

当該期は、おおげさに言えば、絶えざる減税政策ないしは低水準維持政策の時期であって、第1部でみたように景気上昇期に生ずる税の増収は、わずかな例外を除いて毎年減税に充当された。決算数字にはその政策の結果が含まれているので、景気上昇の結果生じた税収増がそのまま表現されているわけではない。にもかかわらず、同表の租税の伸び率の動きは、おおまかには、表2-1-1でみたGNEのそれと強い同調を示している。すなわち、昭和20年代後半の高い伸び率から下がって、29、30、33年度あたりを底にし、高度成長とともに上昇して、35、36年度のピークを過ぎて37年度に急ブレーキがかかり、やや立ち直って40年度にはわずか3.3%の伸び率に落ちる。これは30年代を通じて、マイナスを記録した30年度( $\Delta 0.5\%$ )、33年度( $\Delta 2.0\%$ )という高度成長以前の2つの時期を除けば、はじめての低い伸びであった。40年代前半には伸びは急速に回復するとはいえ、一方で公債が導入されていて、自動的に租税の構成比は下がっている。ただ、公債漸減政策といざなぎ景気による税収増の結果、再度構成比は高まるものの、GNEの場合と同じく46年度には一方で伸びが下がり、公債依存度が高まって構成比が下がった。それでも47、48年度にはインフレーションの結果も作用して、23%、37%という高い伸びを示し、構成比は74.77%という水準を回復したが、それでも45、46年度のように80%台に戻ることはなかった。さらに、50年度になると税収の絶対額は前年比マイナスになり、租税構成比も一挙に60%余に下落する。49年度は伸び率12.6%、構成比71.1%だから、どちらかといえば、この年は48年度に連続していて、50年度との間のみぞのほうที่ใหญ่いとみなすべきかもしれない。

### (2) 時期区分の基準としての租税

なお、上述した税収増減の画期をなしている年度を、表2-2-1の税収伸び率欄で改めて確認してみれば、それらがいずれも本書が第1部以来行ってきた時期区分の画期を鮮やかに体现していることが分かる。すなわち、昭和27・28年度は講和・独立予算という性格づけだったので、格別税収の動きと対応してい

るわけではないが、それ以後は例外なく対応している。1兆円予算の底の30年度の税収伸び率がマイナスを示しているのは既述のとおりであるが、31・32年度に景気の上昇に対応して税収が大幅に増加したのち、翌33年度には一転して伸び率は再びマイナスを記録する。第1部で財政規模の急上昇と急下降が交替する高度成長型財政の原型として取り出しておいた32・33年度のパターンがここに示されている。その後48年度までは高度成長型財政として括られるが、表2-2-1で示されている伸び率1桁台の年次すなわち37、40、46年度は、同じ高度成長型財政の中での区切りとなっている旨述べておいた年次に対応している。とりわけ伸び率3.3%と、30~40年代の中では際立って低い値が記録されている40年度が、時期区分としての重要性が高いことはいままでもない。財政の時期区分を根底で規定するものが、歳入の大宗をなす租税だというのは、平常時として当然といえば当然であろう。

### (3) 前年度剰余金の重要性

公債と租税に次いで歳入構造に大きな影響を与えるのは前年度剰余金受入である。それは、もう1つの残された項目である「官業及び官有財産収入」の収納額よりも、このほうが当該期にはだいたい大きいという単純な理由からもそういえるが、それだけではない。官業等の収入の大宗は専売納付金であるが、これはさすがに不況の昭和30年代はじめには減少するとはいえ、一般に大きく変化することはなく、伸びる場合もゆるやかで、構成比は当初は13%程度を占めていたのが確実にその地位を下げて最後には2%まで下がっていく。そうした停滞性ないし予見可能性のゆえに、この項目が予算編成上、深刻で大きな問題になるということにはなかった。前年度剰余金の場合にはこれとは大分違った意義をもつ。1つはその大きさである。たとえば、29年度には歳入中の17%、37年度には15.4%などと、公債発行に踏み切る前13カ年のうち8カ年は、歳入中第2位を占めている。もっとも、第2に、歳入中第2位を占めることが多かったとはいえ、変動幅が大きく、かつ40年代に入ると、構成比は2%前後の最小の歳入項目になってしまう。これは、公債発行を前提とし、しかも発行抑制政策がとられていたので、年度途中で税の自然増収が見込まれれば、可能な限りそれを補正予算で年度内公債発行額削減に充当したため、剰余の発生が小さく

なるのは当然だったからである。しかしそれ以前には、これは時として予算編成上のキーポイントをなしていた。というのは、前年度剰余金といっても実際は前々年度分が当年度の歳入になるのがふつうであるが、いずれにせよ予算編成にあたっては、当該年度の税収見込みに次いで、前々年度の決算剰余がどの程度にのぼるかに、重大な関心が寄せられたからである。しかしその大きさは、前々年の景気いかんによって左右されるのは当然として、前々年度に仮に大幅な年度内自然増収があっても、その年度内の補正で減税や歳出増に回されればその分は後年度を潤さないことになるので、政策による変動も小さくないのである。それらの要因がからむため、その変動幅はかなり大きく、絶対額が前年度より大きく落ち込むことも稀ではない。そのため、他の条件はあまり変わらないのに、たまたま剰余金の落ち込む年度にあたると予算が組みにくい、ということが生ずる。もちろん、その逆のケースもある。とくに公債が発行されていない20～30年代には、公債による調節ができないため、こうした影響が直接に現れる。また2年遅れで剰余金が予算化されるため、景気の周期が3～4年だったこともあって、しばしばこれはカウンター・サイクリカルに機能することにもなった。税収が大きく伸びた年度の剰余金受入が、2年前の不況のゆえに落ち込んだり(31, 35, 41, 42年度など)、逆になったり(29, 30, 33, 37, 46年度など)することによって、歳入全体の振幅が小さく抑えられるのである。もっとも時には両者が同調して予算編成がひととき容易になるというケースもある(36, 48年度など)。

## 第2節 地方の歳入

### 1 地方税・地方交付税・国庫支出金

次に当該期の地方普通会計歳入の動きをみておこう(表2-2-2)。

地方の場合は、中央の場合の公債発行の有無というようなドラスティックな変化はなく、全期を通じてほとんど構成が変わらないことが、むしろ特徴だといふべきであろう。とはいえ、地方歳入にも多少の波乱がないわけではない。それは29年度に起こっている。1つは地方譲与税が登場したこと、もう1つはこの年に地方財政平衡交付金が廃止され、代わって地方交付税制度が始まったことである(表2-2-2の注2参照)。これらはいずれも、戦後の税制改革やシャウブ勧告に係わる国税と地方税との関係の動揺が、この時点でいちおう収まって、制度が定着したことを示すものといっている。この後、同表からも分かるように歳入構成に大きな変化はない。なお地方の場合は、掲出されているとおり、はじめから地方債が発行されつづけているのが、国と違った特徴といえることができる。

そこで次に、地方歳入の個々の構成要素を同表によって調べることにしよう。いうまでもなく歳入の中心は租税であるが、その歳入中の構成比はこの期間を通じて31～35%と、30%台前半でほぼ安定している。低い年度では28年度の31.3%、47年度の31.6%、高いほうは32年度の36.5%、35年度の35.6%、43, 44, 45年度の35.4%などがある。高いといってもこの程度であって、国税が国の歳入中に占めている70～80%に比べて、およそ半分の比率にすぎない。構成比からみて、この租税の比率の低さが国との最大の違いであろう。国の場合には、公債が登場するまでは、租税以外に恒常的に構成比2桁の収入科目はなかった(例外は剰余金が20年代末から30年代初にかけてと37・38年に2桁となっている)。地方の場合は、租税のほか国庫支出金(20～27%)、地方交付税11～18%、及び「その他」(10～14%)が恒常的に2桁の科目である。これらの収入科目のうち、地方税が上記のとおり地方財政の主軸をなすことはいうまでもないが、

表 2-2-2 地方(普通会計)歳入決算

年度	合 計		地 方 税		地方譲与税		地方交付税		使用料手数料	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
昭27	853	100.0	307	36.1	—	—	145	17.0	25	3.0
28	1,072	100.0	336	31.3	—	—	137	12.9	32	3.0
29	1,143	100.0	367	32.1	23	2.1	126	11.1	36	3.2
30	1,163	100.0	381	32.8	22	1.9	159	13.8	41	3.6
31	1,286	100.0	449	35.0	23	1.8	165	12.8	48	3.8
32	1,442	100.0	527	36.5	29	2.0	203	14.1	52	3.6
33	1,552	100.0	543	35.0	32	2.1	224	14.4	56	3.6
34	1,748	100.0	610	34.9	32	1.9	259	14.8	61	3.5
35	2,093	100.0	744	35.6	36	1.7	310	14.9	67	3.2
36	2,592	100.0	906	35.0	45	1.8	401	15.5	73	2.9
37	3,087	100.0	1,056	34.2	40	1.0	487	15.8	82	2.7
38	3,525	100.0	1,212	34.4	35	1.0	581	16.5	95	2.7
39	4,053	100.0	1,399	34.5	43	1.1	665	16.4	108	2.7
40	4,649	100.0	1,549	33.3	50	1.1	743	16.0	127	2.7
41	5,393	100.0	1,768	32.8	59	1.1	777	14.4	145	2.7
42	6,170	100.0	2,149	34.8	69	1.1	947	15.4	159	2.6
43	7,283	100.0	2,580	35.4	79	1.1	1,125	15.5	174	2.4
44	8,723	100.0	3,090	35.4	93	1.1	1,460	16.8	189	2.2
45	10,589	100.0	3,750	35.4	108	1.0	1,798	17.0	209	2.0
46	12,767	100.0	4,235	33.2	125	1.0	2,101	16.5	231	1.8
47	15,858	100.0	5,004	31.6	163	1.0	2,552	16.1	274	1.7
48	19,139	100.0	6,491	33.9	179	0.9	3,131	16.4	318	1.7

(注) 1. 市町村歳入となる都道府県支出金はその他に含まれる。  
2. 「地方交付税」欄の昭和27, 28年度は地方財政平衡交付金である。

(出所) 昭和35年度までは『明治以降本邦主要経済統計』, 36年度以降は『地方財政統計年報』

表 2-2-3 租税収入の国

年度	租税総額 (A)	租税内訳		国から地方への交付額				地方から国への負担額 (H)
		国税 (B)	地方税 (C)	地方交付税 (D)	地方譲与税 (E)	国庫支出金 (F)	計 (G)	
昭29	12,992	9,333	3,659	1,263	234	3,051	4,548	17
30	13,134	9,319	3,815	1,600	221	2,954	4,775	19
31	15,361	10,862	4,499	1,652	235	2,951	4,838	25
32	17,287	12,015	5,272	2,032	293	3,209	5,534	37
33	17,344	11,904	5,440	2,240	325	3,492	6,057	39
34	19,823	13,714	6,109	2,591	327	4,136	7,054	64
35	25,452	18,010	7,442	3,110	362	4,771	8,243	276
36	31,334	22,269	9,065	4,017	454	5,808	10,279	381
37	34,464	23,897	10,567	4,874	308	7,081	12,263	446
38	39,435	27,306	12,129	5,811	352	8,157	14,320	528
39	45,588	31,592	13,996	6,660	436	9,267	16,363	622
40	48,279	32,785	15,494	7,432	501	10,898	18,831	692
41	54,316	36,630	17,686	8,238	592	12,628	21,458	747
42	65,442	43,947	21,495	9,590	692	14,065	24,347	806
43	79,021	53,220	25,801	11,255	796	16,177	28,228	912
44	95,434	64,532	30,902	14,608	931	18,252	33,791	1,004
45	115,240	77,733	37,507	18,097	1,087	20,930	40,114	1,262
46	126,783	84,425	42,358	21,014	1,258	25,660	47,932	1,702
47	154,021	103,977	50,044	24,025	1,639	33,849	59,513	2,264
48	205,387	140,474	64,913	32,439	1,797	38,007	72,243	2,145

(注) 1. 本表の計数はいずれも決算額である。  
2. 「国税」には昭和48年度までは日本専売公社納付金を含み, 35年度以降は特別会計に  
3. 「地方から国への負担額」は, 国直轄事業負担金に係る国への現金納付金額及び国に  
4. 「地方交付税(臨時地方特例交付金を含む)」は, 交付税及び譲与税配付金特別会計へ  
5. 「国庫支出金」には, 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交  
(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』第110, 166, 224, 236号, 自治省『地方財政統計年報』

(単純合計と構成比)

(単位: 10億円, %)

国庫支出金		前年度繰越金		財産収入		地方債		その他収入	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
161	19.0	40	4.7	13	1.6	70	8.3	87	10.3
290	27.0	31	2.9	23	2.2	106	10.0	114	10.7
305	26.7	32	2.9	28	2.4	94	8.3	128	11.3
295	25.4	21	1.8	22	1.9	96	8.3	122	10.5
295	22.9	31	2.4	25	2.0	113	8.8	133	10.4
320	22.2	55	3.8	28	2.0	66	4.6	159	11.1
349	22.5	71	4.6	33	2.2	62	4.0	179	11.5
412	23.6	58	3.3	37	2.1	79	4.5	197	11.3
476	22.7	74	3.6	48	2.3	96	4.6	239	11.5
579	22.4	107	4.2	56	2.2	115	4.4	306	11.8
706	22.9	125	4.1	63	2.1	144	4.7	390	12.6
814	23.1	105	3.0	76	2.2	158	4.5	446	12.7
925	22.8	103	2.6	96	2.4	210	5.2	500	12.3
1,088	23.4	105	2.3	101	2.2	320	6.9	563	12.1
1,261	23.4	126	2.4	118	2.2	415	7.7	720	13.4
1,404	22.8	163	2.7	122	2.0	352	5.7	801	13.0
1,605	22.0	212	2.9	136	1.9	385	5.3	983	13.5
1,810	20.8	235	2.7	152	1.8	465	5.3	1,225	14.1
2,080	19.7	271	2.6	193	1.8	683	6.5	1,493	14.1
2,548	20.0	291	2.3	224	1.8	1,175	9.2	1,832	14.4
3,347	21.1	275	1.7	304	1.9	1,697	10.7	2,238	14.1
3,755	19.6	464	2.4	318	1.7	1,713	9.0	2,766	14.5

3. 10億円未満切捨てのため, 数字に不整合がある。

昭和51年度版。

と地方団体との配分

(単位: 億円, %)

配 分 前		構 成 比			
国 ( $\frac{B}{A}$ )	地方 ( $\frac{C}{A}$ )	配 分 後		後	
		交付税・譲与税配分後 ( $\frac{B-D-E}{A}$ )	地方 ( $\frac{C+D+E}{A}$ )	交付税・譲与税・支出金負担額調整後 ( $\frac{B-D-E-F+H}{A}$ )	地方 ( $\frac{C+D+E+F-H}{A}$ )
71.8	28.2	60.3	39.7	37.0	63.0
71.0	29.0	57.1	42.9	34.7	65.3
70.7	29.3	58.4	41.6	39.4	60.6
69.5	30.5	56.1	43.9	37.7	62.3
68.6	31.4	53.8	46.2	33.9	66.1
69.2	30.8	54.4	45.6	33.9	66.1
70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5
71.1	28.9	56.8	43.2	39.5	60.5
69.3	30.7	54.3	45.7	35.1	64.9
69.2	30.8	53.6	46.4	34.3	65.7
69.3	30.7	53.7	46.3	34.8	65.2
67.9	32.1	51.5	48.6	30.3	69.7
67.4	32.6	51.2	48.8	29.3	70.7
67.2	32.8	51.4	48.6	31.2	68.8
67.3	32.7	52.1	47.9	32.8	67.2
67.6	32.4	51.3	48.7	33.3	66.7
67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3
66.6	33.4	49.0	51.0	30.1	69.9
67.5	32.5	50.8	49.2	30.3	69.7
68.4	31.6	51.7	48.3	34.3	65.7

属する諸税を含む。  
対する交付公債の元利償還額の合計額である。  
の繰入額に返還金及び繰越額等を加減した数値である。  
付金を含む。  
昭和33, 44年度版, 主税局調。

それは収入の3分の1前後にとどまる。これに対して、もともと国税であるところの交付税と国庫支出金(公債発行後は、公債資金の一部も国庫支出金として支出されているとみなすべきであろうが、交付税はいうまでもなく制度上国税の一定割合に限定されている)とを合計すると、ほぼ地方税収入に匹敵する35~37%となる。当該期にはおおむね国税は地方税の2倍強の大きさをもっているのに、最終支出額はその逆になっている。ということは国税として徴収された資金の半分が、地方団体に引き渡されて、最終的には地方が中央の2倍の支出をするということになるのであるが、その中央から地方へ引き渡されるルートの一つが、地方交付税交付金であり、もう一つが国庫支出金なのである。交付税は、ほぼ無条件に地方が使用しうるいわば一般補助金であり、国庫支出金は、国庫負担金のような、本来国自身の事務を地方に委託してそのコストを国から支出するものや、いわゆるひもつき補助金として、特定目的奨励のために目的や用途を限定して支出する補助金などからなっている。この2つのルートを通ずる財源移転は世界的にみても、最も大規模な中央=地方の税源再配分のケースの一つである。補助金は日本でも外国でも古くから存在しているものであるが、交付税は戦時中の配付税が、シャープ勧告で地方財政平衡交付金に編成替えされ、占領終了後、前述のとおり29年度に見直されて、配付税と類似の制度としての地方交付税交付金に再編成されたものであり、国庫支出金とならんで現代日本の中央=地方の政府間財政関係の基礎の地位にある制度である。

## 2 国税と地方税の再配分

これらの制度によって、もともとの国税と地方税がどのように再配分されたかを示すのが表2-2-3である。

国から地方への交付分には譲与税があり、一方地方から国への負担額もあるが、いずれも金額としては小さく、かつ多くの年度について両者は比較的近い金額なので相殺して考えれば、上記のとおり、交付税と国庫支出金で再配分の姿を判断しても大過ないといえよう。それはともあれ、この表の構成比の変化をみると、この20年間で(再)配分前の国税の比率が71~72%から67~68%へ下がり、逆に地方税が28~29%から32~33%へとゆるやかに比率を上げている。

次に再配分後の比率のうち、交付税と譲与税だけの配分後の場合をみると、国は60%から50%へ、地方は40%から50%へと、それぞれ10%ポイントずつ上下しているが、いずれにせよ、もともとの国税対地方税が70:30程度だったのが60:40からひいては50:50へと変更されているのである。これにさらに国庫支出金を加えたケースをみると、当然双方のシェアはさらに大幅に上下する。大まかにみれば、再分配後は国40~30%、地方60~70%といったところである。しかも、それぞれの幅は単なる幅ではなくて、国が傾向的に比率を40から30に向かって下げていくのに対して、地方は逆に上げているのである。ちなみに、国の比率はこののちも下がりつづけ、昭和50年代前半には22~23%となり、最低点の52年度には20.0%となっている。このころ、戦後日本における中央=地方の財政機能分担で、国が最低点を記録したのであり、こののちは30%後半へと再び回復するようになる。

交付税の場合は国税の一定割合に定められているうえに、当該期にはほぼ一方的に交付税率引上げにより国の取り分を引き下げ地方を引き上げてきたのに対し、国庫支出金の場合、とりわけ補助金の場合は、補助率は法定されているものの、その創設、廃止、修正などは政策的に操作されるので、当該期中かなり上下にゆれ動いている。ともあれ、当該期を経過した時点で最終支出分担をみると、国30対地方70になっていて、日本の財政全体の構造の中での地方財政の地位が、北欧諸国以外、世界にあまり例のない高さにあることを示している。

## 第3章 租税の構成と動向

### 1 乏しい国税税目の変化

一般会計の歳入中に占める租税の地位については、第1章で確認したとおり、歳入全体の8割にあたっていて支柱の機能を果たしている。そこで、本章では主要な租税をとりあげて、その構成と動きをみることにする。当該期の租税が、先行する占領期と最も対照的なのは、30年代から40年代を通じて、国税についてはほとんど変化がないということである(表2-3-1)。

表2-3-1から分かるように、当該期には、地方譲与税関係を除いた純然たる国税の新設は、28年度の有価証券取引税だけである。しかもこの新設も、この時期の新しい政策というよりは、シャウプ税制のキャピタル・ゲイン課税制度の手直しであって、むしろ前の時期の手直しといった性格のものである。一方、廃止されたものに富裕税(28年度)、増加所得税(29年度)があるが、前者はシャウプ税制の修正、後者も終戦直後の臨時政策の見直しであり、25年からは「旧税」に分類されていたものの整理である。また直接には国税自体の変更ではないが、29年度に、地方財政平衡交付金が地方交付税交付金として制度改正され、以後、国税の所得税・法人税・酒税の一定割合が交付税としてイヤーマークされることとなった。これもシャウプ税制の手直しである。これらを別にすると、当該期に新たに国税となったいくつかの新税は、すべて地方がらみのものであった。すなわち、入場税—入場譲与税(29年度)、地方道路税—地方道路譲与税(30年度)、特別とん税—特別とん譲与税(32年度)、石油ガス税—石油ガス譲与税(40年度)、自動車重量税—自動車重量譲与税(46年度)、航空機燃料税—航空機燃料譲与税(47年度)などがそれにあたる。なお、入場譲与税は37年度に廃止され、国の所得税を一部減額して道府県民税を増強し、専売納付金の一部譲与によって道府県、市町村たばこ消費税率を37、38、39年度にわたって引き上げ

表 2-3-1 税目別改廃一覧(昭和21~48年度)

番号	税目等	区分	創設法令	昭和20年度	25	30	35	40	45	48
1	配当利子特別税	直	昭15.3法27	21.8法14	廃止					
2	外貨債特別税	直	昭12.3法5	21.8法14	廃止					
3	臨時利得税	直	昭10.3法20	21.8法14	廃止					
4	建築税	間	昭14.3法48	21.8法14	廃止					
5	電気瓦斯税	間	昭17.2法58	21.8法14	廃止					
6	広告税	間	昭17.2法59	21.8法14	廃止					
7	特別行為税	間	昭18.3法71	21.8法14	廃止					
8	地租	直	昭6.3法28	22.3法29	廃止	(地方委譲)				
9	家屋税	直	昭15.7法108	22.3法29	廃止	(地方委譲)				
10	営業税及び営業収益税	直	昭15.3法33	22.3法29	廃止	(地方委譲)				
11	釵区税	直	昭15.3法31	22.3法29	廃止	(地方委譲)				
12	遊興飲食税	間	昭14.3法48	22.3法29	廃止	(地方委譲)				
13	特別法人税	直	昭15.3法26	22.3法29	廃止	(地方委譲)				
14	狩猟免許税	間	明3.10大蔵省達	23.7法10	7廃止					
15	馬券税	間	昭17.2法60	23.7法10	0廃止	(地方委譲)				
16	織物消費税	間	明37.4法3	23.7法15	8廃止					
17	清涼飲料税	間	大15.3法16	24.12法28	5廃止					
18	取引高税	間	昭23.7法108	24.12法28	5廃止					
19	有価証券移転税	間	昭12.3法7	24.12法28	5廃止					
20	富裕税	直	昭25.5法174	25.3法	75廃止					
21	増加所得税	直	昭21.12法63	28.8法16	4廃止					
22	所得税	直	明20.3勅令5	29.5法12	1廃止					
23	法人税	直	昭15.3法25	29.5法12	1廃止					
24	相続税	直	明38.1法10	29.5法12	1廃止					
25	再評価税	直	昭25.4法110	29.5法12	1廃止					
26	通行税	間	昭15.3法43	29.5法12	1廃止					
27	有価証券取引税	間	昭28.7法102	29.5法12	1廃止					
28	登録免許税(登録税)	間	昭42.6法35	29.5法12	1廃止					
29	酒税	間	昭15.3法35	29.5法12	1廃止					
30	砂糖消費税	間	明34.3法13	29.5法12	1廃止					

番号	税目等	区分	創設法令	昭和20年度	25	30	35	40	45	48
31	取引所税	間	明26.3法6	23.7法10	0廃止					
32	印紙税	間	明32.3法54	23.7法10	0廃止					
33	トランプ類税(骨牌税)	間	昭32.6法173	23.7法10	0廃止					
34	物品税	間	昭15.3法40	23.7法10	0廃止					
35	入場税	間	昭15.3法44	23.7法10	0廃止					
36	日本銀行券発行税	間	昭22.4法46	23.7法10	0廃止					
37	揮発油税	間	昭24.4法44	23.7法10	0廃止					
38	地方道路税	間	昭30.7法104	23.7法10	0廃止					
39	石油ガス税	間	昭40.12法156	23.7法10	0廃止					
40	航空機燃料税	間	昭47.3法7	23.7法10	0廃止					
41	自動車重量税	間	昭46.5法89	23.7法10	0廃止					
42	財産税	直	昭21.11法52	23.7法10	0廃止					
43	戦時補償特別税	直	昭21.10法38	23.7法10	0廃止					
参考	国税徴収法		明22.3法9							
	国税通則法		昭37.4法66							
	国税犯則取締法		昭23.7法107							
	租税特別措置法		昭21.9法15							

(注) 1. 本表は、昭和21~48年度に施行された主要租税(根拠)法令の沿革を示すことを主たる目的としている。  
 2. 改正については、全文改正のみ【 】内に法令の交付年月及び番号を表示した。  
 3. 区分は、直接税(直)、間接税(間)。  
 4. 「再評価税(資産再評価法)」、「財産税(財産税法)」、「戦時補償特別税(戦時補償特別税法)」については、法令のみ現存している。  
 5. 「登録免許税」、「トランプ類税」の前身として、それぞれ「登録税」(明29.3法27)、「骨牌税」(明35.4法44)がある。  
 6. 「国税犯則取締法」は「間接国税犯則者処分法」(明23.9法86)を改題したものである。  
 (出所) 国税庁「国税庁統計年報書」第100回記念号(昭和51年)、同「改正税法のすべて」昭和40~48年、大蔵省主税局調。



ている。

## 2 所得税減税中心

### (1) 所得税と法人税

このように当該期には、国税についての新規導入とか廃止といった、制度的な改正はほとんどなかったのであるが、税制改正は毎年のように行われている。その詳細は本シリーズ第6巻「租税」が述べているとおりであるが、ごく大まかにいえば、何よりも、全期間を通じて過重だと考えられていた所得税の軽減が政策の中心に据えられていた。対前年度自然増収にせよ、年度内自然増収にせよ、その収入をどこに充当すべきかについての最高のプライオリティは、おおむねそこに置かれていたといつてよい。法人税は所得税ほど頻繁ではないが、当該期を通じて何回か引き下げられ、国際的にみてかなり低い水準の課税だったとみなされる。のみならず、この時期の法人課税では、法人税率引下げもさることながら、各種の租税特別措置に著しい特徴が見出される。それは時々の経済状況を反映してめまぐるしく改廃された。20年代末に、貯蓄の奨励・内部留保の充実・技術の振興及び近代化のための措置が急速かつ広範に導入され、30年代に入ると、一方で整理されるものがあるものの、新たに輸出振興をはじめ次々と導入されるものもあって、これらの措置による増減収が入りまじることになる。

### (2) 間接税—道路関係税増加

基幹税たる所得税・法人税についての上記のような軽減政策に対して、間接税はどちらかといえば、減税補填財源として増税が図られたといつていい。といつても、高度成長過程で直接税収が豊富だったので、時としては間接税の減税も行われなかったわけではない。なお、間接税の中では、揮発油税や地方道路税のように、道路等の目的財源としてこの時期に導入され、地方譲与税とされているものの存在が目立つ。これらが高度成長期の中央地方を通ずる経費膨張を主導した道路整備と対応したものであることはいうまでもない。当該期の租税のあり方がおよそこのようなものだったことを念頭において、次にこの間

表 2-3-2 主要国税収入決算(一般会計)(金額と構成比)

(単位: 億円, %)

年度	所得 税		法 人 税		相 続 税		酒 税		砂糖消費税		揮発油税	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
昭27	2,699	38.8	1,860	26.8	27	0.4	1,392	20.0	211	3.0	151	2.2
28	2,922	38.3	1,988	26.0	33	0.4	1,402	18.4	362	4.7	204	2.7
29	2,856	36.8	2,002	25.8	42	0.5	1,512	19.5	478	6.2	292	3.8
30	2,786	36.1	1,921	24.9	55	0.7	1,605	20.8	475	6.2	254	3.3
31	3,049	33.1	2,598	28.2	70	0.8	1,728	18.8	540	5.9	325	3.5
32	2,517	24.8	3,640	35.8	82	0.8	1,903	18.7	505	5.0	497	4.9
33	2,593	26.1	3,083	31.0	83	0.8	1,955	19.7	562	5.7	567	5.7
34	2,780	23.8	3,905	33.4	99	0.9	2,177	18.6	337	2.9	822	7.0
35	3,906	24.9	5,733	36.6	122	0.8	2,485	15.9	281	1.8	1,030	6.6
36	4,958	25.3	7,142	36.5	161	0.8	2,969	15.2	302	1.6	1,381	7.1
37	5,795	27.2	7,803	36.6	211	1.0	2,776	13.0	323	1.5	1,627	7.6
38	6,906	28.1	8,629	35.1	288	1.2	3,154	12.8	311	1.3	1,864	7.6
39	8,374	29.2	9,753	34.0	338	1.2	3,818	13.3	282	1.0	2,281	7.9
40	9,703	32.7	9,271	31.3	440	1.5	3,528	11.9	289	1.0	2,544	8.6
41	10,841	32.8	10,316	31.1	558	1.7	3,902	11.8	294	0.9	2,923	8.8
42	12,896	32.5	13,079	33.0	648	1.6	4,528	11.4	345	0.9	3,325	8.4
43	16,131	33.8	15,918	33.3	776	1.6	5,079	10.6	361	0.8	3,796	8.0
44	20,056	34.3	20,087	34.3	1,030	1.8	5,577	9.5	392	0.7	4,389	7.5
45	24,281	34.3	25,671	36.3	1,390	2.0	6,136	8.7	442	0.6	4,987	7.1
46	28,891	37.6	25,564	33.3	2,102	2.7	6,094	7.9	416	0.5	5,481	7.1
47	37,260	39.5	29,922	31.7	3,185	3.4	7,159	7.6	470	0.5	6,010	6.4
48	53,322	41.1	45,179	34.8	3,098	2.4	8,225	6.3	505	0.4	6,556	5.1
年度	物 品 税		関 税		その他とも合計		直 接 税		間 接 税			
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
昭27	205	3.0	212	3.1	6,952	100.0	4,758	68.4	2,194	31.6		
28	255	3.3	302	4.0	7,637	100.0	5,073	66.4	2,564	33.6		
29	237	3.1	244	3.1	7,765	100.0	4,961	63.9	2,803	36.1		
30	268	3.5	269	3.5	7,726	100.0	4,811	62.3	2,915	37.7		
31	328	3.6	461	5.0	9,216	100.0	5,766	62.6	3,450	37.4		
32	388	3.8	513	5.1	10,162	100.0	6,288	61.9	3,873	38.1		
33	474	4.8	512	5.2	9,954	100.0	5,802	58.3	4,151	41.7		
34	624	5.3	808	6.9	11,708	100.0	6,818	58.2	4,890	41.8		
35	822	5.3	1,097	7.0	15,676	100.0	9,783	62.4	5,893	37.6		
36	1,063	5.4	1,391	7.1	19,580	100.0	12,276	62.7	7,303	37.3		
37	1,035	4.9	1,483	7.0	21,346	100.0	13,815	64.7	7,530	35.3		
38	1,235	5.0	1,913	7.8	24,592	100.0	15,826	64.5	8,766	35.5		
39	1,415	4.9	2,195	7.6	28,717	100.0	18,467	64.3	10,250	35.7		
40	1,379	4.7	2,219	7.5	29,668	100.0	19,415	65.4	10,252	34.6		
41	1,368	4.1	2,557	7.7	33,108	100.0	21,718	65.6	11,390	34.4		
42	1,822	4.6	2,640	6.7	39,679	100.0	26,624	67.1	13,055	32.9		
43	2,448	5.1	2,714	5.7	47,764	100.0	32,826	68.7	14,938	31.3		
44	3,024	5.2	3,266	5.6	58,507	100.0	41,174	70.4	17,333	29.6		
45	3,394	4.8	3,815	5.4	70,770	100.0	51,344	72.5	19,426	27.5		
46	3,671	4.8	3,509	4.6	76,771	100.0	56,559	73.7	20,212	26.3		
47	4,726	5.0	3,555	3.8	94,431	100.0	70,403	74.6	24,028	25.4		
48	5,821	4.5	4,665	3.6	129,758	100.0	101,608	78.3	28,144	21.7		

(注) 1. 印紙収入、専売納付金は含まない。

2. 1億円未満切捨てのため、数字に不整合がある。

(出所) 昭和42年度までは大蔵省『大蔵省百年史』別巻(昭和44年)、それ以降は『財政統計』各年版。

の主な租税の量的な動きを調べることにしよう(表2-3-2)。

### 3 各税目の地位

#### (1) 所得税と法人税の支配的地位

上記のとおり、税目の構成変化がほとんどなかったとはいえ、個別税目の間の相互関係はある程度変わっていく。主要税目の動きをみると、たとえば昭和20年代末や30年代はじめには、所得税が2800億円前後で税収全体の37~38%前後、次いで法人税1900~2000億円、25~27%、酒税1400~1600億円、20%などとなっていて、これに次ぐのは砂糖消費税の6%であるから、上位3税の地位がいかに高いかが分かる。だが高度成長の過程で、これらの税目の間の相互関係は、かなりはっきりした傾向を示して変わっていく。まず、はじめは10%ポイント以上も開きのあった所得税と法人税の差が急速に縮まり、神武景気の32年度には、25%と36%と、法人税上位へと逆転して10%ポイントもの差がついている。両者の差が最も開くのは35年度で、所得税3900億円(24.9%)、法人税5700億円(36.6%)で、開きは11.7%ポイントにのぼる。だが40年に再逆転したのち、40年代には両者とも33~34%程度で相拮抗するが、40年代後半には所得税が40%を超え、以後平成にいたるまでその比率が続くものに対して、法人税はほぼ33%程度が続く。ちなみに、当該期最後の48年度の両税収は、所得税5.3兆円(41.1%)と法人税4.5兆円(34.8%)であった。この2税は、こうした上下はあるが、両者を合わせて広義の所得税とみれば、それは常に60~70%程度を占めて、この時期の日本の税の3分の2前後を担いつづけている。個人所得税はともかく、法人税が国税収入の30%を占める国は、先進資本主義諸国には見当たらず、この時期(だけではないが)の日本の税の特徴をなしている。

#### (2) 酒税・砂糖消費税の低下

同じ時期に、酒税と砂糖消費税の地位は、ほとんど一直線に低下している。酒税は昭和30年度には1600億円、21%だったのに、40年度3500億円、12%、48年度8200億円、6%と下落、砂糖消費税は470億円、6.2%から40年度に290億円(1.0%)へと絶対額までも大きく低下し、のち税額は多少回復して48年度500

億円となるが、比率は0.4%へと当初の10分の1以下の地位に下がっている。これらの税は、前述のように当該期には所得税のような強力な減税政策の対象にならず、むしろ時として増税が図られたとはいえ、全体として継続的にその地位は低下していった。従量税主体で、所得弾力性も小さく、かつ直接税収が潤沢だったため、大規模な増税の必要もなかったからである。とはいえ同じ消費税系統の税でも、自動車・道路と直結している揮発油税は、いち早く砂糖消費税を追い越し、当該期末には6000億円、6%と、酒税とほとんど肩を並べる税収をあげるにいたっている。この間、物品税はほとんどその地位が変わらず4~5%、関税は貿易規模拡大に応じて当初の4%からいったんは8%に接近するが、当該期末は結局4%程度にとどまっている。

#### (3) 直間比率

こうした個別の税を、直接税と間接税に取り纏めてその両者の比率(いわゆる直間比率)を取り出したのが、表2-3-2の右2欄である。当該期の初期と末期とを比較すれば、上記の個別の税の動きから当然予想されるように、直接税の比率が高まっている。たとえば昭和27年度には68.4%なのに対して、48年度には78.3%となる。だが同表から分かるように、それは一直線の動きではなかった。当初の70%近い水準(掲出されている27年度以前には、昭和25年、70.1%、昭和26年、71.6%など)から、1兆円予算期を通じて下がりつづけ、なべ底景気の33年度及び翌34年度の58%の底にいたる。これは、間接税が当該期全体を通じて例外なく前年度比でみて毎年増収になっているのに、直接税は29、30、33年度に対前年度比マイナスとなっていることによる。29年度の場合は、再評価税や富裕税の減少も小さな影響を与えているが、法人税の増加にもかかわらず所得税が減収になったのが主因であり、その後については、所得・法人両税とも減少(30年度)、所得税増、法人税減(33年度)の影響である。ちなみに、32年度は所得税が大幅に減少しているのに、法人税がそれを上回る増収で相殺している。その後高度成長期にはほぼ一貫して上昇し、48年度の78%に到達する。この間、対前年度比減収は、不況の40年度とニクソン・ショックの46年度に法人税においてみられるが、いずれも所得税の伸びが大きく、それに支えられて直間比率が変わることはなかった。

## 4 税制の長期趨勢

以上、主要な国税を中心として税全体を眺めてきたのであるが、国税にはこのほかにこれらに比べれば税収は少ないが、多くの税目があるので、戦前、戦時、戦後、当該期(昭和45年度)を対比して、表2-1-3には含まれていない特別会計歳入分や印紙収入や専売納付金も含めた最広義の租税の一覧表(表2-3-3)を掲げておく。

これで見ると、戦前は税目数が少なかったのに、戦時に多数が導入され、それがそのまま戦後に引き続いていくという、税制における戦前と戦後の断絶面と、戦時と戦後の連続面が読み取れる。次いで戦後(以下本章では昭和25年度を指す)と当該期とでは、当該期に、特別会計歳入となり地方へ譲与される税目が多数導入された点に大きな違いがあることが分かる。それらは、道路のための特定財源とされるものが多く、高度成長型財政を牽引した道路建設のために、中央と地方との間で複雑な税源配分の工夫がなされたことが示されている。なお、46年度導入の自動車重量税及び47年度導入の航空機燃料税はこの表には載せていない。

直間比率については、戦前と戦時・戦後・当該期との間に大きな違いがある。逆にいえば、当該期は、戦時・戦後を引き継いだ比率をもっているということである。戦前34.8対65.2だったのが戦時に64.1対35.9と完全に逆転し、それが戦後から当該期へとつながっているからである。そうなるのは、戦前の所得税・法人課税の地位の低さ、逆に酒税・関税・砂糖消費税などの高さ、戦後・当該期のちょうどそれと逆の構成に由来する。とはいえ、戦後25年度と当該期とではかなり違いが大きく、むしろ当該期は戦時と共通の点が目立つ。たとえば戦前小さかった法人課税が戦時に急拡大し、ほとんど当該期に匹敵するほどになっているのに、戦後は大幅に落ち込んでいる。戦時の上昇は戦争景気を反映した企業数の増加や収益の上昇が反映しているのに対し、戦後の場合はドッジ・ラインにあたって企業が沈滞していたせいである。当該期の水準が戦時以上となったのは、むしろ高度成長を反映している。ちなみに、厳密に言えば法人税が所得税から分かれて独立したのは昭和15年であって、9～11年には

表 2-3-3 国税収入決算(税目別)(金額と構成比)

(単位:昭和16年度まで100万円・25年度以降億円, %)

区 分	昭9～11年度		16		25		45	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
直接税	427	34.8	3,161	64.1	3,136	54.9	51,344	66.0
所得税	*140	11.4	*1,585	32.1	2,201	38.5	24,282	31.2
源泉分	—	—	—	—	1,275	22.3	17,287	22.2
申告分	—	—	—	—	926	16.2	6,995	9.0
法人税	**117	9.5	**1,349	27.4	838	14.7	25,672	33.0
相続税	30	2.5	65	1.3	27	0.5	1,391	1.8
旧税	—	—	—	—	—	—	0	0.0
再評価税	—	—	—	—	64	1.1	—	—
その他	140	11.4	162	3.3	6	0.1	—	—
間接税等	799	65.2	1,770	35.9	2,572	45.1	26,410	34.0
酒税	216	17.6	359	7.3	1,054	18.5	6,136	7.9
砂糖消費税	82	6.7	120	2.4	7	0.1	442	0.6
揮発油税	—	—	12	0.2	74	1.3	4,987	6.4
石油ガス税	—	—	—	—	—	—	122	0.2
物品税	—	—	181	3.7	165	2.9	3,395	4.4
トランプ類税	—	—	—	—	—	—	6	0.0
取引所税	13	1.1	28	0.6	—	—	49	0.1
有価証券取引税	—	—	3	0.0	0	0.0	158	0.2
通行税	—	—	29	0.6	11	0.2	122	0.1
入場税	—	—	—	—	—	—	135	0.2
関税	157	12.8	87	1.8	16	0.3	3,815	4.9
とん税	3	0.2	1	0.0	—	—	51	0.1
日本銀行券発行税	—	—	—	—	—	—	8	0.0
印紙収入	83	6.8	146	3.0	92	1.6	2,187	2.8
専売納付金	202	16.5	415	8.4	1,145	20.1	2,744	3.5
地方道路税(特)	—	—	—	—	—	—	903	1.2
石油ガス税(特)	—	—	—	—	—	—	122	0.1
特別とん税(特)	—	—	—	—	—	—	63	0.1
原重油関税(特)	—	—	—	—	—	—	963	1.2
その他	43	3.5	389	7.9	8	0.1	—	—
合 計	1,226	100.0	4,931	100.0	5,708	100.0	77,754	100.0

(注) 1. \*は個人臨時利得税, \*\*は法人臨時利得税を含む。(特)は特別会計の歳入。

2. 有価証券取引税欄の数値のうち昭和16年度分は有価証券移転税。

(出所) 大蔵省主税局調。

所得税第1種であった。所得税は法人税と違って、戦時に急拡大したのち、戦後わずかに低下するとはいえ、戦後・当該期へと引き継がれているとみなしてさしつかえないであろう。ドッジ・ラインにもかかわらず、シャープ勧告で所得税中心の租税体系が設定されて所得税の厳しい徴税が遂行されたことが、水準維持に貢献している。当該期にますます上昇するのが、高度成長の成果であることはいうまでもない。

間接税を担っているのは、酒税と実質上の税である専売納付金である。と同時にその動きもまたこの2者は共通である。戦前にいずれも所得税を凌ぐ大ききで日本の税体系の支柱の地位にあったのに、戦時に大きく落ち込み、戦後、直接税の低迷期に再び拡大して直接税に匹敵するほどの収入をあげたのち、高度成長期に確実に低下していく。関税も戦前にはこの2税と同じ程度の大ききをもっていて、戦時に低下するのも同じであるが、戦後大きく落ち込んでいる点が違う。貿易途絶を反映してのことであるのは容易に推測されよう。高度成長期、とくに後半には貿易は自由化されてかなり回復したが、関税率は低く大幅な地位上昇には結びつかなかった。それでも関税はとん税と合わせれば、45年度の場合5%を占め、物品税4.4%を上回って揮発油税6.4%に次ぐ間接税中第3位にあたっていた。いずれにせよ、間接税を担っているこれら諸税は、こののちいずれも地位を下げていき、それを補う税も登場せず、当該期以降ますます直接税の比率が高まっていくことになる。地方税の場合、直間比率は概して国税よりも高く、かつやはり33年度を底として(57.8対42.2)以後上昇しつづけ、48年度には75.3対24.7となっている。

## 5 租税負担率

次に、これら租税の負担状況をみるために、対国民所得負担率を取り出しておこう。当該期には、国民所得は5.2兆円から91.8兆円へ、国税は8400億円から14兆円へ、地方税は3000億円から6.5兆円へと増加しているが、ここでは実数は省いて比率だけを掲げておく(表2-3-4)。

国税地方税合計では、昭和20年代末に22%から20%へと低下したのち、30年代はおおむね18~20%の水準を保ったが、40年代以降低下し、41年度に最低の

17.8%を記録した。ちなみに、これは第2次大戦後の最低でもある。こののち、40年代末にかけて22%へと一路上昇している。この間、地方税は最低で5.3%(30年度)、最高7.1%(48年度)で、ほとんどの年は6%の水準の上下0.5%程度に分布して変化がないから、この変動は、もっぱら国税に由来するものといわねばならぬ。一般的には、所得弾性値の高い所得税や法人税がこの動きをリードしていることは当然であるが、減税政策や増税政策などがこれにからんでく

表 2-3-4 国民所得に対する租税負担率 (%)

年 度	租税負担率			(参 考)	
	国 税	地 方 税	合 計 (A)	社会保険料 負 担 率 (B)	国民負担率 (A+B)
昭27	16.1	5.9	22.0	2.4	24.4
28	16.1	5.7	21.8	2.4	24.2
29	14.4	5.6	20.0	2.7	22.9
30	13.0	5.3	18.3	2.7	21.0
31	13.6	5.6	19.2	2.8	22.0
32	13.2	5.8	19.0	2.8	21.8
33	12.6	5.8	18.4	3.0	21.4
34	12.8	5.7	18.5	3.1	21.6
35	13.8	5.7	19.5	3.1	22.6
36	14.4	5.9	20.3	3.3	23.6
37	13.9	6.1	20.0	3.6	23.6
38	13.7	6.1	19.8	3.8	23.6
39	14.0	6.2	20.2	3.9	24.1
40	13.1	6.2	19.3	4.6	23.9
41	12.0	5.8	17.8	4.5	22.3
42	12.1	5.9	18.0	4.4	22.4
43	12.4	6.0	18.4	4.4	22.8
44	13.0	6.2	19.2	4.5	23.7
45	13.1	6.3	19.4	4.6	24.0
46	12.8	6.4	19.2	4.8	24.0
47	13.7	6.6	20.3	4.9	25.2
48	15.3	7.1	22.4	5.0	27.4

- (注) 1. 昭和27~40年度と41~49年度の国民所得統計は異なる系列である。  
 なお、社会保険料負担率は、国民所得に関する付表(社会保険に対する負担の明細表)の数値による。  
 2. 昭和48年度までの「国税」は日本専売公社納付金を含む。  
 (出所) 国税庁『国税庁統計年報』第100回記念号(昭和51年)、経済企画庁『国民所得統計年報』昭和41、52年版。

表 2-3-5 税制改正に

年 度	昭28	29	30	31	32	33	34	35	36
1 国 税									
(1) 所得税									
諸控除	601	289	226	226	400	—	278	—	381
基礎控除	239	179	157	—	201	—	—	—	—
配偶者控除	—	—	—	—	—	—	—	—	142
配偶者特別控除	—	—	—	—	—	—	—	—	—
扶養控除	267	102	—	—	129	—	278	—	62
給与所得控除	95	—	57	226	70	—	—	—	102
その他	—	8	12	—	—	—	—	—	75
税率	92	—	132	—	854	—	123	—	234
その他	—	6	—	—	13	—	21	—	16
計(一般的減税)	693	295	358	226	1,241	—	422	—	631
特別措置等	80	19	175	—	139	63	191	—	68
再 計	773	314	533	226	1,102	63	231	—	563
(2) 法人税									
税率	—	—	136	—	23	200	—	—	—
特別措置等	155	26	16	144	242	15	38	—	399
計	155	26	120	144	219	215	38	—	399
(3) 相続税等	+ 16	29	—	—	—	32	—	—	—
直接税計(1~3)	912	369	653	82	883	310	269	—	962
(4) 酒税	384	+ 34	—	—	—	63	—	—	—
(5) 揮発油税	—	+ 38	—	—	228	—	+ 233	—	+ 218
(6) 石油税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7) 物品税	30	+ 11	6	3	—	—	31	—	4
(8) 印紙収入	—	+ 55	—	—	30	—	5	—	—
(9) 関税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(10) 消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(11) その他	+ 82	+ 62	2	70	8	—	23	+ 66	+ 4
間接税計(4~11)	332	+ 200	8	67	266	63	174	+ 66	+ 218
国税計(1~11)	1,244	169	661	15	617	373	95	+ 66	744
2 地方税計	180	263	66	+ 123	123	200	84	118	128
3 国税・地方税合計	1,424	432	727	+ 108	740	573	179	52	872

(注) 1. 減収額は、各年度毎に予算ベースで計算した平年度減収額である。  
 2. 昭和37年度の( )外書きは、税源配分の改正による増減収額である。  
 3. 「揮発油税」欄の計数は、昭和32~39年度は地方道路税を含んでいる。  
 4. 昭和46年度の( )外書きは46年度の所得税の年内減税による減収額であり、47年度の(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』第236, 492号。

による増減収額

(単位：億円, %)

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
246	320	660	919	1,013	1,416	1,354	1,420	1,731	1,854 (1,008)	[1,184]	3,348
161	180	222	229	259	221	241	288	358	391 (410)	[484]	415
77	46	51	114	130	211	116	127	156	169 (178)	[210]	181
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	88	129	298	137	223	249	628	728	378 (399)	[466]	680
—	—	226	225	410	651	731	362	469	873	—	1,945
8	6	32	53	77	110	17	15	20	43 (21)	[24]	127
232 (198)	—	—	—	533	+ 106	+ 105	405	1,310	(1,070)	[1,346]	—
3	—	40	3	—	54	2	—	8	135	—	353
481 (198)	320	700	922	1,546	1,364	1,251	1,825	3,049	1,989 (2,078)	[2,530]	3,701
22	348	45	+ 268	37	+ 439	—	5	+ 162	80	322	51
503 (198)	668	745	654	1,583	925	1,251	1,830	2,887	2,069 (2,078)	[2,852]	3,752
—	—	46	283	495	—	—	+ 968	—	—	—	—
13	+ 128	540	283	492	303	0	+ 24	216	+ 121	+ 306	+ 268
13	+ 128	586	566	987	303	0	+ 24	+ 752	+ 121	+ 306	+ 268
24	—	45	5	150	31	—	—	—	66	121	397
540 (198)	540	1,376	1,225	2,720	1,259	1,251	1,806	2,135	2,014 (2,078)	[2,667]	3,881
372	—	—	—	—	—	+ 501	—	—	—	—	—
—	—	+ 254	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202	—	—	+ 34	347	—	+ 70	—	+ 80	—	30	189
18	0	—	2	2	+ 301	—	4	—	4	—	+ 27
—	—	—	+ 7	37	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	+ 42	6	+ 35	—	+ 18	—	—	—	+ 933	+ 121	+ 262
624	+ 42	+ 248	+ 74	386	+ 319	+ 571	4	+ 80	+ 929	+ 91	+ 100
1,164 (198)	498	1,128	1,151	3,106	940	680	1,810	2,055	1,085 (2,078)	[2,576]	3,781
399 (+198)	183	557	87	534	193	207	947	966	870	981	1,457
1,563	681	1,685	1,238	3,640	1,133	887	2,757	3,021	1,955 (2,078)	[3,557]	5,238

[ ] 書きは46年度の所得税の年内減税による減収額を加えたものである。

るので、負担率が、経済の成長ないし停滞と直接対応しているわけではない。ただ、次のようにはいえるかもしれない。第1に、ここに示された数字から判断すると、大蔵省を中心としてもたれていた、国民所得の20%以下に負担率を抑えようという政策意図は、ほぼ実現していたようにみえる。第2に、ごく大まかにいえば、高度成長が始まる前の負担率が20%以上、高度成長期にあたる30・40年代が20%以下、オイル・ショック後昭和50～60年代や平成期には20%を超えて28%あたりまで上昇していく。当該期以降の上昇が社会保障を中心とする、下方硬直的な性格をもつ支出膨張に由来するところが大きいにしても、前後の時期に比べて、当該期の負担率が低いということの少なからぬ要因が、経済の高度成長に由来するとみなすことは、それほど不自然ではないであろう。経済成長は、税制改正がなければ、自動的に増収をもたらすはずであり、当該期に8400億円から14兆円へと上昇した国税や3000億円から6.5兆円へ上昇した地方税のいずれについてもそれははっきり現れている。それでも、年々実施された減税によってかなり緩和された数字なのである。しかし、税の増収よりも速いスピードの経済成長のゆえに、この間負担率が低位にとどまったのであった。それにしても、減税にしろ増税にしろ、税をめぐる政策は、時の政策の中では最大のイシューとなるのであって、どの税をどれだけの側面について減税するかが、当該期においても、後述の支出拡大における対象選択とならんで、最大の政策選択課題をなしていたのであった。それら減税政策の形成プロセスについては、本シリーズ第6巻「租税」に詳しいのでそちらに譲り、ここではその政策の結果、いかなる減税(増税を含む)がなされたかの検討を、すぐ後の表2-3-5に基づいて行うことにする。

なお、税と並んで国民負担の一翼をなす社会保険料負担は、税と趣を異にし、掲出のとおり2.4%から5.0%へとこの間おおむね上昇を続けた。その結果、当初は租税負担の10分の1程度の負担率だったのに、末期には地方税の7.1%に近い5.0%に達して租税負担の4分の1近くまで接近した。

## 6 減税政策の実態

### (1) 直接税減税・間接税増徴

まず表2-3-5によって直接税と間接税を比べてみると、直接税が35年度を除いて毎年減税されているのに対して、間接税は逆にほとんど毎年増税されているという、著しいコントラストが目につく。毎年の増減税は、直間比率是正のためというようなマクロ的な理由ではなく、個別税目ごとの改正の必要によってなされるのであるが、全期間を通じて、直接税軽減、間接税増徴の方向がはっきり読みとれることはたしかであろう。しかし、ほとんどすべての年について、間接税の増収を直接税の減税が上回ったため、結果として国税全体の増収となったのは、直接税で減税が行われなかった昭和35年度1カ年にとどまった。もっとも、間接税といえども純減税の年がないわけではなく、酒税と物品税が大きく減税された37年度をはじめ、28、30、34、41、44年度などがあげられる。だがその減税は概して小規模である。一方、間接税の中で増税されている代表的な税は揮発油税であって、酒税・物品税・印紙税などは時に減税、時に増税がなされている。直接税の中では、相続税も時々小規模に減税されているが、減税の中心は所得税と法人税とに置かれた。当該期を通じて、税制調査会や大蔵省は、ほぼ一貫して所得税負担の過重を是正すべきことを政策の中心課題に掲げていたことは第1部で繰り返し述べたとおりであるが、それが、この表の示すような成果を生んでいるのである。その結果、当該期全体を通じて、純増税の年は1カ年もないのに対して、減税のない年は、35年度のみということになったのである。

### (2) 所得 税

所得税減税の方法は、何よりもまず諸控除の引上げであって、何らそれがなされなかった年は昭和33、35年度の2カ年度のみである。減税の重点は、課税最低限を引き上げて低所得層を納税者リストからはずしていくところに置かれていた。課税最低限引上げに比べて、税率に係わる減税は回数・金額とも少ないが、それでも同表で12回が記されている。増税はほとんどないが、特別措置

の整理によって32, 34, 36, 40, 42, 45の各年度が増収となっている。もっとも、逆に特別措置による減収も11回にわたって行われた。

### (3) 法人税

法人税の状況は、所得税とはかなり異なる。まず、増収の年が7カ年あり、そのほとんどすべては特別措置の整理に係わるものである。特別措置の整理は、当該期を通じて各方面から常に主張されていて、それがここに反映している。もっとも、特別措置による減収も10回計上されているから、新設と改廃が目まぐるしく交錯していたことになろう。増収のうち税率に由来するのは、ただ1回45年度があるだけであって、それも41年度の不況期の減税を復旧するという趣旨に由来するものであった。

### (4) 地方税

地方税については、国からの税源移譲による増収のあった昭和37年度を除けば、増収は31年度のみであって、残りのすべての年について減収となっている。地方の場合は、地方税そのものの減税のほか、住民税などでは国税の減税のはね返りによる減税があった。逆にね返り減税を避けるための増税があるとか、国との間で譲与税のやりとりがあるなど、国税の場合より複雑な要素をもっているが、全体としては、国税の場合同様、低所得層の減税、零細中小企業の負担軽減、道路財源の増税などの組合せからなっている。そして国税・地方税合計についていえば、当然のことながら、ほとんどすべての年について減税がなされているが、31年度だけは国税15億円の減税に対して地方税123億円の増税で、合計でただ1回増収の年となっている。全国的な地方財政状況の悪化を睨んで固定資産税の課税対象が拡大され、目的税としての軽油引取税、市町村の都市計画税などが新設された結果である。

## 第4章 歳出の構成と変化

本章では当該期の歳出の構造を検討する。歳出の検討にはさまざまなデータが用いられるが、最も基本的なものは目的別分類であろう。政府の活動分野が、端的にそこに表現されているからである。そこで本章ではまずそれを取りあげたのち、補完のためにいくつかの側面からの資料を追加して調べることにしたい。

### 第1節 目的別歳出

#### 1 上位4費目の拡張

租税の場合と違って、当該期の歳出には、かなりはっきりした構成の変化が認められる。といっても、景気の変動に対応して変わるというような短期的なものではなく、期間全体をとおして、ゆるやかに、しかし確実に変化が生じている、というのが表2-4-1が物語るところである。

もっとも昭和20年代末には、防衛支出金(3.防衛関係費の中の小項目)のような、日本の防衛のあり方が不確定だったことを反映した経費の動きとか、地方財政平衡交付金の地方交付税交付金への組替えのような、シャープ勧告の手直しだとか、占領期に抑えられていた支出要求が、占領解除とともに噴出した経費の多面的な膨張だとか、総じて、占領体制から自立体制へのシステム全体の移行に伴う不安定からくる、イレギュラーな経費の動きが、少なからずあった。しかし、こうして大きく目的別にくくってみると、それらを含めて、やはり当該期にはかなりはっきりしたトレンドが示されている。まず全期間を通じて、ほとんど常に地方財政費、国土保全及び開発費、社会保障関係費、教育文化費が、



表 2-4-1 一般会計歳出決算目的別分類 (単位:100万円)

目的別	昭和27年度		28		29		30	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 国家機関費	111,837	12.8	121,659	12.0	115,394	11.1	110,582	10.9
(1)皇室費	355	0.0	213	0.0	244	0.0	273	0.0
(2)国会費	2,706	0.3	3,424	0.3	3,320	0.3	3,515	0.4
(3)選挙費	1,444	0.2	2,760	0.3	1,543	0.1	289	0.0
(4)司法及警察費	52,882	6.1	53,982	5.3	49,361	4.7	46,563	4.6
(5)外交費	3,909	0.5	4,433	0.4	5,024	0.5	5,131	0.5
(6)一般行政費	27,527	3.2	30,453	3.0	36,227	3.5	33,574	3.3
(7)徴税費	22,789	2.6	25,759	2.5	19,471	1.9	21,237	2.1
(8)災害対策費	222	0.0	634	0.1	200	0.0	—	—
2. 地方財政費	145,399	16.6	137,610	13.5	138,845	13.3	159,878	15.7
(1)地方財政調整費	145,000	16.6	137,600	13.5	137,022	13.2	157,993	15.5
(2)その他	399	0.1	10	0.0	1,823	0.2	1,885	0.2
3. 防衛関係費	119,691	13.7	157,641	15.5	154,737	14.9	135,967	13.4
(1)終戦処理費	17,297	2.0	113	0.0	—	—	—	—
(2)調達関係費	2,375	0.3	2,243	0.2	2,194	0.2	—	—
(3)復員費	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)防衛庁経費	40,406	4.6	62,858	6.2	71,947	6.9	82,589	8.1
(5)防衛支出金	55,878	6.4	66,780	6.6	62,324	6.0	45,768	4.5
(6)安全保障諸費	2,870	0.3	25,455	2.5	18,047	1.7	5,363	0.5
(7)その他	865	0.1	193	0.0	226	0.0	2,248	0.2
4. 対外処理費	15,842	1.8	7,926	0.8	7,070	0.7	11,647	1.1
5. 国土保全及開発費	113,642	13.0	148,836	14.6	139,954	13.4	132,153	13.0
(1)国土保全費	31,962	3.7	40,092	3.9	40,896	3.9	38,592	3.8
(2)国土開発費	42,668	4.9	54,960	5.4	51,473	4.9	53,592	5.3
(3)試験研究費	111	0.0	120	0.0	143	0.0	145	0.0
(4)災害復旧費	36,752	4.2	50,576	5.0	45,006	4.3	37,138	3.7
(5)その他	2,146	0.3	3,087	0.3	2,434	0.2	2,686	0.3
6. 産業経済費	169,419	19.4	141,419	13.9	88,754	8.5	67,705	6.7
(1)農林水産業費	49,975	5.7	89,091	8.8	64,742	6.2	51,668	5.1
(2)商工鉱業費	64,677	7.4	18,837	1.9	8,274	0.8	6,599	0.7
(3)運輸通信費	2,997	0.3	5,391	0.5	8,505	0.8	9,437	0.9
(4)物資及価格調整費	51,768	5.9	28,100	2.8	7,230	0.7	—	—
7. 教育文化費	37,372	4.3	106,127	10.4	118,595	11.4	124,878	12.3
(1)学校教育費	33,301	3.8	102,235	10.1	114,744	11.0	121,453	11.9
(2)社会教育及文化費	844	0.1	1,109	0.1	1,087	0.1	1,128	0.1
(3)科学振興費	758	0.1	1,251	0.1	1,180	0.1	1,522	0.2
(4)災害対策費	2,467	0.3	1,530	0.2	1,582	0.2	776	0.1
8. 社会保障関係費	98,727	11.3	126,841	12.5	135,431	13.0	139,956	13.8
(1)社会保険費	12,943	1.5	20,034	2.0	24,357	2.3	25,418	2.5
(2)生活保護費	24,604	2.8	27,675	2.7	35,528	3.4	37,157	3.7
(3)社会福祉費	1,602	0.2	7,615	0.7	7,217	0.7	7,237	0.7
(4)住宅対策費	14,060	1.6	16,704	1.6	17,054	1.6	18,424	1.8
(5)援護費	16,605	1.9	17,496	1.7	12,834	1.2	7,665	0.8
(6)失業対策費	10,478	1.2	12,812	1.3	15,108	1.5	19,778	1.9
(7)保健衛生費	16,854	1.9	20,095	2.0	21,732	2.1	23,171	2.3
(8)移住振興費	18	0.0	164	0.0	377	0.0	492	0.1
(9)試験研究費	215	0.0	262	0.0	347	0.0	328	0.0
(10)災害対策費	1,342	0.2	3,980	0.4	873	0.1	286	0.0
9. 恩給費	10,075	1.2	16,729	1.6	100,013	9.6	88,809	8.7
(1)年金及恩給費	9,926	1.1	16,111	1.6	98,846	9.5	87,520	8.6
(2)その他	149	0.0	618	0.1	1,166	0.1	1,289	0.1
10. 国債費	30,943	3.5	44,857	4.4	40,261	3.9	44,218	4.3
11. その他	20,989	2.4	7,512	0.7	1,701	0.2	2,375	0.2
合計	873,942	100.0	1,017,164	100.0	1,040,761	100.0	1,018,169	100.0

(注) 1. 本表は「目」の単位で分類される予算の目的別分類とは異なり、「項」の単位で分類されているので、予算の目的別分類とは必ずしも符合しない。2. 昭和27～29年度は、大蔵省主計局の「昭和30年度一般会計歳出決算目的別分類」の基準に準拠して、各年度「決算書」の支出済歳出額を「項」の単位(ただし一部「目」の単位)で分類支出し、30年度以降の目的別分類との継続を試みたものである。3. 目的別分類の組替えが行われた場合、決算ベースでは遡及して改定がなされたため、年度によっては不連続となり、分類項目が途中から消失しているものもある。4. 防衛庁経費には、警察予備隊費、保安庁費等を含む。5. 戦災復興関係の経費は災害対策(復旧)費に含めた。(出所) 「決算書」昭和27～29年度、大蔵省「財政統計」昭和37～48年度。

表 2-4-1 一般会計歳出決算目的別分類(つづき) (単位:100万円)

目的別	昭和31年度		32		33	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 国家機関費	115,721	10.8	127,025	10.7	136,070	10.2
(1)皇室費	306	0.0	340	0.0	432	0.0
(2)国会費	3,658	0.0	4,073	0.3	4,629	0.4
(3)選挙費	1,669	0.2	63	0.0	1,797	0.1
(4)司法及警察費	48,721	4.6	53,329	4.5	55,586	4.2
(5)外交費	5,962	0.6	7,293	0.6	8,327	0.6
(6)一般行政費	34,493	3.2	38,691	3.3	40,908	3.1
(7)徴税費	20,737	1.9	23,062	1.9	24,177	1.8
(8)災害対策費	173	0.0	173	0.0	215	0.0
2. 地方財政費	178,286	16.7	196,035	16.5	225,272	16.9
(1)地方財政調整費	175,633	16.4	194,573	16.4	224,010	16.8
(2)その他	2,652	0.3	1,462	0.1	1,262	0.1
3. 防衛関係費	134,492	12.6	152,973	12.9	151,476	11.4
4. 対外処理費	11,097	1.0	22,666	1.9	26,219	2.0
5. 国土保全及開発費	137,744	12.9	168,539	14.2	190,623	14.3
(1)国土保全費	37,135	3.5	40,569	3.4	39,173	2.9
(2)国土開発費	64,121	6.0	91,217	7.7	107,868	8.1
(3)試験研究費	150	0.0	167	0.0	207	0.0
(4)災害対策(復旧)費	32,655	3.1	31,753	2.7	34,229	2.6
(5)伊勢湾高潮対策費	—	—	—	—	—	—
(6)その他	3,682	0.3	4,832	0.4	9,146	0.7
6. 産業経済費	87,487	8.2	84,546	7.1	106,431	8.0
(1)農林水産業費	44,177	4.1	70,918	6.0	44,050	3.3
(2)商工鉱業費	35,026	3.3	7,005	0.6	53,914	4.1
(3)運輸通信費	8,284	0.8	6,623	0.6	8,467	0.6
7. 教育文化費	132,731	12.4	153,752	13.0	163,084	12.3
(1)学校教育費	127,383	11.9	142,100	12.0	150,811	11.3
(2)社会教育及文化費	1,327	0.1	2,617	0.2	1,712	0.1
(3)科学振興費	3,592	0.3	8,784	0.7	10,340	0.8
(4)災害対策費	429	0.0	252	0.0	221	0.0
8. 社会保障関係費	136,758	12.8	147,724	12.4	162,674	12.2
(1)社会保険費	26,910	2.5	31,234	2.6	37,539	2.8
(2)生活保護費	35,663	3.3	36,508	3.1	39,609	3.0
(3)社会福祉費	7,616	0.7	8,973	0.8	9,649	0.7
(4)国民年金費	—	—	—	—	—	—
(5)住宅対策費	10,387	1.0	12,768	1.1	12,735	1.0
(6)援護費	7,861	0.7	7,430	0.6	7,170	0.5
(7)失業対策費	21,802	2.0	23,290	2.0	25,992	2.0
(8)保健衛生費	24,063	2.3	26,069	2.2	27,768	2.1
(9)移住振興費	828	0.9	830	0.1	962	0.1
(10)試験研究費	342	0.0	479	0.0	1,050	0.1
(11)災害対策費	1,286	0.1	144	0.0	202	0.0
9. 恩給費	93,704	8.8	97,635	8.2	101,041	7.6
(1)文官恩給費	15,889	1.5	16,486	1.4	17,451	1.3
(2)旧軍人等恩給費	76,540	7.2	79,879	6.7	82,299	6.2
(3)その他	1,275	0.1	1,270	0.1	1,291	0.1
10. 国債費	38,072	3.6	35,179	3.0	66,588	5.0
11. その他	3,112	0.3	1,604	0.1	2,084	0.2
合計	1,069,205	100.0	1,187,676	100.0	1,331,562	100.0

表 2-4-1 一般会計歳出決算

目的別	昭和34年度		35		36	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 国家機関費	148,382	9.9	169,564	9.7	192,106	9.3
(1)皇室費	574	0.0	597	0.0	539	0.0
(2)国会費	4,319	0.3	5,672	0.3	6,831	0.3
(3)選挙費	1,853	0.1	2,144	0.1	23	0.0
(4)司法及警察費	60,426	4.0	68,571	3.9	76,522	3.7
(5)外交費	9,709	0.7	11,231	0.6	13,821	0.7
(6)一般行政費	44,654	3.0	50,855	2.9	59,336	2.9
(7)徴税費	26,473	1.8	30,376	1.7	34,680	1.7
(8)災害対策費	374	0.0	118	0.0	353	0.0
2. 地方財政費	259,999	17.4	332,475	19.1	391,838	19.0
(1)地方財政調整費	259,088	17.3	331,784	19.0	391,353	19.0
(2)その他	911	0.1	691	0.0	486	0.0
3. 防衛関係費	157,138	10.5	163,493	9.4	182,744	8.9
4. 対外処理費	32,573	2.2	30,845	1.8	27,605	1.3
5. 国土保全及開発費	248,284	16.6	294,420	16.9	370,077	17.9
(1)国土保全費	43,370	2.9	50,021	2.9	62,811	3.0
(2)国土開発費	135,378	9.1	154,485	8.9	213,934	10.4
(3)試験研究費	232	0.0	276	0.0	349	0.0
(4)災害対策(復旧)費	57,798	3.9	60,417	3.5	68,276	3.3
(5)伊勢湾高潮対策費	—	—	19,369	1.1	14,273	0.7
(6)その他	11,506	0.8	9,852	0.6	10,435	0.5
6. 産業経済費	76,522	5.1	164,279	9.4	175,908	8.5
(1)農林水産業費	54,450	3.6	87,910	5.0	133,078	6.5
(2)商工鉱業費	11,048	0.7	63,484	3.6	28,632	1.4
(3)運輸通信費	11,025	0.7	12,885	0.7	14,197	0.7
7. 教育文化費	176,838	11.8	211,322	12.1	256,174	12.4
(1)学校教育費	165,074	11.0	197,540	11.3	238,430	11.6
(2)社会教育及文化費	1,827	0.1	2,247	0.1	3,580	0.2
(3)科学振興費	8,635	0.6	10,064	0.6	12,112	0.6
(4)災害対策費	1,302	0.1	1,470	0.1	2,053	0.1
8. 社会保障関係費	196,071	13.1	231,123	13.3	302,423	14.7
(1)社会保険費	45,247	3.0	52,253	3.0	71,296	3.5
(2)生活保護費	45,333	3.0	50,466	2.9	60,694	2.9
(3)社会福祉費	10,340	0.7	11,648	0.7	15,018	0.7
(4)国民年金費	9,465	0.6	30,390	1.7	47,373	2.3
(5)住宅対策費	13,295	0.9	12,936	0.7	16,278	0.8
(6)援護費	7,669	0.5	9,231	0.5	9,439	0.5
(7)失業対策費	27,662	1.9	27,922	1.6	32,237	1.6
(8)保健衛生費	29,353	2.0	32,611	1.9	46,585	2.2
(9)移民振興費	1,051	0.1	1,300	0.1	1,128	0.1
(10)試験研究費	920	0.1	1,328	0.1	1,231	0.1
(11)災害対策費	5,736	0.4	1,036	0.1	1,143	0.1
9. 恩給費	112,227	7.5	116,284	6.7	121,535	5.9
(1)文官恩給費	17,790	1.2	17,212	1.0	17,401	0.9
(2)旧軍人等恩給費	93,087	6.2	97,637	5.6	102,615	5.0
(3)その他	1,349	0.1	1,435	0.1	1,519	0.1
10. 国債費	54,247	3.6	26,460	1.5	39,779	2.0
11. その他	32,758	2.2	2,882	0.2	3,279	0.2
合計	1,495,040	100.0	1,743,148	100.0	2,063,468	100.0

目的別分類(つづき)

(単位:100万円)

37		38		39		40	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
220,879	8.6	259,047	8.5	289,431	8.7	330,777	8.9
545	0.0	924	0.0	2,168	0.1	3,124	0.1
7,291	0.3	10,081	0.3	11,720	0.4	12,682	0.3
2,829	0.1	3,896	0.1	105	0.0	4,695	0.1
85,914	3.4	99,345	3.3	112,892	3.4	125,866	3.4
17,178	0.7	17,461	0.6	19,300	0.6	21,924	0.6
66,757	2.6	81,973	2.7	90,581	2.7	103,379	2.8
40,242	1.6	45,365	1.5	52,256	1.6	58,974	1.6
122	0.0	—	—	409	0.0	133	0.0
489,056	19.1	586,815	19.3	639,652	19.3	720,067	19.3
488,821	19.1	586,697	19.3	639,593	19.3	720,067	19.3
235	0.0	117	0.0	58	0.0	—	—
217,308	8.5	245,170	8.1	281,262	8.5	306,937	8.2
29,210	1.1	24,020	0.8	25,619	0.8	19,750	0.5
469,676	18.4	538,179	17.7	610,746	18.5	714,303	19.2
81,868	3.2	89,742	3.0	102,237	3.1	124,152	3.3
278,877	10.9	329,753	10.8	393,361	11.9	460,128	12.4
400	0.0	435	0.0	482	0.0	529	0.0
82,885	3.2	89,335	2.9	91,341	2.8	102,537	2.8
13,051	0.5	11,908	0.4	1,904	0.1	—	—
12,596	0.5	17,005	0.6	21,422	0.7	26,956	0.7
188,816	7.4	217,264	7.1	266,528	8.1	307,802	8.3
142,265	5.6	157,326	5.2	193,770	5.9	220,602	5.9
27,769	1.1	37,265	1.2	42,673	1.3	48,509	1.3
18,782	0.7	22,673	0.7	30,085	1.0	38,691	1.0
305,582	12.0	369,779	12.2	408,774	12.4	471,847	12.7
283,721	11.1	342,685	11.3	380,907	11.5	443,310	12.0
8,879	0.4	12,532	0.4	9,871	0.3	7,978	0.2
11,126	0.4	13,687	0.5	16,673	0.5	17,381	0.5
1,856	0.1	875	0.0	1,323	0.0	3,178	0.1
369,330	14.5	453,898	14.9	517,001	15.6	640,211	17.2
92,603	3.6	116,184	3.8	135,473	4.1	206,912	5.6
68,831	2.7	80,755	2.7	93,486	2.8	109,572	2.9
21,136	0.8	28,984	1.0	36,708	1.1	43,358	1.2
49,171	1.9	58,028	2.1	58,510	1.8	60,481	1.6
25,516	1.0	27,748	0.9	34,558	1.0	44,350	1.2
9,082	0.4	10,971	0.4	11,136	0.3	12,921	0.4
37,108	1.5	44,160	1.5	46,219	1.4	46,725	1.3
63,468	2.5	84,409	2.8	95,930	2.9	111,568	3.0
859	0.0	1,071	0.0	1,242	0.0	1,242	0.0
1,467	0.1	1,480	0.1	1,820	0.1	1,872	0.1
89	0.0	108	0.0	1,918	0.1	1,211	0.0
123,157	4.8	133,289	4.4	150,567	4.6	157,086	4.2
17,876	0.7	17,703	0.6	19,965	0.6	19,651	0.5
103,687	4.1	113,933	3.7	128,831	3.9	135,379	3.6
1,594	0.1	1,653	0.1	1,772	0.1	2,056	0.1
67,252	2.6	114,589	3.8	44,967	1.4	13,008	0.3
76,353	3.0	102,243	3.4	76,422	2.3	41,230	1.1
2,556,617	100.0	3,044,292	100.0	3,310,969	100.0	3,723,017	100.0

表 2-4-1 一般会計歳出決算

目的別分類(つづき)

(単位:100万円)

目的別	昭和41年度		42		43	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1. 国家機関費	338,424	7.6	374,814	7.3	416,809	7.0
(1)皇室費	4,281	0.1	5,465	0.1	4,076	0.1
(2)国会費	12,675	0.3	15,127	0.3	17,980	0.3
(3)選挙費	5,768	0.1	927	0.0	5,891	0.1
(4)司法及警察費	140,438	3.2	156,122	3.1	173,657	2.9
(5)外交費	29,091	0.7	33,784	0.7	34,006	0.6
(6)一般行政費	82,130	1.9	91,573	1.8	100,144	1.7
(7)徴税費	63,926	1.4	71,779	1.4	80,992	1.4
(8)災害対策費	115	0.0	37	0.0	62	0.0
2. 地方財政費	837,125	18.8	997,448	19.5	1,190,352	20.1
(1)地方財政調整費	829,941	18.6	985,050	19.3	1,165,929	19.7
(2)元利補給	6,469	0.1	11,098	0.2	14,047	0.2
(3)その他	715	0.0	1,300	0.0	10,376	0.2
3. 防衛関係費	347,113	7.8	385,089	7.5	434,696	7.3
4. 対外処理費	32,271	0.7	30,086	0.6	33,369	0.6
5. 国土保全及開発費	862,044	19.3	955,653	18.7	1,081,102	18.2
(1)国土保全費	144,864	3.3	163,867	3.2	184,465	3.1
(2)国土開発費	563,539	12.6	629,787	12.3	742,274	12.5
(3)試験研究費	595	0.0	650	0.0	744	0.0
(4)災害対策(復旧)費	118,972	2.7	117,932	2.3	111,241	1.9
(5)干害対策費	293	0.0	6,316	0.1	1,163	0.0
(6)その他	33,780	0.8	37,100	0.7	41,216	0.7
6. 産業経済費	509,335	11.4	566,865	11.1	642,199	10.9
(1)農林水産業費	138,328	3.1	141,569	2.8	167,111	2.8
(2)商工鉱業費	82,363	1.9	81,985	1.6	87,498	1.5
(3)運輸通信費	29,113	0.7	33,912	0.7	46,164	0.8
(4)産業投資特別会計等繰入	44,500	1.0	61,900	1.2	59,600	1.0
(5)物資及物価調整費	215,032	4.8	247,498	4.8	281,826	4.8
7. 教育文化費	547,214	12.3	622,222	12.2	703,705	11.9
(1)学校教育費	510,177	11.4	581,741	11.4	652,553	11.0
(2)社会教育及文化費	9,891	0.2	10,412	0.2	11,778	0.2
(3)科学振興費	25,945	0.6	29,415	0.6	38,112	0.6
(4)災害対策費	1,200	0.0	653	0.0	1,261	0.0
8. 社会保障関係費	732,759	16.4	845,745	16.5	977,135	16.5
(1)社会保険費	236,773	5.3	288,161	5.6	361,961	6.1
(2)生活保護費	127,332	2.9	145,167	2.8	164,754	2.8
(3)社会福祉費	58,862	1.3	71,789	1.4	85,294	1.4
(4)国民年金費	74,865	1.7	92,091	1.8	105,378	1.8
(5)住宅対策費	47,726	1.1	59,924	1.2	66,762	1.1
(6)援護費	15,268	0.3	17,995	0.4	20,803	0.4
(7)失業対策費	50,746	1.1	51,161	1.0	54,746	0.9
(8)保健衛生費	117,112	2.6	114,752	2.2	112,578	1.9
(9)移民振興費	1,699	0.0	1,643	0.0	1,707	0.0
(10)試験研究費	1,602	0.0	1,659	0.0	1,880	0.0
(11)災害対策費	271	0.0	660	0.0	530	0.0
(12)その他	502	0.0	743	0.0	743	0.0
9. 恩給費	179,803	4.0	199,876	3.9	229,876	3.9
(1)文官恩給費	21,754	0.5	24,223	0.5	28,145	0.5
(2)旧軍人等恩給費	155,649	3.5	171,902	3.4	198,844	3.4
(3)その他	2,400	0.1	3,752	0.1	2,887	0.1
10. 国債費	42,336	1.0	105,238	2.1	192,764	3.1
11. その他	30,773	0.7	30,000	0.6	35,074	0.6
合計	4,459,196	100.0	5,113,035	100.0	5,937,082	100.0

44		45		46		47		48	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
464,973	6.7	546,953	6.7	636,078	6.7	803,479	6.7	900,317	6.1
1,729	0.0	1,759	0.0	2,246	0.0	2,087	0.0	2,155	0.0
19,481	0.3	20,544	0.3	23,852	0.2	26,359	0.2	30,806	0.2
6,965	0.1	684	0.0	8,554	0.1	10,305	0.1	1,198	0.0
193,339	2.8	223,330	2.7	256,773	2.7	298,883	2.5	341,419	2.3
42,443	0.6	55,849	0.7	66,913	0.7	86,080	0.7	101,225	0.7
109,469	1.6	137,006	1.7	153,724	1.6	237,602	2.0	251,256	1.7
91,549	1.3	107,782	1.3	124,017	1.3	142,163	1.2	172,258	1.2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,460,198	21.1	1,776,496	21.7	1,986,497	20.8	2,410,583	20.2	3,255,167	22.0
1,443,139	20.9	1,771,563	21.6	1,979,871	20.7	2,402,518	20.1	3,244,043	22.0
15,660	0.2	3,587	0.0	3,912	0.0	4,285	0.0	5,580	0.0
1,399	0.0	1,346	0.0	2,714	0.0	3,780	0.0	5,544	0.0
499,212	7.2	593,924	7.3	693,637	7.3	813,424	6.8	960,801	6.5
29,387	0.4	25,951	0.3	23,561	0.2	25,207	0.2	20,199	0.1
1,167,460	16.9	1,359,818	16.6	1,791,658	18.7	2,478,788	20.8	2,385,601	16.1
203,302	3.0	235,250	2.9	311,166	3.3	427,002	3.6	404,440	2.7
829,615	12.0	987,621	12.1	1,315,360	13.8	1,733,682	14.5	1,680,386	11.4
913	0.0	1,043	0.0	1,197	0.0	3,907	0.0	4,883	0.0
112,926	1.6	112,960	1.4	137,875	1.4	284,851	2.4	262,906	1.8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20,704	0.3	22,944	0.3	26,059	0.3	29,346	0.2	32,987	0.2
839,706	12.1	1,016,739	12.4	1,117,865	11.7	1,340,663	11.2	1,989,518	13.5
202,295	2.9	329,842	4.0	432,926	4.5	482,749	4.0	556,246	3.8
119,148	1.7	120,571	1.5	167,549	1.8	200,063	1.7	224,031	1.5
62,810	0.9	66,165	0.8	113,777	1.2	225,980	1.9	444,128	3.0
78,100	1.1	93,600	1.1	80,300	0.8	69,700	0.6	75,800	0.5
377,353	5.5	406,561	5.0	323,313	3.4	362,171	3.0	689,312	4.7
796,357	11.5	938,961	11.5	1,099,556	11.5	1,310,267	11.0	1,587,441	10.7
728,023	10.5	850,591	10.4	996,665	10.4	1,180,556	9.9	1,432,691	9.7
13,635	0.2	17,009	0.2	19,338	0.2	24,819	0.2	31,014	0.2
53,843	0.8	70,248	0.9	82,722	0.9	103,202	0.9	123,418	0.8
857	0.0	1,113	0.0	831	0.0	1,691	0.0	319	0.0
1,084,345	15.7	1,297,763	15.9	1,495,665	15.6	1,880,011	15.8	2,483,109	16.8
539,148	7.8	638,386	7.8	723,492	7.6	899,642	7.5	1,215,129	8.2
183,501	2.7	220,778	2.7	250,486	2.6	313,602	2.6	359,986	2.4
109,329	1.6	138,658	1.7	169,861	1.8	231,070	1.9	393,550	2.7
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72,110	1.0	97,153	1.2	120,255	1.3	144,397	1.2	164,713	1.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45,228	0.7	43,980	0.5	46,264	0.5	44,268	0.4	50,488	0.3
131,344	1.9	154,428	1.9	177,103	1.9	220,426	1.8	252,836	1.7
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,689	0.0	3,000	0.0	3,713	0.0	4,741	0.0	6,517	0.0
200	0.0	420	0.0	333	0.0	1,249	0.0	276	0.0
797	0.0	958	0.0	4,157	0.0	20,615	0.2	39,613	0.3
266,037	3.9	297,805	3.6	331,230	3.5	367,825	3.1	483,777	3.3
29,424	0.4	32,232	0.4	34,741	0.4	37,937	0.3	42,925	0.3
211,257	3.1	237,876	2.9	266,189	2.8	294,512	2.5	382,320	2.6
25,356	0.4	27,698	0.3	30,300	0.3	35,375	0.3	58,532	0.4
275,333	4.0	287,040	3.5	320,637	3.4	454,275	3.8	684,933	4.6
34,829	0.5	46,247	0.6	64,749	0.7	47,650	0.4	27,440	0.2
6,917,838	100.0	8,187,697	100.0	9,561,131	100.0	11,932,172	100.0	14,778,303	100.0

ほぼこの順番で支出の上位を占めていたことが第1の特徴である。この四者合計は、27年度で45.2%、48年度で65.6%となる。ということは、この間、これら四者すべてか、いくつかが比率を高めていることを意味しているが、それが、第2の特徴である。上位を占めるものがますます拡大しているのである。四者の動きをみると、もともと最大のシェアをもつ地方財政費の拡大が最も大きくて、27年度の16.6%から48年度の22.0%へ、途中多少の上下があるが5.4%ポイント増加している。次いで社会保障関係費が11.3%から16.8%へ5.5%ポイント、国土保全及び開発費が13.0%から16.1%へ3.1%ポイントの増加である。ただし、国土保全及び開発費は、48年度に対前年度比減額が生じているので、前年の47年度をとると、20.8%となる。これは7.8%ポイントの増加であって社会保障関係費のポイントを大幅に上回るばかりか、地方財政費のそれをも上回り、この時期のリーディング・セクターだったことが分かる。当該期を通じて、すべての費目を見渡して構成比が20%を超えたのは、地方財政費の43年度～48年度と、この47年度の国土保全及び開発費が1回あるだけである。ちなみに、50年度以降は、この両費目とも比率を下げて20%を割り込んでいくのに対して社会保障関係費は20%をコンスタントに超えるようになる。上位四者のうち、教育文化費は当初は数%だったが、30年代に入って10%を超えたのち、ほとんど比率が変わらず12%前後を保っていた。だが40年代後半11%に下がって、この時点では産業経済費に追い越されて第5位に後退している。これらの膨張ないし保合い傾向を示した諸経費と対照的に、ほぼ着実に比率を下げていくのが、国家機関費と防衛関係費である。前者は12.8%から6.1%へ、後者は当初は13.7%で教育文化費の3倍も大きかったのであるが、32年度からは下回り、結局6.5%へと当初に比べて半減している。当該期の日本の財政は、多くの先進諸国に比べて相対的に小さかったといえるが、この2費目はその小さい政府を代表するものということになる。なお、多くの経費について、40年代後半に比率がやや下がったり停滞したりする傾向がみえるのであるが、その理由は、この時期に国債費が上昇しはじめたことによる相対的な低下である。国債費は、20年代末から30年代にかけての4%前後から比率が下がりつづけ、最低の40年度にはわずか0.3%になっている。もっともこれは、税収減に伴う国債償還費への法定繰入れの切下げなど、政策的な操作が働いてのことではあるが(第4

巻「予算(2)」参照)、何といたってもそれまで一般会計で非募債を貫いてきた成果だといっていい。これこそ日本の小さな政府のシンボルだとみなすべきなのかもしれない。ところが、公債発行の始まった40年代に入ると次第に増加して、48年度には4.6%を占めるにいたったのである。ちなみに、国債費はこのの上昇しつづけて、ついに一般会計中第1位の20%に達することとなる。

## 2 歳出構造の意義

このような当該期の歳出の構造を、ごく簡単にモデルとしてまとめれば、以下のように表現できよう。歳出を比較的身軽で小さく限定することによって、資源を投資意欲が高く成長力の強い民間になるべく多くゆだねて高度成長を実現する。国家機関費や防衛関係費や国債費の抑制によって可能となった小さな歳出の中では、道路を中心とする国土保全及び開発費に傾斜させて、成長に必要な社会資本を優先的に充実させる。そうした政策で実現した成長の成果は、そのままでは都会に偏るので、ほとんどが地方交付税からなる地方財政費を次々と拡大させるという形で、農村部にも均てんさせつつ、社会保障費や教育文化費の拡大ともども、居所のいかんを問わず生存権を保障するという、福祉国家としての内実を形成する……。

## 第2節 使途別歳出

目的別に歳出をみることは、たしかに政府の機能を端的に知ることになるが、実は重大な留保条件がつく。なぜならば、とくに日本の場合、中央一般会計の支出の衝にあたる省庁が、そうした目的別歳出を自ら行うというよりは、その目的のために資金を支出はするが、実際の業務は特別会計なり、政府関係機関なり、地方団体なりが行う場合が多いからである。目的別歳出だけをみると、そうした重畳した現実の支出の構造を見落とすことになりかねない。使途別歳出を調べることによって、その点は明らかになる(表2-4-2)。

これによると、当該期の一般会計歳出のうち、人件費、旅費、物件費、施設費といった一般会計自体で費消する経費をすべて合わせても、最大で28.9%(34年度)、最小は13.3%(48年度)である。期間全体を通した動きをみると、それらの費目はいずれも27~34年度はほぼ同じ比率で、それ以後は一方向的に48年度に向けて減少している。ちなみに、これらはその後も低下しつづけ、56年度になると9.8%と1割を割り込んでゆく。これに対して「他会計へ繰入」は、27年度の19%から始まって、翌28年度の11.2%だけが例外的に低いが、29年度には21.4%で、その後ほぼ一貫して比率は上昇しつづける(例外は40、46、47年度)。その間、36年度には40%と出発点の2倍を超え、48年度には最高の48.7%に達している。この「他会計へ繰入」と逆に大幅に上下しているのが「補助費・委託費」である。これは出発点では42.4%と、「他会計へ繰入」の2倍もの大きさを持ち、翌28年度に最高の49.7%を記したのち次第に比率を下げて、最低点は37年度の25.8%、その後多少もち直して48年度には30.8%となっている。毎年度の予算編成の度ごとに、補助金整理が課題として掲げられ、それがある程度実っているようであるが、他方で新規補助金が次々と導入され、全体としては掛け声ほど縮減できていないのである。

「他会計へ繰入」は上昇傾向、「補助費・委託費」は下降ぎみであるが、両者合わせれば常に一般会計歳出の60~70%となり、最高は48年度の79.5%と8割に達している。この面からいえば、一般会計は、次第に実際の業務から離れて

表 2-4-2 一般会計歳出決算(予算)使途別分類

(単位:億円, %)

年 度	人 件 費		旅 費		物 件 費		施 設 費	
		構成比		構成比		構成比		構成比
昭27	946	10.8	103	1.2	834	9.5	189	2.2
28	1,133	11.1	98	1.0	872	8.6	387	3.8
29	1,235	11.9	105	1.0	801	7.7	401	3.9
30	1,295	12.7	106	1.0	825	8.1	330	3.2
31	1,420	13.3	113	1.1	898	8.4	291	2.7
32	1,581	13.3	121	1.0	1,053	8.9	341	2.9
33	1,756	13.2	128	1.0	1,160	8.7	658	4.9
34	1,896	12.7	138	0.9	1,502	10.0	779	5.2
35	2,170	12.4	145	0.8	1,408	8.1	640	3.7
36	2,519	12.0	149	0.7	1,476	7.0	854	4.1
37	2,890	11.3	171	0.7	1,641	6.4	1,196	4.7
38	3,341	10.9	186	0.6	1,924	6.3	1,366	4.5
39	3,248	9.7	193	0.6	1,734	5.2	1,346	4.0
40	3,687	9.8	206	0.6	2,199	5.9	1,322	3.5
41	4,135	9.2	236	0.5	2,256	5.0	1,532	3.4
42	4,663	9.0	245	0.5	2,542	4.9	1,655	3.2
43	4,798	8.1	261	0.4	2,720	4.6	1,648	2.8
44	5,798	8.4	271	0.4	2,960	4.3	1,797	2.6
45	6,953	8.5	319	0.4	3,252	4.0	2,063	2.5
46	8,084	8.4	348	0.4	3,656	3.8	2,437	2.5
47	9,335	7.7	375	0.3	4,024	3.3	3,359	2.8
48	11,277	7.4	463	0.3	4,546	3.0	4,010	2.6

  

年 度	補助費・委託費		他会計へ繰入		そ の 他		合 計
		構成比		構成比		構成比	
昭27	3,701	42.4	1,659	19.0	1,304	14.9	8,739
28	5,057	49.7	1,141	11.2	1,481	14.6	10,171
29	3,699	35.5	2,224	21.4	1,939	18.6	10,407
30	3,488	34.3	2,395	23.5	1,741	17.1	10,181
31	3,453	32.3	2,857	26.7	1,657	15.5	10,692
32	3,828	32.2	3,196	26.9	1,754	14.8	11,876
33	3,699	27.8	4,444	33.4	1,467	11.0	13,315
34	4,231	28.3	4,924	32.9	1,476	9.9	14,950
35	4,739	27.2	6,594	37.8	1,732	9.9	17,431
36	5,645	26.8	8,515	40.4	1,915	9.1	21,074
37	6,619	25.8	11,057	43.1	2,057	8.0	25,631
38	7,941	26.0	13,713	44.9	2,097	6.9	30,568
39	8,972	26.9	15,406	46.1	2,506	7.5	33,405
40	10,860	29.0	16,340	43.6	2,834	7.6	37,447
41	12,568	28.1	20,648	46.1	3,397	7.6	44,771
42	14,388	27.7	24,713	47.5	3,829	7.4	52,034
43	16,354	27.6	28,558	48.3	4,834	8.2	59,173
44	19,077	27.5	34,548	49.8	4,856	7.0	69,309
45	23,434	28.5	40,327	49.1	5,783	7.0	82,131
46	29,938	31.0	45,509	47.1	6,618	6.9	96,590
47	39,054	32.2	56,770	46.8	8,272	6.8	121,189
48	47,086	30.8	74,312	48.7	11,032	7.2	152,726

(注) 昭和27~35年度は決算額、同36~48年度は補正後予算額である。

(出所) 大蔵省『財政統計』昭和37~48年度。

資金の仲介役に変身したことになる。高度成長とともに、伝統的な一般会計の仕事がそこから分かれて特別会計や政府関係機関になり、または地方財政との重畳が進行する……という形での政府機能の拡大が生じたことが、こうした変化をもたらしている主因であろう。「国土保全及び開発費」の支柱をなしている道路建設についてみられる、一般会計—道路特別会計—道路公団にその典型が見出される。この時期に定着し、拡大した社会保障関係費の場合も、その支出の多くは補助金を伴っているため、上記の構造変化をもたらす重要な要因となっている。教育文化費の大宗は義務教育費国庫負担金であって、この経費構造をもともと形づくってきている。「他会計へ繰入」の中で最大のものは、地方交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れであって、これはほぼそのまま「地方財政費」の内容をなしている。当然のことながら、目的別歳出で過半を占めたこれらの経費は、使途別歳出の大半をなす上記2費目の内容をなしているのである。

### 第3節 所管別歳出

歳出の検討の最後に、所管別の歳出をとりあげておこう。目的別の計数があれば、財政分析のためには所管別の計数をことさら必要とすることはあまりないが、何といたっても予算そのものは所管別に編成されており、所管別に配賦され執行され決算されるのだから、その原形に一応は目を向けておこうというのである。ここでは参考までに戦前と対比しつつ、昭和48年度分だけを示しておく(表2-4-3)。

戦前は省の数が少なく、総理府(庁)のような性格の予算単位がなく、組織が

表 2-4-3 一般会計歳出所管別決算額

(単位：10年度は1000円，48年度は億円)

所管別	昭和10年度	所管別	昭和48年度
皇室費	4,500	皇室費	22
司法省	39,705	国会	309
外務省	30,266	裁判所	866
大蔵省	436,294	会計検査院	37
文部省	151,099	内閣	52
農林省	103,447	総理府	18,770
商工省	12,409	法務省	1,431
逓信省	192,070	外務省	914
内務省	186,275	大蔵省	11,174
陸軍省	496,558	文部省	14,920
海軍省	536,378	厚生省	22,006
拓務省	17,470	農林省	18,091
		通商産業省	2,063
		運輸省	6,209
		郵政省	112
		労働省	1,753
		建設省	15,906
		自治省	33,150
合計	2,206,471	合計	147,783

(出所) 大蔵省『大蔵省百年史』別巻，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻「統計」(昭和53年，東洋経済新報社)。

簡明だったように見える。その中では海軍省、陸軍省、大蔵省が、その順番で御三家格であった。一方、当該期をみると、当初と末期でかなりの違いがあり、当初は総理府、大蔵省、農林省の三者が他者から著しくかけ離れた大規模な財政を営んでいたが、48年度になると、自治省と厚生省が3.3兆円と2.2兆円で最大グループをなし、続いて総理府、農林省、文部省、大蔵省がそれぞれ1兆円以上グループをなしている。このうちたとえば48年度の場合、自治省歳出の大宗は先にみた目的別歳出の地方交付税交付金3.2兆円、厚生省の大宗は社会保障関係費2.2兆円ということになる。総理府は、多くの行政をカバーしているので複雑であるが、防衛庁や警察庁などが、その中では大きな割合を占めている。

## 第4節 地方の歳出構造

### 1 歳出構成の安定性

地方普通会計の規模は、昭和27年度には8400億円、1兆円時代にはほぼそれと同額の1兆円強の水準であったが、45年度に国の一般会計より2年早く10兆円を超えた。48年度には18兆4000億円で、国の14兆8000億円をかなり上回っていて、全期間をとおして国の一般会計よりも速やかに膨張したことが示されている(表2-4-4)。

地方財政は、防衛関係費のような極端に変動する経費をもっておらず、国民生活に密着した事務を担当しているため、明治以来、平成にいたるまで、中央一般会計が経験したような激変は経ず、歳出構成の大枠は変わっていない。当該期についてもそれはあてはまる。すなわち、終始教育費と土木費が25%前後と20%前後、合計40~50%程度を占め続けて地方財政をリードしており、その他の費目の構成ともども、あまり大きな変化はないが、その中では、土木費が変化を示したものの代表である。27年度16.1%から、地方財政が窮乏の底に沈んだ30・31年度あたりには、12.4%、12.7%と、おそらく史上最低の比率に低下した。しかしその後は46年度の25.1%のピークへと上昇の一途をたどっている。国の一般会計で、国土保全及び開発費が示したのと共通の軌跡であることは、直ちに理解されよう。教育費は、20年代末から30年代前半は27~28%であるが、のち多少下がって25~23%となっている。一方、低下傾向を示す代表が庁費又は総務費で、13%前後を長く保持したのち、30年代末から40年代前半に10%、その後9%へと低下している。国の一般会計で国家機関費が10%から6%へと低下したのと類似した傾向である。それ以外でやや動きのあるものとしては、保健衛生費が3%程度から6%へ、産業経済費(のち農村水産業費と商工費)が10%から14%程度へ、公債費が2%から30年代初の6%へ上昇したのち4%に下がる、などがあげられる程度であって、全体として構造変化が小さいことが分かるであろう。

表 2-4-4 地方歳出決算(目的別)(金額と構成比)  
(単位:10億円, %)

年度	総計		議会費		庁費又は総務費		警察及び消防費		土木費		教育費	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
昭27	842	100.0	9	1.2	117	13.9	46	5.5	135	16.1	236	28.1
28	1,069	100.0	11	1.1	136	12.7	53	5.0	188	17.6	284	26.6
29	1,170	100.0	12	1.1	152	13.1	72	6.2	171	14.7	320	27.4
30	1,176	100.0	11	1.0	155	13.2	75	6.5	145	12.4	324	27.6
31	1,241	100.0	11	1.0	161	13.0	78	6.4	157	12.7	346	27.9
32	1,378	100.0	14	1.0	182	13.2	85	6.2	198	14.4	387	28.1
33	1,504	100.0	14	1.0	207	13.8	91	6.1	223	14.8	424	28.2
34	1,682	100.0	16	1.0	227	13.5	98	5.9	269	16.0	456	27.2
35	1,992	100.0	19	1.0	256	12.9	113	5.7	342	17.2	539	27.1
36	2,472	100.0	25	1.0	321	13.0	132	5.4	460	18.6	651	26.4
37	2,992	100.0	29	1.0	397	13.3	157	5.2	583	19.5	790	26.4
38	3,436	100.0	34	1.0	477	13.9	184	5.3	638	18.6	904	26.3
39	3,964	100.0	40	1.0	410	10.4	217	5.5	834	21.1	1,030	26.0
40	4,536	100.0	43	1.0	478	10.6	250	5.5	960	21.2	1,158	25.5
41	5,241	100.0	47	0.9	553	10.6	283	5.4	1,130	21.6	1,305	24.9
42	5,970	100.0	52	0.9	605	10.1	330	5.5	1,255	21.7	1,480	24.8
43	7,053	100.0	60	0.9	710	10.1	379	5.3	1,605	22.8	1,690	24.0
44	8,452	100.0	67	0.8	842	10.0	448	5.3	2,022	23.9	2,000	23.7
45	10,300	100.0	79	0.8	1,002	9.7	553	5.4	2,541	24.7	2,460	23.9
46	12,497	100.0	92	0.7	1,176	9.4	658	5.3	3,136	25.1	2,952	23.6
47	15,386	100.0	112	0.7	1,411	9.2	796	5.2	3,789	24.6	3,481	22.6
48	18,396	100.0	137	0.7	1,728	9.4	999	5.4	4,187	22.8	4,348	23.6

  

年度	社会及び労働施設費		保健衛生費		産業経済費				公債費		その他	
	金額	構成比	金額	構成比	金額		構成比		金額	構成比	金額	構成比
昭27	83	9.9	30	3.6	105		12.6		18	2.2	58	7.0
28	115	10.8	33	3.2	142		13.3		25	2.4	78	7.3
29	123	10.5	34	3.0	145		12.4		41	3.5	95	8.2
30	129	11.0	34	2.9	124		10.6		56	4.8	118	10.1
31	131	10.6	37	3.0	131		10.6		73	5.9	111	8.9
32	139	10.2	38	2.8	143		10.4		87	6.3	101	7.4
33	153	10.3	37	2.5	162		10.8		93	6.2	95	6.4
34	177	10.6	41	2.5	186		11.1		99	5.9	107	6.4
35	191	9.6	47	2.4	230		11.5		100	5.0	149	7.5
36	239	9.7	65	2.6	282		11.4		123	5.0	169	6.9
37	289	9.7	93	3.1	344		11.5		108	3.6	198	6.6
38	328	9.6	117	3.4	406		11.8		127	3.7	219	6.4

  

年度	民生費		労働費		農林水産業費		商工費		金額	構成比	金額	構成比				
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比								
39	275	6.9	86	2.2	226		5.7		357	9.0	152	3.8	134	3.4	197	5.0
40	321	7.1	92	2.0	263		5.8		419	9.2	167	3.7	157	3.5	224	5.0
41	373	7.1	100	1.9	301		5.7		508	9.7	196	3.8	187	3.6	253	4.8
42	440	7.4	111	2.0	371		5.5		582	9.8	234	3.9	230	3.8	274	4.6
43	522	7.4	123	1.8	385		5.5		686	9.7	274	3.9	306	4.4	308	4.4
44	618	7.3	144	1.7	462		5.5		844	10.0	341	4.0	324	3.8	334	4.0
45	796	7.7	163	1.6	587		5.7		963	9.4	415	4.0	383	3.7	351	3.4
46	979	7.8	188	1.5	730		5.8		1,202	9.6	500	4.0	452	3.6	427	3.4
47	1,361	8.9	180	1.2	923		6.0		1,492	9.7	572	3.7	593	3.9	671	4.4
48	1,852	10.1	215	1.2	1,166		6.3		1,685	9.2	715	3.9	685	3.7	674	3.7

(注) 1. 本表は都道府県と市町村の単純合算額である。  
2. 10億円未満切捨てのため、数字に不整合がある。  
(出所) 自治省『地方財政統計年報』各年度版。

## 2 国・地方総合歳出構造

地方歳出の検討の最後に、国・地方を総合した歳出の構造を調べておくことにしよう(表2-4-5)。

なおここで国というのは、一般会計のほか、地方交付税及び譲与金特別会計や道路整備特別会計や、厚生保険特別会計などのように、特別会計で地方財政との間で資金の流出入のあるものを含んでいる。総合歳出の中央・地方それぞれの分担は、むろん当該期中にある程度は変わっているが、しかし、分担の基本的なパターンは期首も期末も大差ないので、ここでは昭和48年度を1つだけとりあげておく。

48年度の場合、国の歳出純計15.5兆円のうち、地方への支出は7.1兆円(45.8%)にのぼる。その内訳を主要な費目についてみると、地方財政費がほとんどすべて地方へ支出されるのは当然として、社会保障関係費は中央純計2.5兆円のうち1.1兆円(44.4%)、国土保全及び開発費は2.7兆円のうち1.4兆円(54.3%)、教育費1.6兆円のうち1兆円(62%)などとなっている。一方、当然ながら外交費や防衛費は、資金が地方に配分されることはなく、かつ地方による支出もない。そこで、国・地方を総合して重複を除いた歳出の構成をみると、国だけの場合11.3%を占めていた防衛費は、地方がゼロになるため、総合歳出の中では3.7%にとどまる。国土保全及び開発費は、逆に、国のみの場合は11.5%なのに、地方の支出が大きいため、総合では22.3%と2倍に上昇する。高度成長財政を牽引した中核の経費支出は、国よりも地方に主力があったのである。こうした国・地方総合支出のうちで、同表には地方分担比率が掲出されているが、国の分担は当然その逆数になる。まず国・地方総合支出のうち、地方が67.2%を分担しているから、中央は32.8%ということになる。最終支出ベースでは、日本の中央政府は、政府全体の3分の1を担当しているにすぎない。個別費目の地方分担状況を取り出してみると、総合構成比の高い順に、国土保全及び開発費(構成比22.3%、以下カッコ内同じ)では地方分担が78.8%、社会保障関係費(19.7%)では72.4%、教育費(19.0%)で87.6%などとなっている。こうして総合歳出の3分の2を地方が占めているが、一方で税収は、前述のとおり3分の



表 2-4-5 昭和48年度国・

区分	歳出合計					国から地方に対する支出 (C)	地方から国に対する支出 (D)	
	国							地方 (B)
	一般会計	特別会計	合計	うち重複額	差引純計 (A)			
機関費	9,003	—	9,003	—	9,003	28,256	436	—
一般行政費	2,854	—	2,854	—	2,854	15,992	182	—
司法警察費	3,414	—	3,414	—	3,414	9,847	254	—
外交費	1,012	—	1,012	—	1,012	—	—	—
徴税费	1,723	—	1,723	—	1,723	2,417	—	—
地方財政費	32,552	35,917	68,469	32,441	36,028	—	33,171	—
防衛費	9,608	—	9,608	—	9,608	—	73	—
国土保全及び開発費	23,856	17,502	41,358	14,740	26,618	47,337	14,442	2,135
国土保全費	4,044	4,339	8,383	3,645	4,738	6,726	2,353	528
国土開発費	16,804	13,163	29,967	11,095	18,872	37,659	9,962	1,570
災害復旧費	2,629	—	2,629	—	2,629	2,952	2,127	37
その他	379	—	379	—	379	—	—	—
産業経済費	19,895	984	20,879	—	20,879	12,527	1,996	—
農林水産業費	16,897	—	16,897	—	16,897	5,543	1,797	—
商工費	2,998	984	3,982	—	3,982	6,984	199	—
教育費	15,874	—	15,874	—	15,874	42,673	9,836	—
学校教育費	14,327	—	14,327	—	14,327	36,412	9,286	—
社会教育費	310	—	310	—	310	2,048	115	—
その他	1,237	—	1,237	—	1,237	4,213	435	—
社会保障関係費	24,831	664	25,495	348	25,147	36,624	11,168	—
民生費	19,687	557	20,244	348	19,896	18,267	7,854	—
衛生費	2,528	—	2,528	—	2,528	11,425	1,470	—
住宅費	1,647	—	1,647	—	1,647	5,703	1,326	—
その他	969	107	1,076	—	1,076	1,229	518	—
恩給費	4,838	—	4,838	—	4,838	671	—	—
公債費	6,849	—	6,849	—	6,849	6,565	—	10
前年度繰上充用金	—	—	—	—	—	86	—	—
その他	477	—	477	—	477	—	—	—
計	147,783	55,067	202,850	47,529	155,321	174,739	71,122	2,145

(注) 1. 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、  
 び厚生保険(児童手当勘定のみ)の9特別会計との純計決算額である。  
 2. 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(特別事業償還交付金を含む)、地方譲  
 合計額であり、地方の歳入決算額によっている。  
 3. 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負  
 償還額の合計額で、地方の歳出決算額によっている。

(出所) 『地方財政の状況』(昭和50年3月)。

地方の目的別歳出の状況

(単位：億円、%)

国・地方を通ずる歳出純計額						総額中地 方の占め る割合 (F/G)	国の統計に 占める地方 に対する支 出の割合 (C/A)
国		地 方		総 額			
(A-C) = (E)	構成比	(B-D) = (F)	構成比	(E+F) = (G)	構成比		
8,567	10.2	28,256	16.4	36,823	14.3	76.7	4.8
2,672	3.2	15,992	9.3	18,664	7.3	85.7	6.4
3,160	3.8	9,847	5.7	13,007	5.1	75.7	7.4
1,012	1.2	—	—	1,012	0.4	—	—
1,723	2.0	2,417	1.4	4,140	1.6	58.4	—
2,857	3.4	—	—	2,857	1.1	—	92.1
9,535	11.3	—	—	9,535	3.7	—	0.8
12,176	14.5	45,202	26.2	57,378	22.3	78.8	54.3
2,385	2.8	6,198	3.6	8,583	3.3	72.2	49.7
8,910	10.6	36,089	20.9	44,999	17.5	80.2	52.8
502	0.6	2,915	1.7	3,417	1.3	85.3	80.9
379	0.5	—	—	379	0.1	—	—
18,883	22.4	12,527	7.3	31,410	12.2	39.9	9.6
15,100	17.9	5,543	3.2	20,643	8.0	26.9	10.6
3,783	4.5	6,984	4.0	10,767	4.2	64.9	5.0
6,038	7.2	42,673	24.7	48,711	19.0	87.6	62.0
5,041	6.0	36,412	21.1	41,453	16.1	87.8	64.8
195	0.2	2,048	1.2	2,243	0.9	91.3	37.1
802	1.0	4,213	2.4	5,015	2.0	84.0	35.2
13,979	16.6	36,624	21.2	50,603	19.7	72.4	44.4
12,042	14.3	18,267	10.6	30,309	11.8	60.3	39.5
1,058	1.3	11,425	6.6	12,483	4.9	91.5	58.1
321	0.4	5,703	3.3	6,024	2.3	94.7	80.5
558	0.7	1,229	0.7	1,787	0.7	68.8	48.1
4,838	5.7	671	0.4	5,509	2.1	12.2	—
6,849	8.1	6,555	3.8	13,404	5.2	48.9	—
—	—	86	0.0	86	0.0	100.0	—
477	0.6	—	—	477	0.2	—	—
84,199	100.0	172,594	100.0	256,793	100.0	67.2	45.8

特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、治水、空港整備、石炭及び石油対策(石炭勘定のみ)及  
 与税、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む)及び交通安全対策特別交付金の  
 担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る現金納付額及び国に対する交付公債の元利

1しか占めていないのであるから、中央から地方へ大幅な資金移転がなされなければならない。その1つが地方財政費(地方交付税交付金)である。同表で、この費目について「中央の純計に占める地方に対する支出の割合」が92.1%と、ほとんど100%になっているのは経費の性格からいって当然である。だが、地方としては、原則として無条件で支出しうる地方交付税交付金のような一般補助金だけでは、全体の3分の2にもものぼる地方支出を賄うには不足であって、これと地方自体の歳入とを合わせてなお不足する部分のほとんどすべては、中央政府からの特定補助金や負担金などという形で、用途を特定して地方に支出される。同表の最右欄、すなわち地方財政費が92.1%と記されている欄の、他の費目の数値がそれを示している。たとえば、国の教育費のうちの62%、国土保全及び開発費の54.3%、社会保障関係費の44.4%などがそれにあたる。こうしてみると、外交費・防衛費・恩給費のような、当然に国のみに限られる支出を別にすると、ほとんどすべての経費について、国と地方が深く重なり合って、日本の政府活動が遂行されていることが分かるであろう。

## 第5節 特別会計

### 1 特別会計数40前後

日本は先進諸国の中では(おそらくは発展途上国と比べても)最も特別会計を多くもっている国ではなかろうか。年によって多少の変動はあるが、当該期ではおよそ35~40会計が常時存在していた。むろん新設改廃もあって、同数の年があるから必ずしも同じ特別会計があるというわけではない。中には明治・大正以来、絶えることなく継続しているものもあれば(「国債整理基金」「造幣局」など)、戦後設置されたり当該期中に設置されて当該期中に終わったものや、当該期中に設置されて平成現在まで存続しているものなどさまざまである。特別会計を設けるのは、一般の歳入出と区分して経理する必要に基づくのであるが、その内容はきわめて多様であり、ふつうその施行する事業の性格によって、事業、管理、保険、融資、整理の5種類に分けられる。当該期にはそのすべての分野にわたって新しく設置されているが、設置法令公布年月にしたがって図示したのが表2-4-6である。これで見ると、当該期で新設が1件もなかった年は昭和37, 40, 43, 46, 48の5カ年だけである。

#### (1) 高度成長型特別会計

特別会計の少なからぬものは財政技術的な特殊なもので、必ずしも設置のしかたに時期的な傾向があるとはいえないが、時代の特徴をよく表現しているものをいくつかあげてみよう。昭和20年代末には、臨時的な占領期の制度や政策を組み替えて、その後の日本の財政制度の中に適合的な形で収納させたもの(「産業投資」,「交付税及び譲与税配付金」)があり、30年代前半には、経済の基礎的なインフラストラクチャー造成を一般会計から独立させて行おうとするもの(「特定土地改良工事」,「特定多目的ダム工事」,「特定多目的道路整備」,「治水港湾整備」など)が多数新設されている。高度成長を支える各種長期計画に対応する財政の枠組みとして、一般会計から離れて財源を確保し、機動的に事業を施

表 2-4-6 特別会計変遷一覧(昭和25年以降)

番号	会計名	区分	設置法令 公布年月	改廃法令 公布年月	25	30	35	40	45	48
1	国債整理基金	整理	明39.3							
2	造幣局	事業	大4.6							
3	大蔵省預金部	融資	大14.3	昭26.3	(3.6)~					
4	漁船再保険	保険	昭12.3	昭42.8						
5	森林火災保険	保険	昭12.3	昭36.3			(6.1)に改称		(7.0)に改称	
6	食糧管理	管理	昭17.2							
7	厚生保険	保険	昭19.2							
8	簡易生命保険及郵便年金	保険	昭19.2							
9	自作農創設特別措置	管理	昭21.10							
10	財産税等収入金	整理	昭21.11	昭27.3						
11	開拓者資金融通	融資	昭22.1	昭44.12						46年度 度へ
12	印刷局	事業	昭22.3							廃止, 47年 農林漁業 金融公庫 へ
13	国有林野事業	事業	昭22.3							
14	アルコール専売事業	事業	昭22.3							
15	労働者災害補償保険	保険	昭22.4	昭47.4						(7.3)
16	失業保険	保険	昭22.12	昭47.4						(7.3)
17	農業共済再保険	保険	昭22.12							
18	船員保険	保険	昭22.12							
19	不正保有物資等特別措置	整理	昭23.5	昭26.3						一般会計 歳入繰入
20	地方配付税配付金	整理	昭23.7	昭25.5						廃止
21	外国貿易特別円資金	管理	昭23.8	昭25.3	(3.1)~					
22	貴金属	管理	昭24.4							
23	米国対日援助見返資金	融資	昭24.4	昭28.8	(4.4)~					
24	貿易	管理	昭24.4	昭26.3	(3.5)~					
25	国営競馬	事業	昭24.4	昭30.3						一般会計 へ帰属

番号	会計名	区分	設置法令 公布年月	改廃法令 公布年月	25	30	35	40	45	48
26	郵政事業	事業	昭24.5							
27	国立病院	管理	昭24.6							
28	外国為替	管理	昭24.12	昭26.3	(4.0)に改称					
29	電気通信事業	事業	昭24.5	昭27.7	27.8.1から 日本電信 電話公社 へ帰属					
30	米国対日援助物資等処理	管理	昭25.3	昭29.3	一般会計 へ帰属					
31	解散団体財産収入金	管理	昭25.3	昭28.3	一般会計 へ帰属					
32	輸出信用保険	保険	昭25.3	昭28.7	(4.5)に改称					
33	中小企業信用保険	保険	昭25.12	昭33.4	33年度 廃止, 中小 企業信用 保険公庫 へ					
34	特別鉱害復旧	整理	昭25.12	昭34.3	一般会計 へ帰属					
35	緊要物資輸入基金	管理	昭26.3	昭29.3	一般会計 へ帰属					
36	資金運用部	融資	昭26.3							
37	農林漁業資金融通	融資	昭26.3	昭27.12	28年度 農林漁業 金融公庫 設置					
38	糸価安定	管理	昭26.12	昭44.4						廃止
39	郵便貯金	事業	昭26.3							
40	外国為替資金	管理	昭26.3							
41	特定道路整備事業	事業	昭27.6	昭31.3	31年度 日本道路 公団設置					
42	中小漁業融資保証保険	保険	昭27.12							
43	木船再保険	保険	昭28.7							
44	産業投資	融資	昭28.8							
45	輸出保険	保険	昭28.7							
46	交付税及び譲与税配布金	整理	昭29.5							
47	経済援助資金	融資	昭29.5	昭43.3						(4.4)~
48	あへん	管理	昭30.6							
49	余剰農産物資金融通	融資	昭30.7	昭43.3						(4.4)~
50	自動車損害賠償責任再保険	保険	昭30.8							

表 2-4-6 特別会計変遷一覧(昭和25年以降)(つづき)

番号	会計名	区分	改廃法令 公布年月	設置法令 公布年月
51	賠償等特種債務処理	整理	昭31.5	
52	特定物資産納付金処理	整理	昭31.6	昭38.3
53	特定多目的ダム建設工事	事業	昭32.3	昭35.3
54	特定土地改良工事	事業	昭32.4	
55	臨時受託調達	整理	昭32.4	昭35.3
56	国有財産特種整理資金	整理	昭32.5	昭44.3
57	道路整備	事業	昭33.5	
58	特定港湾施設工事	事業	昭34.3	昭36.3
59	治水	事業	昭35.3	
60	港湾整備	事業	昭36.3	
61	森林保険	保険	昭36.3	
62	国民年金	保険	昭36.4	
63	機械類(賦払)信用保険	保険	昭36.6	
64	中小企業高度化資金融通	融資	昭38.3	昭42.7
65	自動車検査登録	管理	昭39.3	
66	国立学校	管理	昭39.4	
67	都市開発資金融通	融資	昭41.4	
68	地震再保険	保険	昭41.5	
69	石炭対策	整理	昭42.5	
70	漁船再保険及漁業共済保険	保険	昭42.8	
71	特定国有財産整備	整理	昭44.3	
72	空港整備	事業	昭45.4	
73	労働保険	保険	昭47.4	
74	石炭及び石油対策	整理	昭47.4	

(出所) 大蔵省『大蔵省百年史』別巻(昭和44年), 大蔵省主計局調。

行する必要があったのである。と同時に国民生活の長期安定を図る「国民年金」も登場する。30年代後半から40年代にかけては、高度成長のすそ野を担う中小企業の技術力向上の必要に応ずべく、「機械類(賦払)信用保険」「中小企業高度化資金融通」などが設置されたほか、高度成長過程でエネルギー源が石炭から石油へ転換したことへの対応策として「石炭対策」や「石炭及び石油対策」が設けられた。なお「食糧管理」や「資金運用部」、「郵便貯金」、「失業保険」などの重要な会計は、戦時ないし戦後期に整備された特別会計制度が、当該期も引き続いて機能しているのものであって、高度成長とか低成長とかに係わりなく、日本財政の骨格に組み込まれて機能しているものである。この時期に設置された年金をはじめ各種の保険会計も、そういった長期的永続的な性格のものである。

(2) 特別会計計数の示すもの

ところで、特別会計全体の計数を、簡単にとりまとめて示すことは不可能である。新設改廃があるうえに、会計の態様が多様で、出入する資金の性格が異なっているため、全体を合計して意味のある数字が得られるとはいえないからである。また、歳入出の大きさを示そうとしても、たとえば「資金運用部」や「外国為替資金」のように、巨大な資金を扱っている会計でも、特別会計に表れるのは、資金の運用に伴う利子や事務費などの損益項目のみであって、資金の流れ自体が示されるわけではない。たとえば財政投融资活動の根幹をなしているのは「資金運用部」であるが、その特別会計の計数に、財政投融资それ自体が示されるわけではない。これに対して「地方交付税及び譲与税」や「造幣局」などは、原則として事業そのものが特別会計に表現される。また、これらは、いずれも歳入と歳出が基本的にバランスすべきものといえてよいが、保険の場合はそうではない。多くの保険会計は、歳出に比べて歳入がはるかに大きく、その差は運用資産として蓄積されていくのであって、その部分が歳入出に表れることはない。ともあれ、保険会計の場合は、歳入で大きさを示すか歳出で示すかによって、数倍ないし十数倍の開きが生ずる。したがって、特別会計を合計するといっても、どちらを示すかによって、様相にかなり差が生ずるのは避けられず、たとえば昭和48年度の場合、歳入27兆円に対

表 2-4-7 昭和48年度特別会計歳入歳出決算額

(単位：10億円)

会計名	昭和48年度		会計名	昭和48年度	
	歳入	歳出		歳入	歳出
○ 事業会計			児童手当勘定	62	55
造幣局	18	18	業務勘定	73	65
印刷局	27	24	簡易生命保険及郵便年金	1,361	514
国有林野事業	288	248	保険勘定	1,358	512
国有林野事業勘定	231	191	年金勘定	2	2
治山勘定	57	57	労働保険勘定	1,538	1,279
アルコーン専売事業	13	11	労働災害勘定	407	214
郵政事業	1,359	1,373	失業勘定	485	418
郵便貯蓄	1,048	874	徴収勘定	646	646
特定土地改良工事	49	47	船員保険勘定	86	49
道路整備	1,083	1,061	中小漁業融資保証保険	2	0
治水	388	376	農業共済再保険	43	20
治水勘定	345	339	再保険金支払基金勘定	7	—
特定多目的ダム建設工事勘定	42	37	農業勘定	23	13
港湾整備	175	156	家畜勘定	10	6
港湾整備勘定	162	144	果樹勘定	1	0
特定港湾施設工事勘定	13	12	臨時畑作勘定	—	—
空港整備	68	50	業務勘定	0	0
○ 管理会計			木船再保険	0	0
食糧管理	4,921	4,915	輸出再保険	46	7
国内米管理勘定	2,062	2,059	自動車損害賠償責任再保険	605	156
国内麦管理勘定	17	17	保険勘定	581	153
輸入食糧管理勘定	239	237	保障勘定	23	2
農産物等安定勘定	3	3	業務勘定	0	0
輸入飼料勘定	105	105	森林保年勘定	2	0
義務勘定	81	80	国民年金勘定	763	481
調整勘定	2,411	2,411	福祉年金勘定	351	80
自作農創設特別措置	20	8	国債整理基金	209	199
貴金	8	8	業務勘定	202	200
国立病院	199	190	機械類信用保険	2	0
病院勘定	104	99	地震再保険	3	0
療養所勘定	95	90	○ 融資会計		
外国為替資金	200	200	資金運用部	1,608	1,606
自動車検査登録	1	0	産業投資	139	137
国立学校	10	8	都市開発資金	19	18
○ 保険会計			○ 整理会計		
漁船再保険及漁業共済保険	19	14	国債整理基金	3,312	3,083
漁船普通保険勘定	16	13	賠償等特殊債務処	15	15
漁船特殊保険勘定	0	0	交付税及び譲与金配付	3,592	3,591
漁船乗組員給与保険勘定	0	0	石炭及び石油対策	161	134
漁業共済保険勘定	1	1	石炭勘定	131	109
業務勘定	0	0	石油勘定	29	25
厚生健康保険	3,396	1,849	特定国有財産整備	24	14
健康勘定	1,186	1,174	電源開発促進	—	—
日雇健康勘定	209	209	合計	27,130	23,016
年金勘定	1,864	344			

(注) 10億円未満切捨てのため、合計には不整合がある。

(出所) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻「統計」(昭和53年、東洋経済新報社)。

して歳出23兆円となる。そうした条件つきではあるが、ここでは例示のため、48年度の特別会計の歳入出を掲げておく(表2-4-7)。

この年には、事業会計11、管理会計8、保険会計14、融資会計3、整理会計5の合計41会計が存在しており、合計歳入出は上述のとおり27兆円と23兆円であった。それら各種の歳入出額をみると(1000億円未満切捨て)、事業会計歳入4.5兆円、歳出4.2兆円、管理会計歳入5.8兆円、歳出5.7兆円、保険会計歳入7.8兆円、歳出4.3兆円、融資会計歳入1.7兆円、歳出1.7兆円、整理会計歳入7.1兆円、歳出6.8兆円となる。

## 2 特別会計の類型

事業会計は、事業自体としては明治・大正以来の伝統型というべき造幣、印刷、国有林野、郵政、郵貯などというグループと、高度成長対応型の道路、治水、港湾、空港などと、かなりはっきりした色分けができそうである。大ききからいえば、郵政・郵貯・道路がいわば1兆円会計であり、ほかとは桁違いに大きい。事業会計は、公共性の強い継続的な事業をできるだけ能率的に運営し、その収支を明確ならしめるために設けられるのであるが、同じ事業会計でも、印刷・造幣・郵政などの伝統型の事業は、独立企業体としての性格が強く、経理はいわゆる発生主義に従って行われている。これに対して、30年代に一般会計から分立していった、高度成長対応型の道路・港湾・空港などは、元来の一般会計的な性格が濃く、収益性はもたない。

管理会計の中には、食糧管理や外国為替のように、日本経済全体のマクロ的な管理にとって枢要の地位を占めるものがある。食糧会計は、この会計の主要業務たる米麦の売買そのものが会計に表現されていて、当然巨額にのぼり(4.9兆円)、管理会計全体の85%にあたる。これは特別会計全体の21%で最大規模であり、第2位は地方交付税16%である。外為会計は、前述のとおり資金自体はこの会計上には表れず、比較的小規模にとどまる。保険会計は、民間保険のベースに乗り難い特殊な保険や、その再保険を行うための会計で、福祉国家体制を支える支柱の1つたる社会保険の、厚生保険・国民年金保険・失業保険をはじめ、自然条件をカバーする農業共済再保険、地震再保険、輸出に係るリス

ク・カバーのための輸出保険など、国民が直面する可能性のあるリスクの広い範囲にわたっている。これらの中では、厚生保険が歳入3.4兆円、歳出1.8兆円で最大であり、失業保険の1.5兆円と1.3兆円がこれに次ぐ。

融資特別会計の数はわずか3つであるが、重要産業への融資、資源開発、交通通信施設、住宅など、経済発展のためのインフラストラクチャーや、社会安定のための事業への出資や融資をする—といっても政府関係機関や公社公団などを通じて—という、経済の基幹部分を担っている会計である。郵便貯金や年金資金などを原資とする財政投融资の主軸をなす資金運用部が1.6兆円と、この分野の大部分を占める。

整理会計は、5会計であるが、国債整理基金と交付税及び譲与税配付金が双璧をなす。前者は明治以来の伝統型会計で、減債基金の役割を果たす。公債が累積してくればこの会計は当然にその役割が高まり規模も拡大する。たとえば、平成元年には、特別会計歳出合計153兆円のうち、国債整理基金は39兆円で25%とすべての特別会計の中で最大の比率を占めている。だが、公債発行後間もない当該期最後の48年度には、3.1兆円で13%であった。それでも、交付税及び譲与税配付金(3.6兆円、16%)とならんでこの分野の双璧をなしている。なおこの2会計は、いずれも歳入出の大きさ自体が資金全体の動きを表現している。

なお、個々の特別会計の立ち入った内容に関心をもたれる読者には、第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」及び第16巻「資料(4)特別会計・政府関係機関・財政投融资・国有財産」の参照を乞いたい。

## 第6節 政府関係機関

### 1 政府関係機関の性格と数

政府関係機関は、法律によって、予算・決算について国会の審議を受ける義務があると定められている機関である。この種の機関は全額政府出資の特殊法人であって、公社、公庫、銀行の形をとっている。ただし、昭和27年度についてはその他に、商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会の2委員会が含まれているが、これは清算事務のためのもので、予算もそのためのものが計上されているにすぎない。

これらは政府の機関ではあるが、政府から独立した組織機構をもっている。このような機関が設けられているのは、ゴーイング・コンサーンとして可能なかぎり弾力性をもたせ、人事や経理をそれにふさわしい形で執行できるようにし、能率を上げるためである。したがって、予算の執行についても、国の一般会計や特別会計に比べると、自由に裁量しうる部分が多くなっている。なお資金を取り扱う特別会計の場合にもみられたが、公庫や銀行などの金融機関の場合、その予算に収入支出として計上されるのは、利子や事務費等の損益項目のみであって、貸出しや回収等資金自体の動きが予算・決算に表現されるわけではない。

当該期を通じて3公社(日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社)は常に存在しているが、公庫については、各年度の数は27年度に2公庫(国民金融公庫・24年設立、住宅金融公庫・25年設立)、28～30年度に4公庫(農村漁業金融公庫と中小企業金融公庫新設)、31年度に5公庫(北海道東北開発公庫新設)、32年度6公庫(公営企業金融公庫新設)、33年度7公庫(中小企業信用保険公庫新設)、35年8公庫(医療金融公庫新設)と、30年代前半にほとんど毎年のように新設され増加した。その後の当該期における新設は、42年度に環境衛生金融公庫、47年度に沖縄復興開発金融公庫があるにすぎない。新設の多くは、先行する占領期には特別会計で処理していたものを、経営の拡大や運営の弾力化などを理由と

して、企業形態に変更したものである。また、中小企業や後発地域や弱体な地方など、あるいは特定の業界向けの低利資金供与を目的としたものが多く、既存の銀行や公庫の範囲で賄うべしとする、消極的意見を乗り越えて導入されたものが多い。

## 2 収入と支出

政府関係機関の収入支出の総額を大まかにみると、昭和20年代末が6000億～7000億円、30年代が1兆～3兆円、40年代3兆～8兆円といった水準である。個々の企業の実態について立ち入る余裕はないが、全体を通じて大部分の機関はおおむね収入支出は均衡しているが、日本専売公社の収入は支出を1000億円程度上回り、1桁下がるが日本開発銀行も100億～200億円ほど上回ることが多い。といっても、少なからぬ機関は逆に一般会計から恒常的に繰入れを受けており、とくに40年代に入ると、繰入れの絶対額も比率も高まってくるケースが多い。そうした個別経営の内実については、本シリーズ第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」に譲って、ここでは、当該期の初期・中期・末期から1カ年ずつ(30, 40, 48年度)を取り出して収支の計数を示しておく(表2-4-8)。

一般会計が1兆円予算を称していた30年度には、収入合計8800億円、支出合計7500億円という規模であった。中では収入でみて3公社が2300億円(専売)26%、3700億円(国鉄)42%、2400億円(電電)27%と断然大きく、全体の実に95%を占めている。政府関係機関すなわち3公社だったというべきであろう。金融機関では、開銀250億円を別にすると、30億～40億円台であり、日本輸出入銀行のみは10億円と小さい。40年度には一般会計規模が3.7兆円だったのに対して、政府関係機関は収入3.3兆円、支出3.1兆円であった。依然として3公社が大きく、専売5000億円、15%、国鉄1.4兆円、41%、電電1.2兆円、37%であって、全体の94%を占めているが、30年代を通じて金融の比率がやや高まってくる。金融の中では開銀が650億円と最大であるが、全体に対する比率は2%である。開銀に次いで国民・住宅・農林・中小の各公庫及び輸銀が200億～260億円のレベルで肩を並べており、30年に比べて輸銀の相対的な地位が上がっている。最後に48年度についてみると、総額9.8兆円で、同年の一般会計16兆円と

表 2-4-8 政府関係機関収入支出決算額 (単位：10億円)

機 関 名	昭和30年度		40		48	
	収 入	支 出	収 入	支 出	収 入	支 出
日本専売公社	227	130	502	367	1,113	770
日本国有鉄道	369	366	1,353	1,372	3,502	3,630
損益勘定	263	260	637	656	1,635	1,632
資本勘定	53	53	386	385	1,212	1,210
工事勘定	52	52	329	331	654	787
日本電信電話公社	238	228	1,236	1,212	4,327	4,240
損益勘定	124	115	484	481	1,672	1,662
資本勘定	55	55	393	375	1,456	1,409
建設勘定	54	53	358	356	1,198	1,168
貯蔵品割掛勘定	2	2	—	—	—	—
工作勘定	1	1	—	—	—	—
国民金融公庫	3	2	20	19	94	91
住宅金融公庫	4	3	25	24	128	128
農林漁業金融公庫	4	3	22	21	94	93
中小企業金融公庫	3	2	26	24	109	108
北海道東北開発公庫	—	—	9	7	19	18
公営企業金融公庫	—	—	11	11	52	51
中小企業信用保険公庫	—	—	5	6	26	19
医療金融公庫	—	—	2	2	15	15
環境衛生金融公庫	—	—	—	—	18	18
沖縄振興開発金融公庫	—	—	—	—	4	4
日本開発銀行	24	8	65	42	164	133
日本輸出入銀行	1	0	21	20	107	101
合 計	877	747	3,303	3,134	9,778	9,424

(注) 10億円未満切捨てのため、合計には不整合がある。

(出所) 大蔵省「財政統計」昭和50年度。

の差が30・40年に比べて大きく開いている。一般会計が46年度以降急膨張したのに対して、政府関係機関の膨張ペースが以前とあまり変わらなかったからである。総額9.8兆円の内訳は、3公社が合計8.9兆円(91.5%、うち、専売11.4%、国鉄35.8%、電電44.3%)であって、依然として9割以上を占めているが、40年度よりさらに比率を下げていることと、3公社の中では、電電の地位の上昇が著しいのと対照的に、国鉄が一貫して下がっていることが目立つ。金融機関の中では、相変わらず開銀が1640億円(1.6%)で最大であるが、住宅公庫が1280億円(1.3%)と急速に拡大している。ちなみに50年度には両者の地位は逆転す

る。これらに次いで、中小公庫、輸銀が1000億円台、国民・農林公庫が940億円台となって、40年度にほぼ並んでいた機関の間に多少開きが生じてきている。なお繰り返し述べたように、金融機関の収支は損益項目のみで資金自体を表していないのに、公社の数字は事業全体を示していて全く異質なので、上記の数字は当然比較可能ではない。そこで、一応の近似的な比較をするために、国鉄と電電の損益勘定を取り出してみると、48年度の場合、国鉄は1.6兆円、電電は1.7兆円となっている。



## 第5章 財政投融资

### 第1節 財政投融资の制度と機構

#### 1 財政投融资の意義

整ったフォームで、「財政投融资計画」(以下「財投」と略記する)が、予算審議の参考資料として国会に提出されるようになったのは、昭和28年度からである。だが、財政投融资を「財政的な資金を投融资する」という意味にとれば、その歴史は明治まで遡るし、そこまでいかなくても、終戦以来、たとえば復興金融金庫や米国対日援助見返資金やひいては一般会計や特別会計からも行われている。それらは相互に関係なく、また必ずしも予算年度ごとに整理して示されるということもなく、実行されていた。それらはしばしば「財政投資」と表現されていたが、その範囲が必ずしも一定しているわけではない。一般会計の公共事業などによる実物資産の形成を指す場合もあれば、金融的な投資や融資を指す場合もあり、両者を含む場合もある。以下本章で取り扱うのは、やや形式的ではあるが、冒頭に記した意味で、昭和28年度以降「財政投融资計画」としてとりまとめられ、予算審議の参考資料として、毎年度提出・公表されてきたものを対象とする。といっても、これは、予算が憲法をはじめ財政法や予算決算会計令などで、厳密にその形式や手続きや範囲が定められているのとは違って、1つの財政投融资法というようなもので確定された制度というわけではない。別々の根拠法や根拠規定に基づいて制度化されたもので、もともとさまざまな起源やいきさつをもつ複数の投融资活動の、あるものは全部を、あるものは一部をとりまとめてこのように呼称し、しかもその後、追加されるものや離脱していくものがある……といった性格のものである。

財投は財政現象ではあるが、一般会計に示されるような意味での財政とは著しく異なっている。何よりも、一般会計が租税(公債も結局は租税で償還されるのでここに含めておく)を中心とする無償の(というのは国民から強制的に徴収した)資金すなわち税金を、使い切ってしまうと年度ごとに完結するのに対し、財投は、任意の郵便貯金や、強制的であるにしても年金保険掛け金のような有償な資金(ごく一部に一般会計や産業投資特別会計による無償の資金が含まれている)を政府が収集して、これを出資なり融資なりという形で運用して資金の利用者から配当・利子を受け取り、資金の提供者に利払いなり配当なりを行い、契約期間が経過すれば返済するなり(郵貯)、年金ならば受給年齢に達した場合に年金給付をしなければならないところの、いわば政府の手による金融活動なのである。金融活動となれば、運用は、返済確実で十分な収益性のある事業に限られるのは当然である。とくに国の責任において零細な貯蓄を収集するのであるから、この点がとりわけ強く求められる。だが一方、国の責任で収集された資金なので、公共性の高い分野、すなわち、マーケット・ベースでは賄い難くて、国民的見地からみて政策的緊要度の高いもの、あるいは長期的視野でなされるべき必要のある分野などで運用されることも期待される。農業や住宅などに、市中ベースより低いばかりか、時にはコスト割れの低利で長期融資するなどはそのようなケースである。だがこれが、先の収益性の原則に抵触するのは当然であって、そのギャップを租税資金が埋め合わせるということも起こるのである。純粋な財政でもなく、純粋な金融ともいえないグレーゾーンに、財投は存在することが求められていることが、ここに示されている。一応以上のように財投を大まかに捉えておいて、年次を追っての個別財投機関の検討を含む詳細については、本シリーズ第8巻「財政投融資」に譲り、ここでは全体としての財投が、当該期間にどのように登場し、どのように動いたか、財政全体ひいては国民経済全体の中でどのような機能を果たしたかの概観を計数的に明らかにしたい。

## 2 資金の出し手と受け手

### (1) 運用分野と担当機関

金融としての財投資金の出し手と受け手には、時期により多少の変動があつてそれぞれの重要度は変わっていく。まず出し手についていえば、一般会計、見返資金、産業投資特別会計、資金運用部資金、簡保資金、余剰農産物資金、公募債借入金、外貨債等からなっている。受け手については、大きく分ければ、特別会計、公社、公庫、銀行、公団、事業団等、地方公共団体、特殊会社等となる。それらの数は表2-5-1が示すように当初17だったのに、末期には50を超えており、とりわけ公団・事業団等と公庫・銀行の増加が著しい。

これらの機関への投融資を中心にして財投が伸びていくのは、以下の計数が示すとおりである。高度成長期は同時に財投急膨張期でもあり、その膨張を担ったのがこれらの機関なのである。何故こうした公団・事業団などがこの時期に急増したのかについては、いくつかの理由が考えられる。まず、一方で、見返資金や郵便貯金のような財政資金が政府の手に大量に蓄積されているのに、民間の資本蓄積はきわめて乏しく低水準だ、という昭和20年代の事情を前提にして、財政資金を、経済基盤の社会的インフラストラクチャー建設ないし民間の長期資金として活用することによって復興と経済自立を図ることに、当時の

表 2-5-1 財政投融資運用対象機関数

機 関 名	昭和28 年度	30	35	40	45	48
特別会計	4	3	3	5	6	8
公 社	2	2	2	2	2	2
公庫等	5	6	10	9	10	11
公団等	1	2	8	25	27	28
地方公共団体等	2	2	2	1	1	1
特殊会社等	3	7	8	6	5	3
琉球政府	—	—	—	—	1	—
その他	—	1	—	—	—	—
計	17	23	33	48	52	53

(出所) 澄田智・鈴木英雄編『財政投融資』(昭和32年, 財務出版株式会社), 大蔵省『財政統計』昭和38, 48年度。

政策として合理性があったという一般的な事情が考えられる。そうしようとするれば、第2に、純粹の財政(予算)支出とは異なった、この金融的な財政資金の使い方に適応的な機構が創出されねばならない。財政と民間金融の中間に位置する政府金融機関や、政府部内と民間部門の混合的な事業部門が増加していくのである。それらはいずれも、予算に示される政府の政策と係わりをもちつつ、ある部分はそれを拡張し、ある部分は補完する位置に置かれている。基幹的な、純粹に公共的な部分は、予算すなわちいわば無償の資金＝租税で賄うが、租税負担率が高く、常に負担軽減が政策の中心課題でありつづけた当該期の、特に前半では、租税によるサービスや社会資本拡充には厳しい限界があり、需要に応じきれない。そこで、受益者がある程度特定しうる場合には、財投資金を投入し、市中ベースより低い料金でサービスを提供するのである。それによって、予算の租税資金だけでは提供しえない社会資本やサービスを拡大して提供することになる。そうした財投のいわばレゾンデートルを示す機関を、政策目的別に分類してみると以下のようにまとめられる。

#### (1) 基幹産業・輸出入

日本経済の基幹をなす産業育成や輸出入促進のために設立されたもの。前者はのち地域開発や都市整備などをも展開(カッコ内は設立年次、以下同じ)。

開発銀行(26)、輸出入銀行(25)

#### (2) 公共投資部門関連

従来は一般会計や特別会計で行われていた事業ないしはそれと同種の公共投資関連事業を実施するために設立されたもの。

住宅	住宅金融公庫(25)、住宅公団(30)
道路・鉄道	道路公団(31)、首都高速道路公団(34)、阪神高速道路公団(37)、鉄道建設公団(39)、本州四国連絡橋公団(45)
港湾・空港	京浜外貿埠頭公団(42)、阪神外貿埠頭公団(42)、新東京国際空港公団(41)
農林・治山治水	農村漁業金融公庫(28)、愛知用水公団(30)、農地開発機械公団(30)、森林開発公団(31)、水資源開

発公団(37)、八郎潟新農村建設事業団(40)

#### (3) 中小企業

日本の産業の裾野を支え、政治的にも強い影響力をもつ中小企業の振興のために設立されたもの。

国民金融公庫(24)、中小企業金融公庫(28)、中小企業信用保険公庫(33)、中小企業振興事業団(42)

#### (4) 厚生・福祉・公害

本来は財投の有償性に適合しない性格が強い分野であるが、一般会計を補うべく設立されたもの。

医療金融公庫(35)、環境衛生金融公庫(42)、年金福祉事業団(36)、雇用促進事業団(36)、社会福祉事業振興会(設立29、財投対象39)、労働福祉事業団(設立32、財投対象47)、公害防止事業団(40)

#### (5) 資源

高度成長過程でエネルギーが石炭から石油、核燃料などへと展開するのに応じて安定供給を確保するために設立されたもの。

石炭鉱業合理化事業団(35)、金属鉱物探鉱促進事業団(38)、動力炉・核燃料開発事業団(42)、石油開発公団(42)

#### (2) 運用機関の増加

これらの機関の多くは、もともと一般会計や特別会計で行われていた事業施策を、そのままあるいは一部変更し、あるいは大幅に拡充して、厳格な予算制約から多かれ少なかれ離脱して、より企業性を強め、より効率的に所期の目的を達すべく設立されたものである。中には一般会計→特別会計→公庫・公団・事業団というふうに展開していったものもあり、特別会計を出発点とするものもある。だがそれだけではない。

財投運用対象機関の増加のしかたには、いったん成立した機関が細分化されて次々と新機関が生まれたり、時には旧機関と重複すると思われる新機関が設立されるなどというケースも見受けられる。とくに政府金融機関についてそれ

が目立つ。上記のとおり開発銀行、輸出入銀行、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、農村漁業金融公庫などといった、財政投融資運用の根幹をなすと認められる主要機関は、ほとんどすべて、当該期開始当初の28年度までに出揃っていたといえる。それらの機関が業務を拡張して、新しい需要に応ずるといえる体制ももちろんとられたが、しばしばそれら機関の外に、新しい機関が設けられていった。とくに昭和30年代に入ってから、分立の傾向が著しい。それは新設公庫についていえるだけではない。公団・事業団・基金などの少なからぬものが融資機能をもっているのであって、全体として、特定の地域や業種を対象にして、専門的できめ細かいサービスを提供する体制が整ったともいえるが、重複と思われるものも目立つのである。さらにこうした傾向は金融機関についていえるだけではない。事業実施機関でも、道路公団の事業の一部が独立して首都高速道路公団や阪神高速道路公団が設立されたり、国鉄の新線建設事業の一部を鉄道建設公団として独立させたり、外貿埠頭公団が2つも置かれるなどの例もある。豊富な原資とその急速な拡張を背景にして、政党、担当官庁、特定地域、特定業界などの力が組み合わさって、当該期は全体として機関増設のベクトルが強く働いたのであろう。

## 第2節 財政投融資の規模

### 1 対 GNE・一般会計比

財政投融資は第2の予算などとよばれるが、それには2つの意味がある。第1は、財投が第1の予算を補って政策的に運用され、資源配分に影響を与えるという側面をさす。第2に、財投が第1の予算の半ばにも達する大きさをもつ

表 2-5-2 国民総支出・一般会計歳出と財政投融資計画

(単位：億円、%)

年 度	国民総支出 (名目) (A)	財政投融資計画 (実績) (B)	一般会計歳出 (決算) (C)	$\left(\frac{B}{A}\right)$	$\left(\frac{B}{C}\right)$
昭28	75,264	3,374	10,172	4.5	33.2
29	78,246	2,858	10,408	3.7	27.5
30	88,646	2,978	10,182	3.4	29.2
31	99,509	3,268	10,692	3.3	30.6
32	112,489	3,968	11,877	3.5	33.4
33	117,850	4,252	13,316	3.6	31.9
34	136,089	5,621	14,950	4.1	37.6
35	162,070	6,251	17,431	3.9	35.9
36	198,528	8,303	20,635	4.2	40.2
37	216,595	9,513	25,566	4.4	37.2
38	255,921	12,068	30,443	4.7	39.6
39	296,619	14,305	33,110	4.8	43.2
40	328,137	17,764	37,230	5.4	47.7
41	384,186	20,854	44,592	5.4	46.8
42	452,967	24,968	51,130	5.5	48.8
43	532,882	27,833	59,371	5.2	46.9
44	622,599	31,805	69,178	5.1	46.0
45	730,461	37,987	81,877	5.2	46.4
46	815,770	50,087	95,611	6.1	52.4
47	947,294	60,378	119,322	6.4	50.6
48	1,156,045	74,134	147,783	6.4	50.2

(注) 昭和37年度以前の計画・実績については、38年度以降(外貨債等を含めた)との比較対象のため、所要の組替えを行ったものである。

(出所) 大蔵省『財政統計』昭和48年度、同『財政金融統計月報』第267号、経済企画庁『国民所得統計年報』昭和52年版。

ていて、上記の政策的運営を実効あらしめているとともに、その大きさゆえに経済にも大きな影響を与え、第1の予算と相まって景気調整や経済成長、安定政策などの有力な手段として機能するという意味である。したがって、これまでのところで財投システムを一応述べたので、ここではその規模をみることにしよう。表2-5-2によって、まず財投の規模をGNEと比較してみよう。

第1年度4.5%で出発した直後、昭和29年度には、1兆円予算政策に対応して財投も伸び率マイナス15.3%と抑えられて3.7%まで低下した。その後30年代前半は、ほとんど3%台であったが、30年代後半に4%から5%に接近し、40年代前半は5%台、後半は6%台と着実に比率を高めている。

次に同表で第1の予算、すなわち一般会計歳出決算と財投実績との規模を比較してみよう。

多少の上下はあるものの、30年代前半には財投は一般会計の3分の1程度であったが、39年度以降、恒常的に40%を超え、40年代後半にはおおむね50%を超えている。対GNE比も対一般会計比も、ともに上昇しているのであるから、高度成長期に、財投は経済全体や一般会計以上のスピードで膨張したことになる。その内実が何であったかは、前記の財投機関の検討でおよその見当がつくであろうが、のちに運用の内容をみることによってはっきりさせることになる。

## 2 対民間金融機関資金比

最後に、金融としての財投の位置づけをみるために、民間金融機関の資金量と財投(資金運用部と簡保資金)とを比較した表2-5-3を掲げよう。

資金運用部資金は、単独で当初から、相互銀行や信用金庫を上回っていたばかりか、昭和40年代には地銀に追いつき、追い越している。その資金運用部に簡保資金を加えれば、常に相互銀行や信用金庫の2~3倍で、はじめから地銀に匹敵し、都銀の40~60%、全金融の14~16%という割合をもっている。しかもいうまでもなく、私的金融機関は、個別的に意思決定を行う多数の機関の寄せ集めの数字であるのに対して、資金運用部の場合は大蔵省の、簡保資金の場合は郵政省及び大蔵省の、統合された意思決定によって資金配分がなされるのであって、経済全体に与えるインパクトの大きさは、こうした数字の比較で示

表 2-5-3 金融機関資力一覧 (単位：億円、%)

年末	全国銀行			相互銀行		信用金庫		
	シェア	うち都銀(A)	地銀(B)		シェア		シェア	
昭和28	30,976	70.5	17,521	8,987	3,101	7.1	2,009	4.6
30	43,282	68.4	24,081	11,719	4,118	6.5	2,948	4.7
35	111,895	67.0	55,805	29,188	10,846	6.5	9,579	5.7
40	264,962	62.4	125,445	71,004	32,200	7.6	31,138	7.3
45	533,068	55.7	244,247	145,001	63,664	6.6	77,395	8.1
50	1,242,531	52.2	536,131	334,267	159,408	6.7	195,568	8.2
51	1,419,611	51.2	604,987	381,107	180,997	6.5	224,199	8.1
年末	運用部(C)		簡保(D)		その他 金融機関	合計	$(\frac{C+D}{A})$	$(\frac{C+D}{B})$
	シェア		シェア					
昭和28	5,908	13.4	1,397	3.2	557	43,948	41.7	81.7
30	8,428	13.3	2,441	3.9	2,042	63,259	45.1	92.7
35	19,302	11.6	7,017	4.2	8,417	167,053	47.2	90.2
40	47,050	11.1	12,044	2.8	37,133	424,527	47.1	83.2
45	137,102	14.3	24,109	2.5	122,429	957,767	66.0	111.2
50	404,847	17.0	63,700	2.7	313,599	2,379,653	87.4	140.2
51	494,198	17.8	77,252	2.8	375,210	2,771,467	94.5	149.9

(出所) 石川周・行天豊雄編著『財政投融資』(昭和52年、金融財政事情研究会)、84-85ページ。

される以上に強力なものだというべきであろう。ちなみに48年度末の資金運用部の資金量は950億ドルで、世界最大の銀行、バンク・オブ・アメリカの420億ドルの2.3倍にもものぼるといふ試算もある。もっとも、民間金融と違って資金運用部資金や簡保資金は信用創造を行うわけではなく、単なる機関投資家機能をもつにすぎないから、国の内外を問わず単純な量的比較は無理である。

### 第3節 財政投融資の原資

#### 1 大部分を担う資金運用部資金

表2-5-4は、当該期の財政投融資の原資の状況を示したものである。制度形成期にあたる昭和28～30年度ごろは、一般会計、見返資金、余剰農産物資金など、占領期に財政投資などとよばれていたころのものや、アメリカの援助に係るものなど、いわば先行する時期から引き継がれたものも含まれているが、30年代にはそれらは整理されて、産投会計、資金運用部、簡保資金及び公募債借入金からなるシステムに固定した。ただし30～37年度には少額の外貨債等があるが、この項目は40年度からは公募債借入金等に吸収されて計上されている。

当初の3000億円から末期の6～7兆円に及ぶ原資の構成は、掲出のとおり、当初は制度が不安定で短期間に変動があるものの、それでも全期間を通じて資金運用部資金が、ほぼ60～80%と圧倒的な地位を占めていることが目につく。それは、初期には50%をわずかに割り込む年度もあるが(31年度)、30年代は60%弱、40年代に入ると60%から70%を超えて80%にいたっている。金額では1600億円前後から5～6兆円に及ぶ。一言でいって、財投は資金運用部によって成り立っているのである。これについて、年によって違いがあるが、概していえば公募債借入金が大きい。これは上下の波が大きく、30年代は31年度の26.1%と33年度9.9%の幅のなかで、おおむね11～17%程度の年が多い。30年代末から40年代はじめは、20%を超えて30%に近づくが(41年度)、そこから低下傾向に転じて末期には10%を割り込んでいる。簡保資金は、28年度の6%を別にすれば、30年代には10～20%の範囲で16～17%程度の年が多い。だが30年代末から40年代前半にかけて、10%を割って6%(40年度)まで落ち込み、のち回復して10%程度を継続している。産投会計は、28年度を別にすれば、30年代末までは6%、40年代は2%とコンスタントな割合を示している。こうして、財投原資の大部分を資金運用部資金が占めていることが分かる。この資金は、「郵便貯金、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令

表 2-5-4 財政投融資の原資(実績)

(単位:億円, %)

会計名	昭和28年度		29		30		31		32		33		34	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般会計	475	14.1	200	7.0	111	3.7	20	0.6	—	—	—	—	—	—
見返資金	185	5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業投資特別会計	382	11.3	175	6.1	160	6.0	132	4.0	378	9.5	277	6.5	382	6.8
資金運用部資金	1,746	51.7	1,685	59.0	1,529	51.0	1,597	48.9	2,358	59.4	2,548	59.9	3,182	56.6
郵便貯金	811	24.0	1,015	35.5	820	27.4	1,120	34.3	1,027	25.9	856	20.1	1,332	23.7
厚生年金	162	4.8	290	10.1	314	10.5	400	12.2	574	14.5	572	13.5	620	11.0
国民年金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	773	22.9	380	13.3	395	13.3	77	2.4	757	19.1	1,120	26.3	1,230	21.9
簡保資金	201	6.0	454	15.9	482	16.1	564	17.3	780	19.7	891	21.0	1,098	19.5
余剰農産物資金	—	—	—	—	180	6.0	97	3.0	—	—	—	—	—	—
以上小計	2,989	88.6	2,514	88.0	2,462	82.8	2,410	73.7	3,516	88.6	3,716	87.4	4,662	82.9
公募債借入金	385	11.4	344	12.0	516	17.2	854	26.1	437	11.0	423	9.9	920	16.4
外貨債等	—	—	—	—	—	—	4	0.1	15	0.4	113	2.7	39	0.7
合計	3,374	100.0	2,858	100.0	2,978	100.0	3,268	100.0	3,968	100.0	4,252	100.0	5,621	100.0

  

会計名	昭和35年度		36		37		38		39		40		41	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見返資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業投資特別会計	398	6.4	478	5.8	532	5.6	694	5.8	810	5.7	430	2.4	485	2.3
資金運用部資金	3,471	55.5	4,754	57.3	5,563	58.5	7,202	59.7	8,980	62.8	11,872	66.8	12,542	60.1
郵便貯金	1,506	24.1	1,771	21.3	2,296	24.1	2,937	24.3	3,907	27.3	4,645	26.1	5,939	28.5
厚生年金	918	14.7	1,206	14.5	1,460	15.3	1,608	13.3	2,040	14.3	3,244	18.3	4,137	19.8
国民年金	—	—	254	3.1	366	3.8	391	3.2	422	3.0	453	2.6	515	2.5
その他	1,047	16.7	1,523	18.3	1,441	15.1	2,266	18.8	2,611	18.3	3,530	19.9	1,951	9.4
簡保資金	1,199	19.2	1,430	17.2	1,496	15.7	1,580	13.1	1,495	10.5	1,095	6.2	1,689	8.1
余剰農産物資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以上小計	5,068	81.1	6,662	80.2	7,591	79.8	9,476	78.5	11,285	78.9	13,397	75.4	14,716	70.6
公募債借入金	1,081	17.3	1,219	14.7	1,482	15.6	2,592	21.5	3,020	21.1	4,367	24.6	6,138	29.4
外貨債等	102	1.6	422	5.1	440	4.6	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	6,251	100.0	8,303	100.0	9,513	100.0	12,068	100.0	14,305	100.0	17,764	100.0	20,854	100.0

  

会計名	昭和42年度		43		44		45		46		47		48	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見返資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業投資特別会計	662	2.7	689	2.5	885	2.8	1,035	2.7	853	1.7	763	1.3	802	1.1
資金運用部資金	16,027	64.2	19,040	68.4	22,416	70.5	27,913	73.5	37,480	74.8	47,298	78.3	61,484	82.9
郵便貯金	7,963	31.9	9,853	35.4	12,068	37.9	14,201	37.4	18,902	37.7	25,963	43.0	30,717	41.4
厚生年金	4,741	19.0	5,456	19.6	6,483	20.4	8,557	22.5	10,065	20.1	12,087	20.0	13,640	18.4
国民年金	825	3.3	964	3.5	1,297	4.1	1,686	4.4	1,957	3.9	2,037	3.4	2,306	3.1
その他	2,498	10.0	2,767	9.9	2,568	8.1	3,469	9.1	6,556	13.1	7,211	11.9	14,821	20.0
簡保資金	2,185	8.8	2,652	9.5	3,354	10.5	4,069	10.7	5,048	10.1	6,025	10.0	7,548	10.2
余剰農産物資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以上小計	18,874	75.6	22,381	80.4	26,655	83.8	33,017	86.9	43,381	86.6	54,086	89.6	69,834	94.2
公募債借入金	6,094	24.4	5,452	19.6	5,150	16.2	4,973	13.1	6,706	13.4	6,292	10.4	4,300	5.8
外貨債等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	24,968	100.0	27,833	100.0	31,805	100.0	37,990	100.0	50,087	100.0	60,378	100.0	74,134	100.0

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」第256, 267, 291号, 同「財政統計」昭和39年版。

の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金」(「資金運用部資金法」第1条)からなっており、郵便貯金や年金掛金や特別会計資金など、政府資金がほぼ一手にここに集中されて「統合管理」(同条)されるのである。政府資金は簡保資金を唯一の例外として、すべて一元的にここに集中されることになっているのであって、この資金の比率が大きいのは、それだけを見てもうなずけよう。もっとも、政府資金といっても、財投原資としてのこの資金のおよそ半分は、表に掲出したとおり郵便貯金であり、さらに厚生年金と国民年金がその半分前後になる。したがって、この資金の運用はそれらのもつ性格に強く規定されている。「その資金を确实且つ有利な方法で運用する」(同条)べきことというのは、国民の零細な貯蓄であるこれらの資金の、国家による取扱いの原則を定めているのである。

## 2 簡保資金と産業投資特別会計資金

簡保資金は、上記のとおり、運用部による国家資金の一元的な統合管理の例外として、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」によって、郵政大臣の所管と定められている(第2条)。こうした例外的措置がとられるについては、長い歴史的な背景があつたことであるが、結局、昭和27年6月に上記の法律が制定されて、28年度から実施されることとなった。ちょうど財投計画開始と同時期ということになる。この資金についても、郵便貯金と同じく国民の零細な貯蓄の集積なのであって、确实、有利、公共的に運用すべきこととされている(第1条)。

産業投資特別会計(産投会計)は、財投計画発足の28年8月に設置された。「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために、国の財政資金をもって投資(出資及び貸付をいう)を行うため」(「産投会計法」第1条)である。先行する米国対日援助見返資金特別会計や一般会計の出資金や貸付金その他の保有資産を継承し、それらから生ずる収入金や、特別減税国債(28年度)、外貨債、一般会計からの繰入金などによって形成された「基金」とその運用利益金、出資に対する配当金、出資の回収金、貸付金の償還金や利子などを財源として投資を行うものである。これらは、資金運用部や簡保資金などに集まる資金が、「零

細な庶民の貯蓄」で有償であるのと違って、いわば無償資金である点が、財投資金として際立った特徴である。といっても、一般会計からの出資がいわば純然たる無償の補助金、交付金そのものであるのとは違って、建前上はリターンが求められることとなつてはいるが当該期の当初はともかく、のちになるとほとんど事実上の補助金・補給金として、他の資金と併用されることで、資金コストを引き下げることをはじめから目的として出資されるようになっている(ただし34~43年度間に6回発行された外貨債571億円は貸付財源に限定されている)。

## 3 公募債借入金の特異性

公募債借入金は、当該期の最後の昭和48年度から政府保証債・政府保証借入金(政保借入金と略記)に表記が変わつた。「公募債借入金」とされていたのは、それ以前は政府保証債、政府保証借入金だけでなく、政府保証のない民間借入金(住宅公団)と、地方公共団体の市場公募債をも含めていたからである。財投対象機関は、上記の資金運用部・簡保資金・産投会計の3種の財投原資から資金供給を受けて事業を行うのであるが、それ以外に、債券発行または借入れの形で民間から直接に資金を取り入れることがある。それらの信用力を高め、調達を容易にするために、政府によって元利支払いの保証を与えられたものが、政保債・政保借入金である。したがって、これらは厳密に言えば財政資金そのものではないが、最終的な責任を政府が負うという意味で、財投原資とされるのである。48年度以前は、上記のとおり政府保証の付せられないものも含んでいたが、同年に、政府資金の5カ年以上の長期運用について、国会の審議議決の対象とすることになったのに関連して、財投計画の様式が変更され、政府保証のない公募債と借入金は、財投計画のいわば欄外項目たる「自己資金等」に記載されるように変わったのである。

資金運用部資金や簡保資金は、政府の側からいえば、受け身の資金であつて、国民がこの貯蓄の形態を選ぶ限り政府は受け入れ、受け入れた以上は運用せざるをえない……という立場にある。これに対して公募債借入金はそうではなく、むしろ反対である。それらは、受け身で政府に入ってくる上記の資金が、需要を十分満たせば必要がないはずであつて、政府資金だけでは不十分だと判断さ

れた場合に、発行され借り入れられる。いわば政府(関係機関など)が積極的に入手をはかり、それによって受け身の資金の不足を補おうというのである。いきおい、その原資としての金額の変動幅も大きくなる。公募債借入金的大部分に適用されている政府保証制度は、財投制度出発の28年度から開始された。この制度は戦時中から存在していたが、占領期にはGHQの指令によって、政府が会社その他の法人の債務に対して保証を付することが禁止され、独立後の28年度に国鉄および電電公社の債券に政府保証を認める特別法が制定されて、再開されたものである。これによって、財投原資として民間資金をとり入れるという、財投メカニズムとしてはクッション機能が追加されることとなった。公募債借入金が、前掲表2-5-4で示されているように、増加傾向をたどっているのは、財投全体の規模が長期的に膨張しているのだから、異とするに足りない。だがかなり多くの年度について、対前年度比絶対額で減少しているし、構成比の上下変化も激しい。これは、上記のとおり、他の財投原資の状況を補完するという、この資金の立場から予想されることであるし、ミクロ的には、それは発行借入主体たる個別機関の、資金繰りに対するクッションなのであるから、それら機関の判断に左右される。のみならずこれらは民間資金を利用するのであるから、民間資金市場の繁閑に規定される。ということは、一般的に好況期には金利が上昇して発行借入れは抑制され、それが、財投に期待されている景気安定化機能として、自ら作用することにもなるのである。もっとも、一般会計で公債発行が始まり、さらにはそれが大量にのぼるようになると、絶対額・構成比とも抑えられるようになる。

## 第4節 財政投融資の運用—使途別

### 1 財政投融資運用の原則

財政投融資の原資が、基本的に国民の零細な貯蓄資金からなっていることから、「確実」「有利」な運用が期待されることは前述のとおりであるが、もう1つ運用の原則に「公共性」があげられる。資金運用部にしろ簡保資金にしろ、それぞれの法律の第1条には、上記2原則につづいて「公共の利益」を目的とすべきことが明記されている。国家の信用を基礎にして形成された資金である以上、それは当然の要請であろう。ただしこの条件は、しばしば前2者の条件、とりわけ「有利」と抵触することは容易に予想されるところであろう。事実それは、農業部門や住宅部門への貸付けの逆ざやというような形とか、赤字経営の国鉄への融資などという形で現象し、結局は租税資金で補填されるということにならざるをえず、財投の大きな問題点であるが、くわしい実態については本シリーズ第8巻「財政投融資」を参照されたい。

財投の運用を調べるには、異なった側面から接近するいくつかの方法が考えられるが、最も主要なものは、運用目的による計数整理、すなわちふつう使途別分類表と称されている分類であり、表2-5-5がそれを示す。

### 2 使途別運用の動態

この分類方法は、第1部第4章で述べたとおり、昭和36年の資金運用部資金法改正によって作成されるようになったもので、36年以前の数値は、それに基づいて遡及して作成されたものである。これによってみると、財投計画発足時と当該期末とでは、内部構成が大きく変わっていることが分かる。すなわち、28年度には、占領期に引き続いて経済復興を担った基幹産業向けが、単独で3割を占めていたのに、30年代末には10%を割り込み、最後には4%へと縮小する。ちなみに、当該期以降は、さらに3%をさえ下回るようになる。財政資金



表 2-5-5 財政投融資

使 途	昭和28年度	30	31	32	33	34	35	36	37
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
住 宅	170	415	489	547	653	776	789	962	1,219
生活環境整備	250	230	252	368	408	470	569	847	984
厚生福祉	52	64	65	68	62	73	109	245	288
文 教	145	136	116	124	132	159	214	212	240
中小企業	256	244	305	672	622	794	784	1,137	1,311
農林漁業	360	266	240	246	303	483	439	532	531
小 計	1,233	1,355	1,467	2,025	2,180	2,755	2,904	3,935	4,573
国土保全・災害復旧	454	231	187	167	206	356	401	462	474
道 路	118	110	138	106	145	220	272	474	616
運輸通信	366	366	399	451	413	677	915	1,111	1,350
地域開発	118	255	463	382	400	414	436	667	736
小 計	1,056	962	1,187	1,106	1,164	1,667	2,024	2,714	3,176
基幹産業	939	471	451	802	908	883	838	884	1,204
貿易・経済協力	—	210	163	35	—	316	485	770	560
合 計	3,228	2,998	3,268	3,968	4,252	5,621	6,251	8,303	9,513
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
住 宅	5.2	13.8	15.0	13.8	15.4	13.8	12.6	11.6	12.8
生活環境整備	7.8	7.7	7.7	9.3	9.6	8.4	9.1	10.2	10.3
厚生福祉	1.6	2.1	2.0	1.7	1.5	1.3	1.7	3.0	3.0
文 教	4.5	4.5	3.5	3.1	3.1	2.8	3.4	2.6	2.5
中小企業	7.9	8.1	9.3	16.9	14.6	14.1	12.5	13.7	13.8
農林漁業	11.2	8.9	7.3	6.2	7.1	8.6	7.0	6.4	5.6
小 計	38.2	45.1	44.9	51.0	51.3	49.0	46.5	47.4	48.1
国土保全・災害復旧	14.0	7.7	5.7	4.2	4.8	6.3	6.4	5.6	5.0
道 路	3.7	3.7	4.2	2.7	3.4	3.9	4.4	5.7	6.5
運輸通信	11.3	12.2	12.2	11.4	9.7	12.0	14.6	13.4	14.2
地域開発	3.7	8.5	14.2	9.6	9.4	7.4	7.0	8.0	7.7
小 計	32.7	32.1	36.3	27.8	27.3	29.7	32.4	32.7	33.4
基幹産業	29.1	15.8	13.8	20.2	21.4	15.7	13.4	10.6	12.6
貿易・経済協力	—	7.0	5.0	0.9	—	5.6	7.7	9.3	5.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 昭和28年度は当初計画, 43年度までは実績および実績見込み, それ以降は当初計画。  
 2. 昭和28~35年度分は36年度の方式に合わせて遡及して作成されたもの。また, 47年度(出所) 昭和28年度は大蔵省『財政金融統計月報』第291号, それ以降は同『財政統計』昭和39,

(使途別)

(単位: 億円, %)

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
1,521	1,801	2,552	3,223	3,771	4,354	5,321	6,896	8,654	11,517	12,509
1,229	1,619	2,036	2,418	2,691	3,137	3,463	4,168	5,199	7,908	11,338
352	442	585	685	786	865	958	1,017	1,183	1,492	2,022
305	403	472	625	719	626	733	790	964	1,079	1,413
1,499	1,882	2,285	2,769	3,890	4,591	4,593	5,523	6,584	8,137	10,250
695	878	1,035	1,273	1,407	1,538	1,705	1,785	2,164	2,700	3,167
5,601	7,025	8,965	10,993	13,264	15,111	16,773	20,179	24,748	32,833	40,699
454	573	686	733	599	569	534	560	617	1,048	1,570
964	1,115	1,415	1,868	2,358	2,637	2,689	3,078	3,508	5,330	6,536
1,929	2,053	2,467	2,654	3,287	3,538	3,914	4,723	5,651	6,865	9,078
928	1,166	1,138	1,074	1,181	1,275	1,316	1,431	1,791	2,193	2,715
4,275	4,907	5,706	6,329	7,425	8,019	8,453	9,792	11,567	15,436	19,899
1,286	1,211	1,575	1,637	1,679	1,886	1,813	2,028	2,299	2,641	2,460
910	1,162	1,519	1,895	2,620	2,830	3,731	3,800	4,190	5,440	6,190
12,072	14,305	17,765	20,854	24,988	27,846	30,770	35,799	42,804	56,350	69,248
構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
12.6	12.6	14.4	15.4	15.1	15.6	17.3	19.3	20.2	20.4	18.1
10.2	11.3	11.5	11.6	10.8	11.3	11.3	11.6	12.1	14.0	16.4
2.9	3.1	3.3	3.3	3.1	3.1	3.1	2.8	2.7	2.7	2.9
2.5	2.8	2.7	3.0	2.9	2.2	2.4	2.2	2.3	1.9	2.0
12.4	13.2	12.8	13.3	15.6	16.5	14.9	15.4	15.4	14.5	14.8
5.8	6.1	5.8	6.1	5.6	5.5	5.5	5.0	5.1	4.8	4.6
46.4	49.1	50.5	52.7	53.1	54.3	54.5	56.3	57.8	58.3	58.8
3.8	4.0	3.8	3.5	2.4	2.0	1.7	1.6	1.4	1.9	2.3
8.0	7.8	8.0	9.0	9.4	9.5	8.8	8.6	8.2	9.4	9.4
16.0	14.4	13.9	12.7	13.1	12.7	12.7	13.2	13.2	12.2	13.1
7.6	8.1	6.4	5.2	4.7	4.6	4.3	4.0	4.2	3.9	3.9
35.4	34.3	32.1	30.4	29.7	28.8	27.5	27.4	27.0	27.4	28.7
10.7	8.5	8.9	7.8	6.7	6.8	5.9	5.7	5.4	4.7	3.6
7.5	8.1	8.5	9.1	10.5	10.2	12.1	10.6	9.8	9.6	8.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ただし, 29年度分は作成されなかったものと思われる。  
 までは旧様式, 48年度は新様式による。  
 46, 51年版。

ないし財政投融資による基幹産業育成は、20年代から30年代のはじめで一応終了し、高度成長期には、この分野を保護するにしても、財政投融資以外の方法が主として採用されるようになり、完全に民間にゆだねられるようになったのである。代わって上昇しているのが、住宅、生活環境整備、中小企業などを中心とする、国民生活の向上安定を直接に目指すいわゆる(1)~(6)分類である。これも20年代末と30年代とではかなり様子が違うが、30年代以降についてみれば、多少の上下を含みつつ、だいたい住宅と中小企業(当初は中小企業は10%以下であった)が12~13%を占めて財投運用の第1位を競い合い、36年度にはそろって基幹産業を凌駕した。だが40年代に入ると、中小企業はほぼ15%程度で停滞しているのに対して、住宅はこののちも上昇しつづけて20%にいたり、平成には30%を超えるようになっていく。中小企業がこれに次ぐ大きさであることは前述のとおりであるが、生活環境整備が、当該期末にはこれに追いつき追い越している。この項目は、20年代から30年代初は8%程度だったが、30年代末から40年代中に11~12%水準を保ち、48年度には16.4%に達して14.8%の中小企業を追い越したのである。これらと対照的に低下傾向を示したのが、農林漁業である。11%から始まって30年代末に6%まで下がり、40年代は5%台から4%台まで低下した。こののち平成にかけて3%を下回るようになっていく。厚生福祉と文教は、以上の諸項目に比べると変動の小さいものということになる。前者は全期間を通じて2~3%、後者は4.5%から2%へゆるやかに低下した。国土保全・災害復旧、道路、運輸通信、地域開発など、社会的インフラストラクチャー部門についてみると、運輸通信が全期を通じて12~14%を占めていて、この分野の主軸をなしている。国土保全、災害復旧は当初は14%にのぼっていたが、30年代には8%から4%へ、40年代には2%を割り込む程度に下がっている。これと逆に、道路は4%以下から始まって30年代末には2倍の8%へ、末期は9%へ上昇した。地域開発は30年代に8~9%が多く、40年代にやや下がって5%から3%台を示している。最後に貿易・経済協力は、基幹産業と並んで日本経済の基幹部分への資金投入であって、30年代前半は上下変動が大きいだが、後半は8%程度、40年代は9~10%といった水準である。

### 3 融資と資本形成の組合せ

以上、財投運用を資金の使途別に検討してきたのであるが、同じ使途たとえば住宅であっても、住宅金融公庫を通ずる資金は融資という形で民間の手に渡ってそこで利用されるのに対し、住宅公団は公団という政府部門内部で最終的に支出されて、公的資本を形成する。さらに地方公共団体への資金提供は、国から同じ公的部門の地方へと資金が流され、その地方の手によって公的資本形成に結実する。それぞれの経済的、政治的意味が異なるのである。そこで、使途別運用検討を補うために、その角度からのデータを一瞥しておこう(表2-5-6)。

当該期に財投規模は3000億円から6.9兆円へと21.5倍に膨張しているが、その内部の動きには大きな差がある。最も膨張の著しいのは政府事業・公企業建設投資、いわば公的部門資本形成であって、600億円弱から2.2兆円へと36.7倍と、財投全体の伸び21.5倍を大きく上回っている。それに次ぐのが民間への資金供給で、1500億円から3.4兆円へ22.1倍、最後が地方公共団体向けで、1100億円から1.4兆円へ12.3倍となる。公共部門での資本形成が民間への資金供給をはるかに超えて拡張されたのである。ただしこれは出発点が小さかったせいであって、財投のメカニズムがおおむね整備されて安定したと思われる35年度

表 2-5-6 財政投融資の最終使用形態別分類

(単位：億円、倍)

年 度	昭28	30	35	40	45	46	47	48	48/28	48/35
1. 民間への資金供給	1,521	1,156	2,271	7,163	17,575	20,883	26,971	33,657	22.1	14.8
構成比	47.1	35.9	37.4	44.2	49.1	48.8	50.0	48.6		
2. 政府事業・公企業建設投資	592	894	2,230	5,139	11,688	14,146	16,466	21,765	36.7	9.8
構成比	18.4	27.8	36.8	31.7	32.6	33.0	30.5	31.4		
3. 地方公共団体への資金供給	1,115	1,169	1,568	3,904	6,536	7,775	10,517	13,826	12.3	8.8
構成比	34.5	36.3	25.8	24.1	18.3	18.2	19.5	20.0		
計	3,228	3,219	6,069	16,206	35,799	42,804	53,954	69,248	21.5	11.4
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

(注) 各年度とも当初計画、昭和47年度、48年度は新様式による。

(出所) 福島量一・山口光秀・石川周共編『財政投融資』(昭和48年)。

を基準にしてみると、48年度には財投全体が11.4倍なのに対して対民間資金供給14.8倍、公的部門資本形成9.8倍、地方8.8倍となる。高度成長最盛期には、民間への資金供給が最も大幅に伸びたのであった。その結果、構成比でみると対民間資金がこの間40%から50%へと高まり、公的部門は40%から30%へ低下、地方も25%から20%へと若干低下している。

## 第5節 財政投融資と景気調整

### 1 財政投融資の弾力的運用

財政投融資は発足早々から、景気調整の手段として一般会計に比べて積極的に利用されてきた。外貨減少を契機にして、3～4年ごとに繰り返される引締めにあたって、財投計画を抑制ぎみに編成するというのが典型的な形であった。逆に景気刺激に用いるということはあまりなかったとみなすべきかもしれない。しかし、昭和40年代に入るところから、かなり意図的に、景気の刺激と引締めの双方向に向かって、財投が利用されるようになったといっているようである。こうした点は、第1部の各年度の財投計画に関する叙述で繰り返し述べておいたが、ここではそれをいくつかのデータに即して確認しよう。財投計画は、一般会計や地方財政計画ともども、その決定にあたっては、当面の経済の動向や翌年の経済見通し等を踏まえて、景気との関連に慎重な配慮がなされる。その場合、財投には、ほかにない景気調整適合的なメカニズムが認められる。すなわち、産投会計を除いた3つの原資のうち、運用部資金と簡保資金については、年度途中の追加や実施の変更は、47年度までは大蔵大臣、郵政大臣が資金運用審議会の議に付して実施しえた。48年度からは長期運用特別措置法で、両資金の長期運用予定額は国会の審議議決を要することとなったが、一定の条件の下では、当初計画の50%までは追加するという弾力条項が設けられている。また政保債、政保借入金については、46年度から一般会計予算総則にやはり50%の弾力条項が置かれるようになった。第2に、そうした法的な弾力条項でなくとも、執行にあたって一般会計や特別会計に比べて財投は弾力性が高い。一般会計でしばしば公共事業関係費について支出の抑制や促進が試みられるが、そのかなりの部分が財投対象事業である。財投は、一般会計や特別会計などが人件費や義務費などを多く含んでいてその分硬直的たらざるをえないのに対して、いわば事業費だけからなっているのであるから、弾力性が高いのである。さらに財投には繰越し制度がある。長期運用について、48年度からは国会議決を要

表 2-5-7 財政投融資の景気調整的運用 (%)

年 度	経済成長率 見通し	一般会計当 初歳出予算 伸び率	財政投融資 当初計画伸 び率	財政投融資 年度内追加 率
昭28	—	13.2	—	6.8
29	—	3.5	△12.6	2.9
30	2.6	△0.8	14.1	1.0
31	4.2	4.4	8.6	1.0
32	7.6	9.9	17.4	△0.8
33	2.3	15.4	1.6	6.8
34	6.1	8.2	27.7	8.1
35	7.8	10.6	13.9	5.9
36	9.8	24.4	27.5	8.5
37	5.4	24.3	17.0	8.7
38	8.1	17.4	22.6	9.3
39	9.7	14.2	20.8	7.4
40	11.0	12.4	20.9	12.3
41	11.3	17.9	25.1	5.0
42	13.4	14.8	17.8	5.4
43	12.1	17.5	13.0	3.6
44	14.4	15.8	14.0	4.3
45	15.8	18.0	16.3	6.8
46	15.1	18.4	19.6	18.4
47	12.4	21.8	31.6	14.2
48	16.4	24.6	28.3	9.2

(注) 経済成長率見通しは国民総生産の名目成長率。

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』各年度予算特集号及び第267号。

することとなったが、同時に翌年度への繰越しを認める(第3条)ことによって、弾力性を制度的に保証したのである。これらの法的、あるいは執行上の弾力性を踏まえて、実際にどのように対策が講じられたかを、一覧するのが表2-5-7である。

## 2 景気調整的運用の実態

### (1) 一般会計以上の伸縮性

まず表2-5-7を見渡して、第1部でも述べておいたとおり、経済成長率及び一般会計の伸び率よりも財投の伸び率のほうがおおむね高いことが分かる。そ

の開き方をよくみると、経済の抑制が課題だった年には縮小し、逆に刺激を目標とした年には拡大していることが読み取れる。それは、財投が景気調節の手段として利用されたことを十分窺わせるに足る態様であるといつてよいであろう。むしろ一般会計もその機能を期待され、それを果たしていることは第1部で記してきたところであるが、財投は一般会計に比べて景気に対してより敏感に反応しているのである。すなわち、景気刺激が政策課題の年には、一般会計よりも財投のほうが大幅に伸びており、逆の場合は逆である。たとえば典型的には財投発足早々の昭和29年度は、28年度の積極政策の咎めで国際収支が急激に悪化して、それへの対応が求められた年にあたっている。この年には財投の伸びは実に△12.6%という値を示している(実績では△15.3%)。一般会計もむしろ抑制されて、ここから1兆円予算期が始まることは既述のとおりであるが、それでも伸び率はマイナスということはなく、3.5%であった。逆に刺激型の顕著な例が47年度にみられる。ニクソン・ショックからの立ち直りのために一般会計で47年度には21.8%、48年度には24.6%も伸ばしているのであるが、財投ではそれぞれ31.6%、28.3%という当該期に前例のない高い伸び率を記録している。

これらは、当該期中でとくに目立つ例であるが、これ以外にも、国際収支の悪化に対処するためなどで、抑制ないし引締政策が採用された年次(32~33年度、36~37年度、42~43年度など)には、伸び率の低下している例が多い。もっとも、財投が一般会計と常に同じ方向に向かって動くとはばかりはいえず、半年や1年食い違うことがあるのは掲出した表の計数から見て取れるであろう。それにしても上記の各年次に、一般会計より財投が大きく振れていることは明らかであろう。ただし、景気政策的な判断が財投のあり方を決める中核とはいえず、第2の予算として本来多角的な要求に応じなければならないので、時として景気政策が求めるものとは異なるベクトルが指示されることはむしろありうる。また、たとえば引締めにあたった年度に、中小企業への配慮からむしろその分野の財投を拡張させるといったケースもしばしばみられるのであって、財投の量は決して一義的に景気に対応しているとはいえないことに注意する必要がある。

ところで財投の景気調整機能は、年度内の計画改訂すなわち追加、削減、繰

延べなどによっていっそう機動性を高めることができる。1兆円予算期前後には、高度成長期に比べてもともと当初計画の伸びは高くないのに加えて、年度内の追加率はごく小さく、引締めにあたった32年度のごときはマイナスになってさえいる。ちなみにこの32年度は29、36、42年度とともに、削減ないし繰延べが実施された年にあっている。なお32年度の場合、よくみると32年度の追加と33年度当初計画がセットになって抑制を図っていることが読み取れよう。17.4%も伸ばした32年度当初計画では予定していなかった国際収支の悪化に対処すべく、年度内に△0.8%の追加すなわち削減がなされ、33年度当初計画もそのスタンスで編成されて1.6%という低い伸びとなったのである。

## (2) 昭和30年代と40年代の差

こうして財投は、発足直後から景気調整的に運用されたことが分かるが、昭和20・30年代には、一般に国際収支悪化に應ずる引締政策の手段として財投が利用されたことはあるが、逆に刺激策として利用されたことはなかったのではなかろうか。多くの場合、短期間の引締めののち、すぐ景気は回復して急速な成長が開始されたからである。成長の結果もたらされる豊富な原資によって、成長期に大幅な財投伸び率が記録されているのが、30年代後半の成長期の目立った特徴である。だが40年代に入るとやや事情が変わってくる。刺激策として財投が顕著な働きをするようになったのである。

まず40年度の場合、伸び率20.9%という当時としては平均的で中位の当初計画策定の際には予想しなかった不況に直面して、年度内に従来例のない12.3%という高い率の追加がなされ、41年度当初計画もそれを引き継いで40年度より5%ポイント近くも高い25.1%の伸びとなっている。同様なケースが46年度にも見出せる。やはり年度当初には格別景気刺激を想定せずに、平均的で中位の19.6%の伸びを計画していたが、ニクソン・ショックに遭遇して、既述のとおり47年度に31.6%、さらに48年度28.3%の伸びとなっているが、実はそれは46年度の追加率18.4%という空前の年度内追加を引き継いで、それとセットになっているのである。こうして40年代のはじめと後半には、前年度追加と次年度当初計画をセットにした、刺激策としての財投が明らかに機能していた。逆にいえば、それらに挟まれた期間、いわゆるいざなぎ景気期は、同表にみるとお

り、当初計画も追加も抑え気味に組まれていたのであった。とくに硬直化キャンペーンで特色を発揮した43年度には、当初計画も追加も40年代で最低の水準に抑えられていた。結局、20・30年代には、3～4年の周期で到来した短期的な国際収支悪化に対処するための、短期の引締め型財投に中断された、長期の財投拡大が継続したのに対し、40年代は、刺激型、抑制型が交互にはっきりと現れているということになる。